

Title	奥義抄伝本考
Sub Title	
Author	川上, 新一郎(Kawakami, Shinichiro)
Publisher	慶應義塾大学附属研究所斯道文庫
Publication year	1989
Jtitle	斯道文庫論集 (Bulletin of the Shidô Bunko Institute). No.24 (1989.) ,p.143- 275
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00106199-00000024-0143

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

奥義抄伝本考

川 上 新 一 郎

藤原清輔の歌学書『奥義抄』については、早く久曾神昇氏に「奥義抄に就いて」(「立命館文学」昭12・4)の論があり、その中で、成立並びに諸本が考察されており、現在に至るも基本的文献となっている。久曾神氏には、更に、『日本歌学大系』第壹卷(初版昭15刊、新版昭32刊)の『奥義抄』天理解題、図書善本叢書『平安時代歌論集』(昭52刊)解題があり、伝本の追補が行われている。

一方、戦後、久曾神氏が扱われなかった大東急記念文庫蔵本の存在が知られるようになり、まず井上宗雄氏が「大東急記念文庫蔵 杉原宗伊関係歌書(「奥義抄」「法華廿八品歌」)をめぐって」(「かがみ」7昭37・3)において、新出の大東急記念文庫蔵本には、

従来知られている諸本に省かれていた『忠岑十体』が収められていることを指摘され、注目すべき伝本であることを明らかにされた。次いで、原田芳起氏「大東急本奥義抄と忠岑十体」(「季刊文学・語学」27昭38・3)「大東急本奥義抄管見」(「かがみ」8昭38・3)の二論文が発表され、前者では主として『忠岑十体』の部分について、後者では大東急記念文庫蔵本の本文的性質について検討が加えられ、該伝本が、従来知られている九条家旧蔵本(日本歌学大系底本)や慶安五年版本とは異本関係にあることが明らかにされた。⁽¹⁾

『奥義抄』の諸本については、久曾神、原田両氏の論によりほぼ尽きていると言つてよいかと思われるが、それらによつて

明らかにされたように、『奥義抄』諸本間の本文異同は著しく、複雑である。その点を今一度検討してみたいと考えたのが以下の拙考である。結果は徒らな煩雑を招いたのみで、何ら新見を提示出来ず、非力を恥ずることとなったが、従来未紹介の伝本もあり、大方の御教示も賜りたく、敢えて発表する次第である。

さて、『奥義抄』に清輔自身の手によって追補がなされていることは、当時の文献によっても知られるところである。既に指摘されていることであるが、後撰集卷十三、九一六「伊勢の海にあまのまて(まくかた)がたい(まくかた)とまなみながらへにける身をぞうらむる」(源英明朝臣)の歌の「あまのまて(まくかた)がた」の解釈をめぐっての『六百番歌合』恋十、十五番、寄海人恋の藤原俊成判詞、『三代集之間事』『僻案抄』引用の俊成の証言、一方それに反論する形の『顕昭陳状』における顕昭の発言により、清輔の『奥義抄』には、初めその歌に注が施されていなかったが、後に注が加えられたことが知られる。⁽²⁾その中、『顕昭陳状』恋十、寄海人恋に次のようにあるのは注目される。

故清輔朝臣、奥義抄と申和歌の抄物を作時、後撰の歌に英明中将がよめる

伊勢の海(イセ)あまのまて(まくかた)がたい(まくかた)とまなみながらへにける身を

ぞうらむる

と申歌を、さきには不審して雖不注付、後に塩やく案内者等に相尋て、「あまのまて(まくかた)」と云事を能知て、其由委註付たり。其自筆押紙、愚本に侍り。未被見其義こそは侍れ。更非門徒也。⁽³⁾

これによれば、顕昭所持の『奥義抄』には、「伊勢の海の」歌の注が清輔自筆の押紙で付されていたという。この点につき、顕昭は、清輔が最初は明解を得ず、そのままとなっていたが、「塩やく案内者等」に尋ねて解を得て自ら付箋で注を加えたのだと、述べている。

事実、後述するように、「伊勢の海の」歌の注は『奥義抄』伝本によつては、存するものと欠くものがある。

更に『奥義抄』には、「裏書」「追考」「追勘」等と表示された箇所があり、それらは諸本を比較すると出入が認められ、その全てが清輔の手になるとは断定できないものの、清輔自身が盛んに追補や改稿を行ったことは確実であり、現存の伝本にそれが反映しているとみられる。従つて、『奥義抄』諸本の系統を論ずるならば、清輔の追補や改稿の過程を明らかにする必要があるが、実の所、それは容易ではない。この点に検討を加え

られた久曾神、原田両氏の説はそれぞれ以下のようなになる。

まず、久曾神氏は御架蔵の九条家旧蔵本と慶安五年版本を比較され、版本は先述の「伊勢の海の」歌の注を初め、大幅に増補が加えられていることを明らかにされ、九条家旧蔵本の方が初稿本に近いが、「追考」「裏書云」とされる条があるので、真の初稿本ではないとされた。更に、尊経閣文庫蔵伝顯昭筆本、三手文庫蔵版本書入れの松永貞徳本（今井似閑校合本）は九条家旧蔵本より記事が少ないとしてそれより初期の稿本とされ、現存していない追補の全くない本を初稿本とし、以下を追補本とされ、第二次本（尊経閣文庫蔵本、三手文庫蔵校合本）、第三次本（九条家旧蔵本）、第四次本（慶安五年版本）と分類された。

一方、原田氏は大東急記念文庫蔵本を検討され、それを九条家旧蔵本（日本歌学大系本）、慶安五年版本と比較した結果、次のように述べられた。

久曾神昇博士は歌学大系の解題の中で、流布板本を第四次増補本として、九条家本を第三次増補本として位置づけられた。この流布本系の第四次本から原撰本（久曾神氏の称する初稿本、稿者注）までの伝来を一本の線を引いて見た

場合に、大東急本はどんな位置を占めるか、その祖本がどのあたりで分岐したものであるかが問題であるが、右の一本の線の中に位置を見出す事は困難で、流布系諸本の祖本と、大東急本の祖本とは、別個の改訂増補本として存在したのではないかと思う。（中略）

私見によれば、正和本（第三、四次本の祖本、稿者注）には原撰本に対する増補はあったが、改訂はなかったらしい。建仁本（大東急本の祖本、稿者注）の方では、若干の増補とともに、かなりの量の改訂補正を加えていたと見られるのである。従って、大東急本については、原撰本までさかのぼった所から、改訂と増補を重ねたであろう所の、別個の伝来図を描かなければならないものと思われるのである。（原田氏著書、一五九—一六〇頁）

右の両氏の論は両立しえないものではない。大多数の伝本について久曾神氏の分類が有効であるのも事実であるが、大東急本のようにその分類に入れ難い伝本があるのも事実である。大東急本と同様、戦後になって存在の知られた天理図書館蔵定家筆本や、古くより中山家本として知られていた国立歴史民俗博物館蔵本も、零本という事情もあるが、この分類に適合し難

いようである。

このような複雑な様相は、清輔の手元に存在した原本に多分に原因があるかと思われる。顯昭の発言から推測されるように、清輔は手元の『奥義抄』に折に触れ手入れをし、増補、書入れ、抹消、書き改め、付箋の貼付等を行ったものと思われる。そのような原本をもとに、自ら清書をしたり、他人が転写したりすれば、複雑な文脈の取捨選択により、容易に異本が生じるであろうことは想像に難くない。

更に、「裏書」「追考」等の部分や、無注の歌に注が加えられた部分は、他本との校合によって補われる可能性があり、系統の混淆もおこりやすい。

諸本の比較を行った場合、殊に「裏書」「追考」等の増補記事の出入りに一貫した法則が認められず、分類困難に陥るのは、多分にそのような本文の接触が起ったためかと考えられる。

左記に管見の諸本の一覧を掲げるが、先学の分類に従いながらも、異ったものとなっている。これは、先学の分類に異を立てる確たる根拠があるというのではなく、分類困難な伝本の処置に窮した結果の苦肉の策に過ぎない。未見の伝本、新出の伝本の検討により、この分類を改めなければならなくなることも

十分考えられる。

事実、後述するように、『袖中抄』所引の『奥義抄』は現存するいかなる伝本とも一致していない。

さて、分類するに当っては「裏書」「追考」等の有無は校合等によって付加されやすく、実際に諸本間に法則性を見出し難い面もあるので、一義的な分類基準とせず、改稿等の結果と見られる本文の改訂、さし換えを重視することとした。諸本を比較して感ずることは、諸本それぞれが独自の様相を呈しているにもかかわらず、本文の字句の異同は意外に少なく、特定の箇所複雑な異同が集中していることである。このことは、少なくとも現存本の範囲では、清輔は『奥義抄』に全面的な改稿は施しておらず、問題のある箇所に限って、何度も複雑な手入れをしたことを示していると考えられる。その手順を解明することは、現存資料からでは困難と言わざるをえないようである。

管見に入った諸本は次のようになる。

I 類本（流布本系）

(i) 九条家旧蔵本（日本歌学大系底本）、書陵部蔵御巫本

内閣文庫蔵本（巻中中途以下欠）

京都女子大学吉澤文庫蔵本（存卷上）

(ロ)慶安五年版本、金刀比羅宮蔵本（版本写）、国学院大学蔵本（版本写）

Ⅱ類本（異本系）

大東急記念文庫蔵本（欠下巻余）

三手文庫蔵版本校合書入松永貞徳本

内閣文庫蔵抄出本（欠下巻余）

書陵部蔵零本（存巻中）

付

(イ)内閣文庫蔵「古今和歌灌頂部」(巻下に相当)、国文学研

究資料館初雁文庫蔵「古今集灌頂部秘歌百十六首注」

(同上)

(ロ)国立歴史民俗博物館蔵中山家旧蔵本（存巻上）

(ハ)尊経閣文庫蔵伝頭昭筆本（存下巻余）

系統未詳本

天理図書館蔵藤原定家筆本（存下巻余、天理図書館善本叢書影

印）

分類の基準となる箇所は後述することにし、以上の諸本について概括すると、九条家旧蔵本は未見であるが、日本歌学大系

本により推定すると、書陵部蔵御巫本と、奥書、付載の「花鳥次第 定家卿作」に至るまで一致し同系統本であると思われる。内閣文庫蔵本はやや異同あるも、同系統であり、一方、京都女子大学蔵本は欠落か省略か不明であるが、字句の脱落がやや目につくが、これまた同系統本である。

慶安五年版本は九条家旧蔵本に比べ、著しく記事が多いが、共通部分の本文には異同が少なく、奥書が同一であることを考え合わせると、何らかの関係があるものと思われる。増補の記事が他系統本（現在管見に入らないが）からの補入である可能性も完全には否定しえないと思われる。

従来の活字本は、歌学文庫本が慶安五年版本に、現在の流布本である日本歌学大系本が九条家旧蔵本にそれぞれよっており、更に日本歌学大系本は版本を校合補入していることから、専らⅠ類本本文が知られている。

さて、異本系としたⅡ類本であるが、大東急記念文庫蔵本が『忠岑十体』を収載する唯一の伝本であることもあって、際立った異本として喧伝されている感があるが、『忠岑十体』については、付加されたものと考えられ、必ずしもその本文の基本的特徴を示すものではない。本文の性格から言うと、決して孤

立した存在ではなく、同様の特徴を示す伝本が比較的多く伝存している。但、完本は一本も見出されず、殊に大東急記念文庫蔵本に欠く下巻余を具備するのは、版本への校合書入れの形をとる松永貞徳本のみであり、この本とても、下巻余が巻上、中、下と同一系統本であると断ずるのには一抹の不安がある上、更に、その校合が終りに近づくにつれ粗になる傾向が伺えるため、下巻余については極めて不確かにしか内容が知られない。

次に掲げた内閣文庫蔵抄出本と書陵部蔵本は共に不完全な伝本であるが、本文は異本系と認められる。但、書陵部蔵本には独自の異同が散見され、恐らく意図的な省略がなされたらしく、字句を欠く場合が多い。

次に「付」としたのは一応Ⅱ類本（異本系）に属すると認められるものの、種々問題のある伝本を一括したもので、(i)(ii)(iii)相互に密接な関係を有するものではない。

まず(i)の二本は『奥義抄』巻下の古今集注積部分を独立させた形態をとり、二本は本文的に互いに近い関係にあるが、巻頭、巻末に文章が付加され、再編集されており、本文も他の『奥義抄』諸本とは大異がある。しかしながら、その本文は基本的にはⅡ類本の特徴を有しており、更に独自の「追考」等の異文を

有している。それらの独自の追補の中には、『袖中抄』所引の『奥義抄』と一致するものもあり、全体としては本文転訛が著しいと認められはするものの、Ⅱ類本中特異な位置を占めている。

(ii)の中山家旧蔵本は異同の比較的少ない巻上のみ零本であり、しかも独自異文が散見され、今一つ系統が明らかでないが、後述するように、一応Ⅱ類本としての特徴を有するので、ここに位置せしめることにする。

(iii)の尊経閣文庫蔵伝頭昭筆本は、先に述べたような事情から明確な分類基準を立てられない下巻余のみの零本であり、これもまた明確な系統が明らかでないが、三手文庫本への校合と若干一致するところがあるため、仮にここに置くことにする。Ⅱ類本中最も分類に不安を感じる伝本である。

末尾に「系統未詳本」とした天理図書館蔵本は、これも下巻余のみの零本の上、他に類を見ない著しい異本であり、今後の新出資料の出現を俟って別置することにする。

以上、「追考」「裏書」の有無を分類基準とせず、本文異同を主体にした分類を試みたのであるが、問題は、鎌倉期の古写本である中山家旧蔵本、尊経閣文庫蔵本、天理図書館蔵本の三本

が共に右の分類に適合しにくい点である。これは、いずれもが零本である為でもあるが、天理図書館蔵本は明らかに、ここで試みた二分類には当てはまらない。更に加えて、ここで言及するのは或いは適切でないかもしれないが、『袖中抄』所引の『奥義抄』は、「追考」の有無が現存のいかなる伝本とも一致しないことはさておき本文的には、Ⅰ類本に一致する場合と、Ⅱ類本に一致する場合とが共に存しており、これ又、分類できないのである。

以上を考え合わせると、右で試みた二分類は、室町期以後流布した伝本の分類には有効でも、鎌倉期の伝本には無効かもしれないぬという不安を抱かざるをえない。しかしながら、管見に入った伝本の範囲では、それを解決する術がないというのが実情である。

さて、Ⅰ類本とⅡ類本とに分類する基準となる箇所を列挙する。原則として日本歌学大系本と大東急記念文庫蔵本を並記してその異同を明らかにし、他の諸本が何れに属するかを示すことにする（該本が欠巻、欠丁、省略等で該当箇所を欠く場合特に記さない）。その場合、他の諸本の小異はここでは無視することとし、何れとも大異ある場合は、改めて掲げることとする。

なお、諸本の略号は以下の通りとする。

日本歌学大系本（歌） 書陵部蔵御巫本（巫） 内閣文庫蔵本（内）
京都女子大学吉澤文庫蔵本（京） 慶安五年版本（版） 大東急記念文庫蔵本（東） 三手文庫蔵版本校合書入松永貞徳本（三） 内閣文庫蔵抄出本（抄） 書陵部蔵零本（書） 内閣文庫蔵「古今和歌灌頂部」（内灌） 国文学研究資料館初雁文庫蔵「古今集灌頂部秘歌百十六首注」（初灌） 国立歴史民俗博物館蔵中山家旧蔵本（中） 尊経閣文庫蔵伝頭昭筆本（尊） 天理図書館蔵藤原定家筆本（天）
なお、三はⅠ類本である版に校合されているので、校異なしの場合は、Ⅰ類本に入れ、「三校異ナシ」と表記した。

以下、明らかごとく、必ずしもⅠ類本とⅡ類本とに截然と区別されず、その間を揺れる本文を有する伝本もある。又、重要な異文でも、独自のものは、各本の解題に譲って、ここでは掲げない。

巻上

巻上には左程明確な異同箇所は存しないが、次のような箇所がある。

1、目録 日本歌学大系本二三四頁十五行―二三五頁二行

歌

一、六義 二、六体⁽⁴⁾ 三、三種体（後略）―巫内京版、三校異ナシ

東

六義 六躰 三種躰 (後略) | 抄中

Ⅱ類本ハ通シ番号ヲ付サナイ

2、標目 二二五頁三行、二二六頁十六行、二二九頁十八行、

(以下略)

歌

一 和歌六義

二 和歌六体

三 和歌三種体

(以下略) | 版、三校異ナシ (巫内京ハ「一 和歌六義」)

和歌六躰 / 一 和歌三種躰

東

一 和歌六義

一 和歌六躰

一 和歌三種躰

(以下略) | 抄中

Ⅱ類本ハ標目ニ通シ番号ヲ付サナイ

3、二三六頁十行 | 十一行

歌

十 相聞歌・挽歌

相聞は恋歌也。挽歌は哀傷也。| 巫内京(但、「一 相聞哥

挽哥」トスル)

東

一 相聞哥

恋哥也

一 挽哥

哀傷也 | 版抄中、三校異ナシ

4、二三六頁十四行

歌

はつをものつくりたる田をはむからすまなぶたはれてはたほ

こにをり | 巫内京版抄

東

波羅門の作れる小田をはむからすまなぶたはれてはたほこに

おり | 三中(但、中ハ「バラモンノツクリタルヲ」)

5、二五六頁三行 | 四行

歌

(前略) きならの山 たむけの山 あらし山 おきつしま山

みくに山 ふたかみ山 水わけ山 (注省略、以下同)

―巫内京版

東

(前略) ふたかみ山 水わけ山 三くに山 きならの山 たむ
けの山 あてし山 おきつ嶋山―抄中

三ハ順序を校異セズ不明

卷中

卷中、下は明確な異同が存する。

6、目録 二六三頁三行

歌

後撰歌四十九首―巫内版、三校異ナシ

東

後撰哥四十七首⁽⁶⁾―抄書

7、「君が代は」歌の注 二六七頁八行

歌

泰山不_レ讓_二土壤_一故成_二其高_一といふ文の心なり。又古今序にも
みえたり。―巫内版

東

塵つもりて山となると云事ある也、古今序にも見えたり―三抄
書

8、「たかきこと」歌の注 二七一頁十四行―十五行

歌

これは六条左大臣の子に相方弁といへる人の歌なり。此大臣は
高名の琵琶ひきなり。絃のしらべをば松のこゑにかよふことに
いへば、をのへときけば昔のしらべ思ひいでらるとよめるなり。
高砂のをのへには松あるゆゑなり。―巫内版

東

是は六条左大臣子に相方の弁といへる人の哥也、彼大臣は和琴
ひく人にてありしかば琴のしらべをば松のこゑにかよふことに
いへばおのへときけば昔のしらべ思出らると読り、高砂尾上
には松あるゆへなり―三(書ハ「彼大臣は和琴ひく人にてありし
かば」「高砂尾上には松あるゆへなり」ナン、抄異文アリ)

9、「いはゞしの」歌の注 二七七頁七行―十一行

歌

むかし大和国の役優婆塞といひけるもの、ゆきよかりなむと
いひて、かづらき山、よしの山のあひだに橋をわたさむと思ひ
て、日本国の神々に祈りこふに、かづらきにいます一言主と云
ふ神、一夜の間に、かの山この山のみねにいしのはしをわたし
はじめて、ひるはかたちの見にくきにはどかりてわたさぬを、

役おそかりてなむといひて、ひるもわたすべきよしをせむるに、
神はらだちて託宣して帝に奏し給はく、役優婆塞と云ふもの王
位をかたむけむとす、つみし給ふべしと。(後略)―巫内版、三
校異ナシ

東

昔大和国に役優婆塞といひける者行来よかりなんといひてかづ
らき山よし野山の間橋をわたさむと思ひて日本国の神くりに
祈りこふに、かづらきにいます一言主といふ神一夜の間に石橋
をわたし始てひるはわたさぬを、役昼もわたすべき由を責るに
神はらだちて託宣してみかどに奏する様、役の優婆塞といふ物
王位をかたぶけんとす、つみし給べしと、(後略)―抄書

10、「ゆふやみは」歌の注 二八六頁十一行―十四行

歌

老馬知_レ道といふ事のある也。むかし齊の管仲大雪にあひて道
をまどへるに、馬にまかせてゆきたること也。

裏書云、韓子曰、管仲事_二齊桓公_一、為_二上卿_一。桓公北征_二孤竹
国_一。于_レ時大雪、人皆失_レ路。仲曰、可_レ用_二老馬智_一。於_レ是放_二
老馬_一随_二其路_一得_レ歸_二本国_一。見_二蒙求_一。―巫内版(但、内版裏書
ナシ)

東

老馬知_レ道と云事のあるなり、昔齊管仲大雪にあひて道をまよ
へるに馬をはなちてその足跡にまかせて行たる事也―三抄書
(但、抄ハ歌ト同様ノ裏書アリ)

11、「たはれをと」歌の注 二九三頁一行

歌

(前略)さればそら色ごのみとよめるにこそともまうす。―巫
内版

東

(前略)さればそら色ごのみとよめるにやこそとも申めり、但
是もきたなしと云心也―三書

12、「けふも又」歌の注 三二二頁十五行―十八行

九条家旧蔵本

(前略) 高光少将歌云、

草のねに露のいのちのかゝるまを月のねずみのさわぐなるか
な―巫

版

(前略) 高光少将哥云

たのむよか月のねずみのさはくまの

くさにはかゝるつゆのいのちを

此哥は古哥也、

草のねに露のいのちのかゝるまを

月のねすみのさはくなるかな—三校異ナシ

東

(前略) 高光少将哥云

たのむよや月のねすみのさはぐまの草葉にかゝる露の命を—
書

巻下

13、「夕ぐれは」歌の注 三三七頁十二行—十六行

歌

くものをくものはたてとはいふ也。きぬ布などおるやうなれば、よそへていふなり。くもといふにつきてそらのくもによそへて、天つそらなる人こふる身とはよめり。くものはたてに物思ふとは、くものすはとかくかきたれば、一すぢならず、とかなむ物を思ふと云ふ心也。或物にはたゝかひのにはにたつるはたに似たるくもの、夕暮にたつがさだめなくなるをいふともはべめり。いかゞときこゆ。順が仮名の序にも思ふ心くものはたてにありながら、おりたちていはむかたなしとかけり。これ

もとかく云ふこゝろ也。—巫版

東

くものはたて両説也、一はくものいかきたるをいふ也、きぬ布などをる様なればよそへていふにや、この義ならば蜘蛛を雲にそへて天つ空なる人こふる身はとよめるにこそ、くものはたてに思ふとは蜘蛛のいはとぎまかくさまに乱たる物なれば、一方ならずかく物を思みだるゝと云心也、くもでに物を思ふ比かなといふ哥も此心にこそ、一説にはたゝかひの庭などにたつるはたの様なる雲の夕暮にたつを豊はた雲とも雲のはたてともいふ也とも申す、此儀につかば雲ははかりもなく尽せぬ物にいへば雲のごとくになんおもふと読るにこそ、順がかなの序にも、思ふ心雲のはたてにありながらおりたちていはむかたなしと書り、又古哥にも

天の原春はことにも見ゆる哉雲のはたても色まさりけり

とよめり、是が正義にてあるにや、又貫之重イがくものしにたるをみてよめる哥

さゝがにの雲のはたてのさはぐ哉風こそくもの命成けれ

是も此儀にかなへり—三内灌初灌

抄

雲のはたてに両説あり、一説は雲のいかきなるをいふなり、衣ぬのなどをやうなればよそへて天津空なる人こふるみはとよめるにこそ、雲のはたてに物ぞ思ふとは雲井(つぐ)いとさまよふさまにみだれたる物なればひとかたならずとさまよふさま物おもひみだるといふ哥もこの心にこそ、一説にはたゝかひ本ノマの庭などにたつるはたのやうなる雲のゆふぐれにたつを、はた雲とも雲のはたてともいふなりとも申す、この義につかば雲はかぎりもなくつきせぬ物にいへば雲のごとく物おもふとよめるにこそ、順がかなの序にも、思ふこゝろ雲のはたてにありながらおりたちていはむかたなしとかけり、又古哥も

あまの原春はことにも見ゆる哉雲のはたても色まさりけり
とよめり、これが正義にてあるにや、又重之(つぐ)がく物(モノ)しにたるをみてよめる哥

さゝがにの雲のはたてにさはぐ哉風こそ雲のいのちなりけれ
これはこの義にかなひたり

14、「まなづるの」歌の注 三三四頁十三行

歌

この歌古本にはなし。(後略)―巫

版

此哥古今にはなし(後略)

東

此哥はよき本にはなし(後略)―三抄内灌初灌

15、「あはれとも」歌の注 三三六頁五行

歌

又兼盛歌云、(後略)―巫版、三校異ナシ

東

又後拾遺集哥云(後略)―抄内灌初灌

16、「いくばくの」歌の注 三四二頁十行

歌

「ほととぎす」歌デ終ル―巫版

東

「ほととぎす」歌ノ後ニ「此心をよめるなり」アリ―三抄

内灌初灌

17、「かひがねを」歌の注 三四七頁十五行ノ次

歌

注ナン―巫版

東

かひがねは甲斐の白嶺也とぞ或物には待る、ねこし山こしとあ

るはねこえ山こえふく風とよめるなり、人にもがもやとあるは
かの風の人にてがな、ことづてやらんといへるなり―三抄内灌
初灌

下巻余

先述の如く、下巻余には明確にⅡ類本と考えうる伝本が存せ
ず、従つて基準も設けられない。以下二点は三手文庫蔵版本の
校異によるもので、どれ程確実か不明であるが、仮に掲げて將
来に俟つことにする。

18、「かひや」の問答 三五二頁二行―十五行

歌

(前略) 万葉集云、

朝がすみかひやがしたになくかはづ声だにきかばわがこひめ
やも

問云、あさ霞とよめり。春の歌ときこゆるに、かへるは夏こそ
はべれ。又これも冬すること也。いかによめるぞ。

答云、かれは冬することなれども、つくりおきたるかひやはこ
ぼちとる物ならねば、春夏までも有りなむ。(中略)

ますらをのもぶしつかふなふしつけしかひやがしたにこほり
しにけり

これは冬のこゆる也。―巫版

三

「問云、あさ霞とよめる」ノ右肩「以下无(朱)」ト校合―
天「問云」以下ナシ、尊「万葉集云」以下ナシ

19、「さきくさ」の問答 三五九頁十八行

歌

(前略) 後人さだむべし。―巫版天

三

「後人さだむべし」ノ次ニ「或本ニ一名トミクサトアリ
(朱)」トスル―尊「後人さだむべし、又ある人いはくさ
きくさのひとつのなをばとみくさといふ」トスル

以上、巻上、下巻余においては疑問を残すも、Ⅰ類本とⅡ類
本とを類別する基準となる箇所を列挙した。諸本の異同はこれ
のみではなく、特に記事の増減が著しいが、共通点が意外に乏
しいので、それらは諸本の項で述べることにする。また右に掲
げた異同により、Ⅰ類本とⅡ類本の関係はどのようなものかと
いう点は、ここでは保留し、諸本の解題に移ることにする。

Ⅰ類本（流布本系）

(1) 九条家旧蔵本系

久曾神昇氏蔵九条家旧蔵本

写

合一冊

原本未見。日本歌学大系本の底本として、現在流布本の地位を占める本である。本書は久曾神氏「奥義抄に就いて」に、

九条公爵家旧蔵本で、(中略)室町後期頃の書写にかかると、元来袋綴三冊であり、九条家の蔵書印も三ヶ所にある(中一ヶ所は切取る)が、唯今は一冊に合綴せられてゐる。表紙は原本のものらしく「奥義抄 下」とあり、下を消して傍に中と記してゐるのを見ると、最初下巻の表紙であり、それが中巻と合綴せられた時の表紙となり、遂に全体纏められた時にも表紙に用ゐられたのであらう。奥書は板本と同じである。

と述べられ、また『日本歌学大系』第壹巻解題では、

九条家旧蔵本で、近年筆者の架蔵に帰したのが、それである。室町後期の書写にかかり、三冊を一冊に合綴してある。

この九条家本を近世初期に転写したものが、豊橋市立図書館

館に現存し、近世中期に転写したものが、広島市の浅野図書館にある。何れも上質大判美濃紙袋綴三冊であり、内容は前者と合致してゐる。その奥書は、

正和五年応鐘廿七以清輔朝臣自筆中之本書写比較。

とあり、その次に更に、

花鳥次第定家卿作

正月(柳・鶯) 二月(桜・雉子) 三月(藤・雲雀)
四月(卯花・時鳥) 五月(橘・水鶏) 六月(撫子・鶉)
七月(女郎花・鶺鴒) 八月(萩・雁) 九月(村薄・鶉)
十月(菊・鶴) 十一月(ビハ・千鳥) 十二月(梅・水鳥)
と書入があり、豊橋市立図書館本、浅野図書館本も全く同じである。この系統本を収めることにしたが、流布本等の追補をも校入することとした。

と述べておられる。稿者は豊橋市立図書館蔵本、浅野図書館蔵本(焼失)共に未見のため、以下同系統本である書陵部蔵御巫本について述べ、九条家旧蔵本と併せ論ずることとする。

宮内庁書陵部蔵(一五五―九八)本

〔江戸中期〕写

三冊

袋綴。淡茶色表紙(二六・八×二〇・三纏)、左肩打付書「奥

義抄上(中、下)」。料紙、楮紙。墨付、上冊、四一丁、中冊、五
四丁、下冊、六二丁、遊紙、各冊共なし。字面高さ、約二二・
五糎。每半葉一二行書。和歌一行書。内題「奥義抄序(上式、
中釈、下釈)」「下卷余」。上冊に「上式」、中冊に「中釈」、下冊
に「下釈」並びに「下卷余」を収める。

奥書、下釈の末に識語、

於此卷二者和哥肝心目足也、非灌頂之人者／輒不可開、

仲灌頂撰器量及年藤可校之

授
隨歌私

玉津嶋姫明神御守護卷也、可愼云、

下卷余末に、

正和五年応鐘廿七以清輔朝臣自筆／中之本書寫比較

とある。

更に九条家旧蔵本と同じく、

花鳥次第貞家卿歌向作

正月柳鶯 二月桜雉子 三月藤雲雀 四月卯花時鳥

五月橘水鶏 六月撫子鶉 六月女郎花鶉 八月萩鷹

九月むらすき鶉 十月菊鶉 十一月千鳥 十二月水鳥梅

とある。

印記、各冊巻首に「御巫書蔵」(矩形朱印)。墨声点を付す。

さて、本書と日本歌学大系本とを比較すると、両者が同一系
統本であることは明らかで、また、日本歌学大系巻頭に掲げら
れた九条家旧蔵本の書影と比較すると、字詰等は異っているも
の、同じく每半葉一二行書、和歌一行書で、字句に若干の異
同を見るものの、傍書の異本校合が悉く一致しており、両者が
近い関係にあることがうかがわれる。但、両者の関係につい
て、御巫本が九条家旧蔵本の転写本か否かは不明であり、若干
の疑問なしとしない。

また、日本歌学大系本は、「流布本等の追補をも校入するこ
ととした。」とあるように、慶安五年版本による追補が行なわ
れている。

一般的に慶安五年版本は、本文的に九条家旧蔵本や御巫本に
かなり近く、それに一方的に増益が加えられている(一部慶安
五年版本の方が欠いている箇所があるが僅少である)。日本歌
学大系本ではそれらは該当箇所「」内に活字のポイントを落
として挿入されている。その大部分は管見のいずれの諸本にも
見えぬ慶安五年版本独自の記事である(詳細は後述する)。従
って、九条家旧蔵本系統に復元するには「」内を削除すれば
よく、逆に「」を加えるとはほ慶安五年版本になる。但し、

若干の例外もある。その点は解題にも注記されているが、現在『奥義抄』は日本歌学大系本で論ぜられることが多いので、利用の便を考え、例外箇所につき摘記する（本文異同の詳細は後に譲る）。

日本歌学大系本二三四頁二行―七行

三―七行目の「レ」内は版本独自の記事であるが、二行目「第一二句非是直語、三四句是為直語。三等句に一二句之情をあらはす。或名新意。餘亦准知。」の次に存するのではなく、二行目の代りとして三―七行目「レ」内が存する。

同二三五頁十行

「同事をかさねよむなり。」の「レ」内の活字がこの箇所のみ小さくなっていないが、「レ」内は版本、御巫本を含め管見諸本いずれにも存する。九条家旧蔵本の脱落であろう。

同二三七頁十行

「私云、ののトもも」は版本、御巫本を含め管見諸本に見当らない。

同二三八頁十七行

（孫姬式云、一篇之内、再同詞云々。）の（レ）内は版本にのみ存する。

同二六〇頁四行

「しぶだにのさき」 「あら井のさき」は版本、御巫本を含め管見諸本いずれにも存する。但、諸本とも「しぶだにのさき」と「あら井のさき」の間にさらに「しらさき」の項が存する。仮に九条家旧蔵本にこの三項が存しないのであれば、御巫本は九条家旧蔵本の転写本ではないことになる。この点は、先の「同事をかさねよむなり。」の有無についても同様である。

同二八〇頁二行―三行

諸本「よひながら」歌には注がなく、版本にのみ「この歌心得がたし。（後略）」の注が存する。大東急記念文庫蔵本には「此注ナシ、別本ヲ見テ書加之」として版本と同じ注がある。

同二八五頁十三行―十五行

「はすなはの」歌の注には二種類あり、版本を除く諸本は十三行目の「はすなはと云ふ物は海にあり。かづらのやうにてうらうへあるべくもなしときくにいかによめるにや尋ぬべし。」であり、版本のみが十四―十五行目の「はすなはよかづらのやうにて、うみのおもてにうきておひたるものなり。（後略）」となっている。

同二八五頁十七行―二八六頁四行

諸本「いせのうみの」歌には注がなく、版本にのみ「あまの塩やくとはしほひのかたのすなごをとりて、すゝぎあつめて、そのしるをやくなり。(後略)」の注が存する。大東急記念文庫蔵本には「此注ナシ、見別本書加之」として版本と同じ注がある。但、「追考」以下はない。

同三一二頁十五行―十八行

Ⅰ類本とⅡ類本の分類基準12参照。

同三一二頁十三行―十六行

「追勘、守宮事、玄賛云、(後略)」は版本にのみ存す。大東急記念文庫蔵本は「或本裏書云」として「追勘」以下を記す。なお、版本の解題の項で後述するが、同三一二頁五行「但、このあもりのしるしは、玄賛と云ふ文にはみそか事しつればおちずとこそ釈したれと申す人も侍れば歌どものひが事にや。」の一文は大東急記念文庫蔵本には補われていない。

同三六五頁九行

「淳于厩滑稽多弁」は版本、御巫本を含め諸本いずれにも存す。九条家旧蔵本の脱落か。

右に注記した以外の「」内の字句は管見の範囲では慶安五年版本にのみ見られるものである。

以上により、ほぼ九条家旧蔵本系統の本文は日本歌学大系本から復元し得るのであるが、次に、この系統の独自な特徴及び注目すべき点について述べることにする。掲げた伝本と同様の本文を有する伝本を末尾に略号で示す。

日本歌学大系本二二三頁五行

歌

天平感宝元年陸奥国に出金時詔書、反歌、大伴家持作

以下の諸本には注記がある。

「此号在二万葉集、無三年代曆、可レ勘」ト頭注―巫内京
(但、勘―尋△内▽、―尋レ之△京▽)

「天平感宝元年」ニ「此号ニ年中改元、仍不レ載」ノ年代曆ニ
これをかうすねんぢうかいげんとよつてすのせ
此号在二万葉集ニト割注―版
このがうりまんえんかじふに

「大伴家持作」ノ次ニ「此名季中ニ改元、仍不レ載」年代曆ニ

ト書入―東

首欠部分―中

注ナシ―三抄

同二四七頁一行―三行

「盗古歌證歌 餘證歌在ニ字抄、仍不レ注レ之。」ノ標目、「ふるき歌のこころはよむまじきことなれ共、よくよみつればみ

なもちゐらる。(中略)それは猶こゝろえぬこと也。」ノ後

ニアリ―巫以下諸本

同二五二頁十行

歌

物異名付十二月名略摘要

「付十二月名」ナシ―巫以下諸本

同二五三頁三行―四行

歌

(前略)あまはり はたれ あさけ しみゝ しばなく(注省

略、以下同)―巫

内

(前略)しばなく はたれ あまはり しみゝ あさけ―京東

抄中

版

(前略)しはなく しみゝ はたれ あまはり あさけ

三六排列ニ関シテハ校異ヲ付サナイタメ不明、以下同

同二五四頁七行

歌

(前略)きえがて のら ゆきげのみづ

巫

(前略)きえがて ゆきげの水 野ら―内京版東抄

中

(前略)ユキゲノミヅ キエカケテ^(ハヤ)ノラ

同二五六頁十三行

「いはしろのをか」ト「きたのをか」(きたのをかへ巫内

京版東中)ノ間ニ「むかひのをか」(巫)又ハ「ゐかひ

のをか」(内京版東中)ノ項アリ(三校異ナシ)、但、抄ハ

「ゐかひのをか」「きたのをか」共ニナシ

同二五七頁七行―十行

歌

(前略)いはたの ひくまの おほかの あはのゝ うだのお

ほの あきつの あさどはをの さがのあら の きよつかの

うちのおほの(後略)―巫内

京

(前略)うちのおほ野 ひくま野 おほか野 いはた野 うだ

のおほ野 あきつ野 あはの野 さがのあら野 きよつか野

あさどは小野(後略)―版東抄中(但、うちのおほ野―ユイヌ^{ユイヌ}

ノ、うだのおほ野―ウダノ ヲ、ノ、さがのあら野―サガノ

アラノへ中

同二六〇頁一行—二行

歌下同順—巫

「ゆらのさき たかひめのさき おほのさき」ノ三項「か

しまのさき」ノ次ニ入ル—内京版東抄中

同二六〇頁十五行—十七行

歌

(前略) ちくまがは たましまがは るながは あきつのかは

とねがは くしがは あそのかはら まつらがは おほかはよ

ど くらはし川(後略)

巫

(前略) たましま川 まつら川 るな川 ちくまがは とね川

くし川 あきつの川 くらはし川 おほ川よど あそのかはら

(後略) —内京版抄中(但、おほ川よど—ヲホカハ ヨドガハ

へ中)、又、東ハ基本的ニハ巫以下ト同排列ナルモ、複雑ナ異

同ガ存スルタメ、東ノ項ノ解題デ、述ベルコトニスル)

同二六八頁三行

歌

追考、草は春もゆるものなればそへよめるにや。

アリー巫版抄

ナシ—内東三書

同二八六頁十三行—十四行

歌

裏書云、韓子曰、管仲事齊桓公、為上卿。桓公北征孤竹
国。于時大雪、人皆失路。仲曰、可用老馬智。於是放
老馬隨其路得歸本国。見蒙求。

アリー巫抄

ナシ—内版東三書

同二九二頁九行

古歌万葉集—歌

万葉集哥—巫内版、三校異ナシ

万葉集—東

古謠 四十八首—抄

万葉抄—書

以上、主として日本歌学大系本、御巫本がやや孤立した本文
を有する点を目安にして列挙したが、語句の排列で孤立した本
文が散見される。それらの語句はいかなる基準で排列されてい
るのか明らかでないため、排列を異にする理由もまた不明であ

る。

また、日本歌学大系本と御巫本は「裏書」や「追考」が少ないことも特徴で、共に二箇所しかないが、他の諸本の有無との関連も明確な法則を見出し難い。後述する伝本の中には、その種の増補記事を多く有するものがあるが、他本と共通する場合が比較的少なく、出入りがまちまちである。

さて、日本歌学大系本と比較して御巫本の主な異同箇所を掲げる。主として欠落本文である。御巫本と共通の本文を有する伝本を末尾に略号で掲げる。

日本歌学大系本二三五頁十六行

「近代の人は是を称『隠題』也。伴歌は」ナシ―内京東抄中

同二四〇頁七行

「避病事」三字ナシ―内京三抄

同二四二頁十三行

「詞病事」ノ「事」ナシ―抄（猶、内京三八「詞病事」三字ナシ）

同二四二頁二行

「秀歌体」三字ナシ―内京三

同二八九頁八行

「好生^ニ毛羽^ニ悪吹^レ毛求^レ疵。」欠、「此□落」ト注スモ抹消

同三〇三頁十一行

「あからをぶね、あしはやを舟、まつらぶね、これはつくしに」ナシ

同三〇五頁三行―四行

「いなむしろと云ふ。それに又このくさのにたれば」ナシ

同三〇六頁十行ノ前

「以下。四首所^哥出詳不^レ覚語」ト注アリ―書（東三八頭書）

同三三二頁九行

「むらさきのねずりの衣と云ふ也とぞはべる。又唯」ナシ

同三三九頁四行

「みまくほしき玉つ鳥かなとよめり。このしばく」ナシ

同三四七頁十四行

歌

（前略）心なく四郡にはこえたると。

巫

（前略）心なく四郡に渡りたるとあらんはをとりてや―東三抄

内灌初灌（諸本若干異同アリ）

同三五三頁十一行

「又かごといふ詞あり。それ誓言なり。」ナシ―版天

同三六四頁九行

「もおぼつかなし。」ナシ

以下の箇所いずれも引用文の中略の意で「ミミミ」とする。

同三六五頁十三行「車馬十駟」(尊モ同様、以下同)、同十五

行「白壁十双車馬百駟」(猶、天以上八字ナシ)、同三六六頁七

行「郎嫂取為」、同八行「行十余日」、同九行「皆曰諾。至」、

同「往觀者二三千人」、同十二行「河中」

以上七箇所、版ハイズレモ存スルガ、最後ノ「河中」ヲ除

ク六箇所ハ字ガ小サイ、モシクハ行間ニハミ出ス等、改刻

カト疑ワレルヨウナ版式デアル(木村源兵衛版以下全テ

同)、他本モシクハ出典ヨリ補入シタモノカ

同三六六頁五行

「是等詞、弁説也。」ナシ

同三六六頁十六行―十九行

三箇所ノ「□□□□」(又ハ「□□□□」)ヲソレゾレ「ミミ

ミミ」トスル、但、二番目ノ「□□□□」ノ上ノ「矣」ナシ

―尊

御巫本の顯著な異同は以上であるが、全体として誤字脱字が

やや目立つ伝本である。

国立公文書館内閣文庫蔵(二〇一―七五二)本

卷中中途以下欠

〔室町末近世初〕写

一冊

袋綴。茶色渋引表紙(二六・三×二〇・七糎)、中央打付書

「古本奥義抄」(本文別筆)。なお、表紙左肩に「寛永俗」の文

字が逆向きに書かれているが意不詳。料紙、楮紙。上下裁断の

跡あり。墨付、一一九丁、遊紙、なし。字面高さ、約二三・〇

糎。毎半葉一一行書。和歌一行書。内題、「奥義抄序(上式、中

釈)」。卷中途中までの書きさし本で、終丁ウ第一行に「哥なり、

さて京にのぼりて」と日本歌学大系本三〇五頁十二行目「いな

むしろ」歌の注の半ばまでを書き、その後、「難波アケケ村駒」硯

ノ池長土「泊瀬小野へ」ヨノ宮「筆ノ山讀岐」と朱書がある(同筆カ)。卷

中の目録には、卷中末尾までの語句が記されており、書きさし

た理由は明らかでない。あるいは、底本が以下落丁でもあつ

たものか。奥書なし。

印記、巻首に「浅草文庫」「和学講談所」「書籍ノ館印」等の

朱印。

朱声点、返点、振仮名、訂正あり。その他、標目、和歌の通

し番号、出典注記、「出万葉集所名」の注記を朱書とする。

本書の本文は、冒頭に掲げたⅠ類本とⅡ類本の対立箇所の一覧から見て、Ⅰ類本であることは明らかであり、更に、九条家旧蔵本、御巫本の項に掲げた異同から、Ⅰ類本の中でも、御巫本に特に近似していることが認められる。先に異同を掲げた箇所の中、御巫本と一致しないのは、日本歌学大系本二五三頁三行―四行の「古歌詞」の排列、同二六〇頁一行―二行の「出万葉集所名」の「崎」の排列、同二六八頁三行の「追考」、同二八六頁十三行―十四行の「裏書」を共に欠く点のみである。結局、本書には「追考」「裏書」等明らかに追記と認められる本文は一切なく、また日本歌学大系本で慶安五年版本により補われた部分も九条家旧蔵本独自の欠落かと疑われる箇所を除けば、一箇所も含んでいないことになる。

また、比較的誤脱が少ない善本であり、独自異文も少なく、Ⅰ類本中では穏健中正な本文を有しているので、後半部を欠くことが惜しまれる。

次に、特徴的な欠文、異文の例を挙げる。本来その数は僅少である。

日本歌学大系本二二五頁十一行

「或書云、梅衆木前花発、故号ニ木花云々。」ナシ―京

同二二九頁八行

「かな、共無義也。如レ此類可レ避也。」ナシ

同二二九頁九行

歌

(前略) 詞不_レ優して常にそへよめる也。或云ニ倭形迹病。古交

野遊覽歌云、(後略)

内

(前略) 詞不_レ優して常にそへよめるなり、太無義也、如レ此類可_レ

避也。古郊野遊覽哥云、(後略)

前行ノ字句ノ混入デアロウ

同二四〇頁十行―十一行

「第三句にのべ、又第二句にいへることを」ナシ

同二六一頁七行

「かそののみ井」ナシ―京東三中

同二七六頁十一行―十二行

歌

(前略) 但、ともを公と云ふ義はあまりのことなり。伴氏のみ

やつことよめり。

内

(前略) たゞしをしはかりごとなり、あととすべからず

同二八九頁十行―十一行

「これは山ふたつの名なり。いもの山せの山とてならべる山なり。」ナン

これらの中には明らかな誤脱と思われるものと、異文と思われるものがあるが、全体から見ると、日本歌学大系本、御巫本との異同は僅少である。

京都女子大学吉澤文庫蔵(YK九二一、二〇一―F)本

存卷上

写

一冊

原本未見。国文学研究資料館蔵マイクロフィルムによる。袋綴。表紙左肩題簽「奥義抄」。墨付、四〇丁。每半葉十二行書。和歌一行書。内題、「奥義抄序(上式)」。奥書なし。印記なし。声点(墨カ)あり。

書写年代は複写のみでは明らかではないが、近世の書写であることは確実で、あるいは江戸前期くらいかも知れない。

さて、本文の性格は、卷上のみで零本であるため、今一つ明らかでない点があるが、I類本であることは確実で、その中で

も内閣文庫蔵本に近似していると認められる。既述の本文異同箇所中、本書が内閣文庫蔵本と異なるのは、日本歌学大系本二五七頁七行―十行の「出万葉集所名」の「野」の排列(歌巫内と異なり、版東抄中と一致)並びに内閣文庫蔵本の項に掲げた内閣文庫蔵本の独自誤謬の可能性の高い箇所のみで、同二三九頁八行の「或書云、梅衆木前花発、故号木花云々。」は内閣文庫蔵本と本書のみが共に欠いている点も注目される。

なお、本書は特に誤りが多いという程ではないが、脱字、脱文がままたつき、又、底本の損傷によるかと思われる欠字箇所もある。以下にその主要箇所並びに独自異文を挙げる。

日本歌学大系本二三三頁十一行

「おほやけのかしこまりをもなだむ。」ナン

同二三四頁十五行

「三種躰」ニ「雑躰十種杏躰七種各別有之」ト傍注

同二三五頁十行

「この花とは梅の花なり。」ナン

同二二六頁十七行―二二七頁一行

二二七頁一行「此哥今書、本式ハ文殊の御哥をかけり」ガ
二二六頁十七行「一長哥 二五三七 合卅一字也」ノ下

ニアリ（小字）

同二二七頁十一行

「あまそぎの そのきしかげと たのめれば」ナシ

同二二九頁十二行

「十字あることを毎句の上下におくなり。」ナシ

同二三〇頁十四行

「終七字の五字ある也。故曰「猿尾」。」ナシ—中

同二三一頁八行

「俗人の言語にことなることなし。故云「直語」。

歌の体犯す事なかれ。若是を犯さば為「查体」。」ナシ

同二三二頁四行

「も与_レを同韻字也。」ナシ

同二三三頁六行

「あをによし、しろたへに、ともに古事也。」ナシ

同二三八頁八行—九行

「但物の名は不可_レ忌。仮令、いもがひも妹紐、是物名也。

如_レ此をば不可_レ避。」ナシ

同二三九頁十八行

「古答_レ贈_レ花歌云、「ナシ

同二四〇頁十八行—二四一頁六行

以下の如く欠字、空白がある。

一字なれどもしる^{（つ）}同□□にこれをいだせり、みさぶらひ、み

かさ□□の字へ御の字なるゆへなり、これにてならびのくにも

同事あるは病とみへたり、たとへば□□といふ^{（つ）}あるにても彼

句なり、中ニハ一句を隔ニはあらぬにや、又詞は同とも心こと

なるは不_レ為_レ病、同云、

みやまにはまつ雪だに消なくに都は野べのわかみつみけり

みやまとみやことは別事なるがゆへに不_レ為_レ病、又一字もおな

じからねども□□

もがり舟いまぞなぎさにきよすなる汀のたづのこゑさはぐ也

なぎさみぎは□□なるゆへ為_レ病云々

同二五四頁十一行

「たち山」ナシ—版中

同二五五頁一行

「あはの山」ナシ

同二五七頁十三行

「よさみのはら」ナシ

同二六一頁十七行

「ありそのわたり」ナシ（標目「雜」モ欠ク）

以上見て来たように、本書はI類本(I)の中では、九条家旧蔵本、御巫本とはやや異同の多い伝本である。

(ロ)慶安五年版本

久曾神氏が第四次本とされた慶安五年版本は、本文は(I)九条家本系統にほぼ一致するが記事が増加している。この系統の写本は版本の転写本を除けば管見に入らず、また版本は全て同版で、補刻も認められない。但し、刊記の異なるもの数種がある。

ここでは、初印かと思われる木村源兵衛版により記述し、後印本の刊記を付記することとする。

家蔵

慶安五年刊 木村源兵衛

大八冊

藍色地牡丹唐草文様空押艶出表紙（二八・〇×一八・七糎）、左肩題簽「清輔奥儀抄一（一八）」。墨付、第一冊より順に、四〇丁（但、終一丁臨写による補写）、二九丁、三〇丁、二三丁、四三丁、三九丁、二五丁、三六丁、計二六五丁。無辺無界、一〇行。柱刻なし。印面高さ、約二一・五糎。和歌二行書。

内題、尾題並びに分冊状況は以下の通りである。

第一冊

「奥義抄序」（六丁）、「奥義抄上式／目録」（二丁）、内題

「奥義抄上式」。序より「廿一 十躰」まで。

第二冊

内題「奥義抄上之末」。「廿三 盗ぬすむ古哥こかを證哥せうかを」より「廿六

出いづる萬葉集まんえふし一所名しよな」まで。

第三冊

「奥義抄中釈／目録」（五丁）、内題「奥義抄中釈」。後拾遺

「一 かすしらす」より拾遺抄「廿一 たきこる」まで。

第四冊

内題「奥義抄中之中釈」（「後撰集」の標目の下、やや小

字）。後撰集「一 ふる雪の」より「卅九 おほはらや」

まで。

第五冊

内題「奥義抄中之下釈」（「萬葉集歌まんえふし」の標目の下、やや小

字）。尾題、「奥義抄中終」。萬葉集歌「一 うなはらの」

より「卅九 ぬくくつの」まで。

第六冊

内題「奥義抄下釈」。目録（四丁）、古今歌「一 袖ひちて」

より「七十三 なかれては」まで。

第七冊

内題「奥義抄下之中」(「哀傷」の標目の下、やや小字)。
古今歌「七十四 なくなみた」より人名「十四 海童女」
まで。

第八冊

内題「下卷余 奥義抄下之下」。 目録(一丁)、問答。 尾題、
「奥義抄下終」。

返点、縦点、振仮名、送仮名を付す。 振仮名にはままた濁点を
付す。 声点なし。

奥書、終丁ウに
本云

正和五年応鐘廿七以清輔朝臣自筆之／本書写比較
とあり、次いで刊記が奥書と尾題に挟まれる形で、

慶安五壬辰曆

木村源兵衛開

五月吉日

とある。

この刊記は位置がやや不自然な上、奥書、尾題が行書体であ
るのに対し、楷書体で書かれており、あるいは無刊記本が存在
して、慶安五年の刊記は入木と疑えなくもないが、無刊記
本は管見に入らないので、取敢ず、木村源兵衛版を初印と認め

る。

慶安五年刊本は、初印本以下、刊記を異にする数種がある。
初印から順に列挙すると次の通りである。

a、上記木村源兵衛版。

b、aの刊記の中、書肆名「木村源兵衛」の部分削除し、
書肆名が空白なもの。

c、bの空白に楷書で「上村次郎右衛門」と入木したもの。

d、cの刊記全てを削去し、その削去した刊記の右下の位置
に小字で「京車屋町夷川上ル町 林久次郎」と入木したも
の。

e、dの刊記はそのまま、一度削った位置に再びcと同一に
「慶安五壬辰曆／五月吉日／上村次郎右衛門／開板」と行
書で入木したもの。 坊間最もしばしば見かける。

以上の中、dとeは共にかなり後印で、先後の認定にやや困
難を感じる上、dには岐阜県立図書館蔵本(原本未見、国文学
研究資料館所蔵のマイクロフィルムによる)のように尾題を欠
く場合もあり、e↓dの可能性もないではないが、印面の比較
による限り、やはりd↓eが妥当と思われる、尾題の点は該本の

刷り落としと考えるべきであろう。

なお、後印本では、しばしば第二、三冊、第七、八冊を合冊して六冊本とし、題簽も改めて「清輔奥義抄一（一六終）」としている。

また金刀比羅宮図書館蔵本（原本未見、国文学研究資料館所蔵の紙焼写真による、写二冊）は版本の転写本で、奥書以下は次のようになっている。

正和五年応鐘_{廿七}以_三清輔朝臣自筆之本書写比_ノ校

慶安五壬辰曆五月吉日

奥義抄下終

正徳五乙未仲秋二十有九日 書写畢

右の中、慶安五年の刊記に書肆名や「開板」の文字がないのは、版本の転写本であることが明らかになるのを避けたためであろうか。いずれにしる転写本であることは本文上からも明らかである。

更に国学院大学図書館蔵（〇九一、二一九二、一〇四一）本（武田祐吉氏旧蔵、袋綴四冊、「江戸中期」写）も一部巻次を独自に改め、第一冊、巻上、第二冊、巻中の後拾遺、拾遺、後撰、第三冊、巻下、第四冊、巻中の古詞、下巻余とするが、

版本と同一の正和五年奥書を有し、その転写本である。

さて、慶安五年版本の本文は、開板に際して施されたと思われる振仮名、返点、縦点等が付され、時として漢文体の箇所が読み下しになる等、全体として読みやすい本文となっている。また、意不通の箇所が少ないのも特徴で、あるいは、校合、校訂がなされた可能性も否定できないと思われる。

しかしながら、最大の特徴は、九条家旧蔵本系統に比べて大量の記事の増補が認められる点である。それらは、日本歌学大系本に「」を付して抄入されており、既述のように、ごく一部が九条家旧蔵本固有の脱落と認められる他、大部分は版本特有の記事であり、管見に入る他の諸本にはほとんど見られない。

それらは既に、日本歌学大系の解題と本文に逐一列挙されており、繰り返すのは蛇足であるが、叙述の都合上、再度掲げることとする。また、日本歌学大系にならない、版本独自の記事も「」でくくることにする。なお、九条家旧蔵本、御巫本の項で、それらの独自の欠落と認めたものは省略することとする。

1、日本歌学大系本二二三頁五行（九条家旧蔵本、御巫本の項参照）

天平感宝元年（以下割注）〔此号二年中改元、仍不載／年代
曆、此号在万葉集〕みちのくにより（後略、縦点略、読点稿
者。版本に限り濁点・返点を私に付さない。以下同）
2、同二二九頁十二行―十七行

この沓冠折句歌の箇所は諸本まちまちで以下の如くである。

九条家旧蔵本

六沓冠折句歌 十字あることを毎句の上下におくなり。

仁和御製

あふさかも はてはゆきゝの 関もゐず

たづねてとひこ きなばかへさじ

あはせたきものすこしとをけり。

已上出喜撰式。一巫内三

京

六沓冠折句歌

仁和御製

あふさかもはては行来のせきもゐずたづねてとひこきなばか

へさじ

あはせたき物すこしとをけり

已上出喜撰式

版

六沓冠折句歌 十字あることを
句の上下にをくなり

〔此歌在村上御集、広幡御息所許也、而載喜撰式、尤不審、
若以古哥一欺〕

仁和御製

あふさかもはてはゆきゝのせきもゐず

たづねてとひこきなばかへさじ

あはせたきものすこしとをけり

已上出喜撰式

東

六沓冠折句 十文字ある事を毎句の上下ニをく也

仁和御製 うるはしくは草打によむなり

あふ坂もはてはゆきゝの関もゐず尋てとひこきなばかへさ

じ

あはせたきものすこしとをけり

已上出喜撰法師式

抄

六沓冠折句 十字あることを毎句ノ上下ニをく也

仁和御製

あふ坂もはては行來のせきもあらずたづねてとひこきなばかへさじ

あはせたき物すこしとをけり

中

六番八利折句

十モジアルコトラクノカミシモノコトニヲケルナリ、仁和ノ

ゴセイニ云、人々ニタヅネサセタマヒケルニ、イカニモコ、

ロヘズ、ヘンジヲナドセサセタマヒケルニ、ヒロハタノミヤ

スドコロトナムタキモノヲタテマツラセタマヒタリケレバ、

コ、ロアルコトソヲボシメシケレ

アフサカモハテハユキ、ノセキモキズ

タヅネテトヒコキナバカヘサジ

アハセタキモノスコントヲケリ

3、同二三四頁一行一七行

みなそこへしつくしらたまなかゆへに

こゝろつくしてわかおもはなくに

〔此等外有遣句哥、万葉集云〕

てにとりしからにわすとはひとのいひし

こひわすれかひことにしありけり

又後拾遺哥云

あしひきのやまほととぎすのみならず

おほかたとりのこゑもきこえず

如レ此類也、已上出三浜成卿式一

4、同二二六頁四行一七行

九条家旧蔵本

八誹諧歌

滑稽也。委趣は下巻にあり。已上出古今集。一巫内京三

版

八誹諧哥 滑稽也、委趣は下巻にあり

（二行割小字）〔誹音非也、無三俳音、可レ用三俳字ニ云々、雖レ然古今拾遺等皆以用三誹字、尤不審也〕

已上出古今集

東

一誹諧哥

滑稽也、委趣は下巻にあり一抄

中

一誹諧歌

俳諧イ（後人別筆）

滑稽也、クハシキヲモムキハ下巻ニアリ、誹歌アラザルナリ、

ムカシハイノジヲヲチキルベキコトナントイヘリ、シカリトイヘドモコキムカノシウキシウニハイノジヲモ□キルベキ、イブカシ

已上古今集ニイデタリ

中山家旧蔵本は誤りが散見されるが、ここでは版本と同様の記事であることは明らかである。

5、同二三七頁十一行―十五行

四落花病 毎句同ことまはる也、但ことさらにかさねよむはそのかきりにはあらず、「新撰髓脳云、毎句同様なる詞交たる也、新撰髓脳落花病 證哥云

のちのひのしるしにしつるしらかしの

しはしのちやゝたつぬはかりそ

のとの、しとし也、已上出喜撰式一

東抄中ハ「已上出喜撰式」モ欠ク

6、同二三八頁十七行

十七和歌八病 「孫姫式云、一篇之内再同 詞云」

7、同二四〇頁十二行―十六行

随て四條大納言の新撰髓脳のことときは
〔新撰云、雖有病無所避之時可詠證哥注之〕（以上や

や小字）

み山にはあられふるらしと山なる

まさきのかつら色つきにけり

是をやまひとしるす、山と山と也

8、同二四一頁十四行―十八行

まことに耳にたちて聞ゆ、さるへき事也、

〔但病雖不載古式延喜十三年歌合称瑕其哥

さかさらむものとはなしにさくららはな

おもかけにのみまたき見ゆらん〕

あふまてとせめていのちのおしけれは

こひこそ人のいのりなりけれ

これら又よき哥也

「あふまてと」の歌は、長元八年賀陽院水閣歌合十番右春宮大

夫頼宗の歌で、延喜十三年亭子院歌合の歌ではないので、「

内が後の補入で、しかも文脈を不自然に中断していることは明

らかである。

9、同二八〇頁一行―三行

五よひなからひるにもあらなん夏なれば

まちくらすまのほとなかるへく

「この哥心得かたし、よひなからひるにもあらなむといへるは
よも日もみなよからひるにてあれかし、よるひるといふわきま
へなくはくれをまつといふこともなくて人にあはむとおもふに
なつの日のくれかたきなきもあるらしとよめるにや」——東
(但、「此注ナシ、別本ヲ見テ書ニ加之」トシテ同ジ注ヲ付ス)
10、同二八〇頁七行—十二行

七こよひかくなかむるそてのつゆけきは

月のかさをやあきと見つらん

月はかさきつれはくらくなれば月のかさをにくしと見る心をあ
きとみるとはよめる也、されは秋と見れば袖はつゆけきにやと
よめり

〔裏書追勘、此義なを心ゆかす思、処々数本を引見るに、月

のしもをや秋と見つらんとあり、此心は夏のうちは秋なれば
この月のしもは秋にてあるへけれともこの月そらの月にそへ
て月のしもとはこのいたる所をいへるにこそ、さてこゝろを
あきと見ればつゆけきにやとよめるにこそ〕

11、同二八一頁十七行

〔裏書、ある本にはふくかせにとあり、此義にては五文字心
得すもなし〕

12、同二八五頁十二行—十五行

廿七はすなはのうへはつれなきうらにこそ

ものあらかひはつくといふなれ

「はすなはよかつらのやうにてうみのおもてにうきておひたる
もの也、それかうらにはちいさきかいとものつきたる也、うへ
にはさりけも見えてうらにつきたれはかくそへよめる也」

九条家旧蔵本、御巫本の項で述べたように、「はすなはの」
歌の注は他の諸本全て「はすなはと云ふ物は海にあり。かづら
のやうにてうらうへあるべくもなしときくにいかによめるにや
尋ぬべし。」である。注の内容から見て、諸本の注が初案で、
版本の注が再案であろう。

13、同二八五頁十六行—二八六頁四行

廿八い勢のうみのあまのまくかたいとまなみ

なからへにける身をそうらむる

「あまはしほやくとはしほひのかたのすなこをとりてすまき
あつめてそのしるをやくなり、さてそのすなこをはもとのかた
にまきくするをあまのまくかたとはいふ也、しほひのまにい
そきいとまめはいとまなきことよせていとまもなくて久しく
とはさりけるみをなんうらむるとよめる也、あまのことなれば

うらむともそへいへるなり

追考、をってかんかふさいくろのねうこ 齊宮女御

まくかたにあまのかきをくもしほくさ

けふりはいかにたつそらそなき

数本すほんにあまのまでかたとあり、不審ふしんなり、

但、ただし仮名かなのくてまざるゝ字也、書写しよしゃの誤敷あやまり」—東(9)「此注ナシ、

見別本「書加之」トシテ同ジ注ヲ付ス、但、「追考」以下ナシ、

14、同二九二頁十七行—二九二頁四行

「二かつしかのまゝの井見ればたちならし

水をくみけんてこなしそおもふ

是はむかし下総しもつさのくに国勝鹿真間野かつしかのまゝのの井に水くむ下女也、あさまし

きあさきぬをきてはたしにて水をくむ、そのかたちたへにして

貴女きぢよには千倍せんばいせり、如望ごとくのぞむ月如花咲つきはなにてたてるを見て人

々相競あひまそふこと夏の虫むしの如ごとく入い火ひ如ごとく入い水門すいもん一船いふねなり、こゝに女お

もひあつかひて一生いっしやういくはくならぬよしを存してその身を投なげ

湊みなとと云々、その心をよめる也、又かつしかのまゝのてこなとも

よめり、まゝの入江、まゝのつきはし、まゝのうら、まゝの井、

まゝ野のなどよめる皆此所也、同集云、しらすけのまゝのはきはら、

若もしはまのゝかやはらなとよめる哥あり、或は大和国あらいやまとのくに或相模はまがみ或

陸奥国むちのくにによめり、是らにまかひぬへし、可べき用意よういなり」

15、同二九二頁五行—十四行

「三あかねさすむらさきのゆきしめのゆき

のもりはみるやきみか袖ふる

是は天智天皇七年蒲生郡に遊獵時額田王のよめる也、あか

ねさすとはひかけなとさしたる心也、紫野とは彼野には昔は紫

のおひければをさへてむらさきのとよめり、次にしめのといへ

るは今日の御猶みかりにしめたれはいふ也、一所いっしょに二名みやうを称する、又

一名みやうを重疊ちゆうたうしてよむこと古哥こかのならひ也、この野にあそひあり

く女みやうどもの躰ていは見るやとよめり、行幸供奉ぎやうかうぐふの女共也、皇太子御

答哥とうたいはく云々

むらさきのにほへるいもかにくゝあらは

人つまゆへにわれこひめやも

たゝいま紫の見ゆればたとへにとりてかくよめり、古哥こかのなら

ひなり、これにて彼野かののに紫ありけりときこゆ、これをあしく心

得えて大和やまとのしめのにあそひ山城やましろのむらさきのにあそひしは見き

やとよめるなりなど申人まこともあれはかきをき侍るにそ、今あそふ

野をはをきてすきにしかたの事をこの野もりに見るやとゝはん

事はいかゝ侍るへからむ、江帥哥えのすぢ云々

かまふ野のしめのゝはらのをみなへし
のもりに見すないもかそてふり

とよめるもこの哥の心をとりてよめるとこそ見ゆれ」

16、同二九頁三行—三〇〇頁一行

廿四あさもよひきのかはゆすりゆくみつの

いつさやむさやいるさやむさや

この哥おほつかなきを或物にはあさもよひとはつとめてものく
ふとき也と侍り、(中略)

〔裏書、或書曰、天平勝宝五年春二月於左大臣橋卿之

東家宴饗大夫等一時主人大臣問古歌云、

あさもよひきのせきもりがたつかゆみ
安佐母牟比紀能勢伎母利家多豆加弓

ゆるすときなくあがあめ流伎美
由流須等伎奈久安我獎流伎美

即歌領云、

あさもよひきそのころいかにたれば
安佐母与比記其情奈何者

式部卿石川卿 説云、安佐母与比記所_二以然之_一者、古俗語併

しなからあさかしくいふこれをあさもよひきとたき也(10)
朝炊飯謂_二之阿佐母与比紀_一薪也

17、同三一〇頁十七行—三一一頁九行

冊五かそいろはいかにあはれとおもふらむ

みとせになりぬあしたゝすして

是は日本記寛宴の哥也、伊装諾伊装冉尊等の蛭子の事也、三
年までひるのやうにておきもぬさりし也、かそいろと云はかそ
は父也、いろは母也、ちかくの人の哥にかそいろのとよめるの
ゝ字心得す、古哥云

かそいろはあはれと見らむつはめすら
ふたりは人にちきらぬものを

とよめり、はの字おほくすましくは此哥かそいろもとそよま
し、つはめはつはくらめと云鳥也、そのとりはをとりしぬれは
又おとこもせずと云り、但おやはたらちねとこそいへとも万
葉哥云

おもへはそわれても月のいてつらむ
こゝらたらちのさねのなかより

とあるは一字などはすてゝもよむにや、この哥はわれていつと
いはんとて月にそへたり、かたわれ月の心也、こゝらたらちの
さねのなかよりとは、かはかりおやたちのさねたる中よりとい
へり、〔万葉集長歌にかそいろもとよめる哥あり、はの字なく
てもあるへし〕又父をはたらちを、母をはたらちめとそしり
たれともいつれをもたらちねとよみ侍り、(後略)

〔〕内は、版本のみにあり、本行化しているが、これは「は

の字おほくすましくは此哥かそいろもとそよまゝし、」の注が混入したもので、明らかに補入であり、しかも本行注に疑義を呈しており、清輔自身の所為か否かも疑わしい。(11)

18、同三二二頁十五行―十八行

Ⅰ類本とⅡ類本の分類基準12参照(本稿一五二―一三頁)。

19、同三二三頁一行―十六行

近古人哥云

冊九ぬくくつのかさなることのかさなるは

ゐもりのしるしいまはあらしな

これはもろこしの人は女をうたかひてものへゆくときにはゐもりと云虫のちを合葉してかひなにつくる也、おとこしつれはこのちうするなり、さてかくよめり、たゝむしのいろなともよめり、「但このゐもりのしるしは玄賛と云文にはみそかことしつれはおちすとこそ釈したれと申人も侍は哥とものひかことにや、」又女のみそかことするにはおとこのくつかさなると云事のあるはかくよめる也、かやうのことはさせる見えたるころなげれともふるくいひつたへたるにつきてみなよむこと也、人にこひらるゝ人はそてにすみつく、又こひすればひたひのかみしゝくともよめり、古哥云

わきもこかひたひのかみやしゝくらん

あやしくそてにすみのつくかな

又人にこひらるゝ人はのれるむまつまつくともよめり、万葉云

いもかかといていりのかはのせをはやみ

こまつまつく家こふらしも

又きぬかへしてぬれはこひしき人ゆめにみゆなともよめり

「追勘、守宮事玄賛云、以血塗臂女有和情洗之不

落、又抱朴子云、ゐもりに百日の間朱をくはせてそのちをつ

けつれはかのことせざるにはおちすといへり、此事の説は古

哥の心になへり、若玄賛の失歟、義もかなはざるなり、和

情あらは不落とあるは和情なくはおつへきにこそ、さて年

月わたるへからむ人々はつけかたし、ゆもあみすをのつから

あせもあへてやあるへきときこゆ」

―東(但、本文ノ注ニ空白ヲオキ、「或本裏書云」トシテ「追

勘」ヲ記ス、明ラカニ別本補入)

版本固有の二箇所の記事は呼応しているので、同時にもしく

は、関連して付加されたものであろう。大東急記念文庫蔵本は

後の箇所のみ「或本」から補入している。(12)

20、同三六五頁十四行―十五行

髡曰、臣從^ニ東方^一來見^ニ道傍^一有^ニ讓^レ田者^一、〔操^ニ一豚蹄^一酒一盃^一而祝^レ曰、甌窶^ニ滴^レ箒^一、汙^レ邪^一、滿^レ車^一、五穀^ニ蕃^レ熟^一、穰^ニ々^一、滿^レ家^一、〕⁽¹³⁾ 臣^一見^ニ其所^一持者^一狹^レ而所^レ欲者^一奢^一、故^レ笑^レ之^一。

以上、九条家旧蔵本系統に比べて増補されている部分を掲げ
たが、それらの中には、版本にしか見えない記事がかなり多い
(235678101112141516171820)。その他、91319は大東
急記念文庫蔵本にのみ、「別本」もしくは「或本」から補なわ
れている。近世の版本のみにしか見えないということにより、
それらの記事が、清輔の手になる増補か否か疑われる点も存す
る。「裏書」「追考」などある条は無論のこと、そうなくとも、1
2356781719のように本来追補の書入れだったと思われる
ものもある。しかしながら、13の「あまのまくかた」の条のよ
うに明らかに清輔の手になる増補と考えられるものもあり、一
概に疑わしいとは言いきれず、清輔の注でないとは断じられな
い。若干指摘した『袖中抄』『和歌色葉』『色葉和難集』への引
用、影響関係も微妙な点があり、なお、後述することとする。
さて、次に慶安五年版本の欠文や異文で既述した以外のもの
若干を掲げることとする。全体として、一、二字程度の異同が
多く、独自異文は少ない。

日本歌学大系本二四三頁十三行―十六行
廿一和歌九品

四条大納言撰

上々これはことはもたへにしてあまりのこゝろさへあるなり

ほのく〜とあかしのうらの朝きりに

しまかくれゆくふねをしそ思ふ

春たつといふはかりにやみよしのゝ

山もかすみてけさはみゆらむ

「四条大納言撰」ハ東中ニモアリ、「ほのく〜と」「春たつ

と」ノ順ハ版ノミ

同二四四頁一行

「あふ坂の関のしみづにかけ見えていまやひくらむもち月

の駒」ナシ

同二五二頁一行―二行

「中宮あきのみや」ガ「中少将みかさやま」ノ次ニアリ

同二五二頁五行

「和琴あつま」ガ「人形はらへくさ」ノ次、末尾ニアリ

同二五三頁三行―四行（九条家旧蔵本、御巫本の項参照）

とゝる 動也 しはなく 数鳴也 しみゝ 繁也

はたれ 斑也 あまはり 雨晴也 あさけ （割注、且開也、

又朝食／と云は別義也

同二五三頁七行―九行

七行目「まに／＼ 随意也」ノ次ニ九行目「みこも 水薦也」アリ

同二五三頁九行―十行

九行目「うれ 末也」ガ十行目「みなは 水沫也」ノ次ニアリ

同二五七頁三行

「とをさとをのすみよしの いるの」ト諸本ト逆順―東抄中

同二五七頁十三行

「よさみのはら ゆはら」ト諸本ト逆順―東抄中

同二五八頁二行―三行

二行目「すさのいり江」ガ三行目「なこ江」ノ次ニアリ―東抄中

同二五八頁十七行

「みほのちら」ナシ―東抄（三行前トノ重出削除）

同二六一頁七行

「まのゝ井かつしかの いそしのみ井」ト諸本ト逆順トナル

同三二〇頁十五行―十七行

（前略）六帖にも鴈部にこそいれて侍めれ、後江相公哥云

本ノ哥無之、不審也、数本同、私云、此末皆如此、不誤、次ノ哥相公也

卅五かそいろはいかにあはれとおもふらん

みとせになりぬあしたゝすして

「後江相公哥云」は本来「かそいろは」に続くはずのところを、前の歌の注文の末に追い込んだため、「本ノ哥無之、不審也、数本同、」の注が付され、その注を批判して更に割注が付されている。共に清輔の所為でないこと勿論である。

同三三三頁六行―七行

六十三敷嶋のやまとはあらぬから衣

ころもへすしてあふよしもかな

ころもへすしてとは比ほひ也、ほともへすと云也、比といふもしほとゝ云心也、ころもへすしてといはんとてから衣とはをけり、（後略）

歌以下諸本「比といふもし」以下「比といふもじをとらむ

とてからころもとはおけり。」トスル

同三三四頁八行

「人にはいかにもかげといふ物そへり。曇日にもあれど人は是を見ず。天眼は是を見るなり。」ナシ

同三三七頁二行―三行

二行目「片足」、三行目「かた足」ヲソレゾレ「片手」^{かたて}「か

たて」ニ作ル―東抄内灌初灌、三校異ナシ

同三四五頁十八行―三四六頁三行

「みちのくは」ノ歌「まかねふく」ノ歌ト注ノ後ニアリ、無

注ハ諸本ト同ジ―東抄、三校異ナシ（内灌初灌ハ版ト同ジ

順デ「みちのくは」ニ注アリ）

同三六六頁十六行―十八行（御巫本の項参照）

日本歌学大系本ニ□トシテイル部分、全テツメテ続ケル

以上の例で見ると、版本が時としてⅡ類本系諸本と一致する

点があることに気づくが、冒頭に掲げたⅠ類本とⅡ類本との分

類基準や、既述の諸本の異同箇所においてⅠ類本の特徴は十分

表われており、Ⅰ類本に属すると考えられる。ただ、大量の増

補記事が、本来この版本系統に存在していたか否かにも、一抹

の不安があり、他系統本との校合により、本文が混態化してい

るのではないかという疑いを全く否定し去ることはできない。

ともあれ、版本系統の伝本が他に見当らない現状では、疑問は

疑問として後考を俟つことにする。⁽¹⁵⁾

Ⅱ類本（異本系）

大東急記念文庫蔵（二三―一七―一五七）本

欠下巻余

寛正三年平（杉原）賢盛写

三冊

袋綴。茶色改装表紙（二六・〇×二一・八糎）。外題なし。料

紙、楮紙（全丁裏打修補）。墨付、上冊四四丁、中冊五八丁、

下冊四五丁、遊紙、上冊前後各二丁、中、下冊前一丁、後二丁。

字面高さ、約二三・五糎。每半葉十二行書。和歌一行書。内題、

「奥義抄序（上式、中釈、下）」。

奥書、第一冊（上式）末に

寛正壬午季仲夏中四 賢盛書

第二冊（中釈）末に

寛正壬午季夏念四 賢盛書

第三冊（下）末に

此抄者皇后宮大進藤原清輔作也

本云

建仁元年九月三日書写訖

以_三兩證本_一遂_三書寫之功_一早

寛正第三曆初秋中八日 平賢盛

とある。印記なし。墨声点を付す。

本書には一箇所脱落がある。中冊四四丁のオとウの本文が続かず、約一丁分脱落している。つまり四四オは「万葉集」(日本歌学大系本では「古歌万葉集」)の「おほなむち」歌注の中途「男女したしく成事也」(日本歌学大系本三〇二頁六行)で終るが、ウは次の「ひさかたの」歌注の中途「ます、かるがゆへに是を空みつ日の本国となづく」(三〇三頁二行)より始まっている。当該丁の表と裏は貼り継いだような痕跡は認められず、何らかの事情でその間を書き落したものと考えられる。あるいは、字詰を底本に忠実に書写して、底本を一丁めぐりとばしたのかもされない。

なお、書写者である平賢盛は前掲井上氏論文によれば、杉原氏、伊賀守杉原満盛の養子で、足利義政の近習で、後入道して宗尹と称している。文明十七年(一四八五)十一月二十八日没、六十八歳。宗祇が『竹林抄』で連歌七人の先賢としている他、歌人としても知られ、足利義尚の撰集打聞に撰衆として加わっている。

本書には、既述のように注を「別本」「或本」から補った箇所があるが、異本注記等は僅少である。従って奥書に言う「兩証本」がその「別本」「或本」をさすのか否かは明らかでない。また、本書はよく知られるように、『忠岑十躰』を収載する唯一の伝本である。しかしながら、既に原田芳起氏が前掲論文で指摘されているように、それが、本系統本本来の形態であるか否かには問題がある。

本書では「秀歌躰」の末に他の諸本と同じく「忠岑がは事おほければしるさず」と『忠岑十躰』を省略する旨述べているが、直ちに言を翻して「雖然追以灌頂卷奥書入」としている。この書入れは何人のものか明らかではないが、清輔自身の可能性が大きいと思われる。何れにしても、灌頂卷の後、つまり末尾に『忠岑十躰』を付載した伝本が存し、本系統本はそのような形態であったと考えられる。しかしながら、現在は、この「秀歌躰」の次に「和哥九品 四条大納言撰」があり、その次、「道濟十躰」の前に「和歌十種躰 忠岑撰」として『忠岑十躰』を収め、その末に

本云 檢_二或本_一此一段秀歌躰第十九之次道濟十躰第廿一之前在_レ之と注記がある。この注記につき原田氏は、この注記は、『忠

岑十躰』が灌頂巻の奥に付載されていた時点で、「或本」と比較した人物が記したもので、この注記に従って『忠岑十躰』が現在の位置に移された際、そのまま付いて来たのであると述べておられる。とするならば、「本云」とあることも相俟って、この注記は勿論書写者賢盛の所為ではなく、従って注記中の「或本」も賢盛の用いた「両證本」ではないということになる。

なお、現在の『忠岑十躰』の位置にも問題があるように思われる。注記によれば、『忠岑十躰』は「或本」では「秀歌躰第九次道済十躰第廿一之前」にあるとしているが、書き方が不審で、これでは『和歌九品』の前なのか後なのか判らない。「秀歌躰」の末には「凡歌のしなは忠岑が和歌の十体、もしは四条大納言の九品、道済が十体などにみえたり。」とあるので、『和歌九品』の前に存するのが正しい如くでもあり、成立順からその方が順当と思われるのであるが、その一方、『忠岑十躰』と『道済十躰』は密接な関係にあるので、『和歌九品』の後に二者を並記した大東急記念文庫蔵本の形態も不自然とは思われないのである。また、注記中に「秀歌躰第十九」「道済十躰第廿一」と項目の通し番号が付されているのも、冒頭のⅠ類本とⅡ類本

の分類基準によれば、Ⅰ類本かと思われ、「或本」は大東急記念文庫蔵本とは別系統本かもしれないのである。

以上、推測のみで、確定的なことは何も言えないのであるが、『忠岑十躰』を収める『奥義抄』は一系統のみではなかったと思われ、また、大東急記念文庫蔵本も、その位置を移動して本来の形態を留めていないと考えられるので、『忠岑十躰』の収載は資料的価値は甚大であるが、『奥義抄』諸本の系統を考える上で一義的基準とは必ずしもなり得ないと思われる。本稿で大東急記念文庫蔵本を孤立した一系統として立てなかったのはその為である。『忠岑十躰』については原田氏論文に詳細な考察があり、また原田氏著書には、安田家旧蔵本との校異を付して全文収められているので、本稿では以上に留めることにする。

さて、本書の本文の特色であるが、冒頭のⅠ類本とⅡ類本の分類基準を示した際に、その特徴的な本文の大部分は既に掲げている。ここではその一々についてくり返すことは避けるが、要約すると次のようになる。

まず12、及び注(15)に述べたように、巻上の標目、巻中、下の歌にⅠ類本系諸本と異なり通し番号を付さず、標目は全て

「一」と始め、歌には全く番号を欠いている。⁽¹⁶⁾これらは、他のⅡ類本にも概ね認められる。

「古詞詞」「所名」には語句の排列を異にする場合もあるが、5や既述各伝本の項に掲げた如く、左程系統による明確な類別を見ない。本書独自の異同については後述する。

本文上の特徴が最も著しく現われるのは、7と17に掲げた巻中、下における歌注の場合であろう。些細な字句の出入りの場合もあるが、原田氏が指摘された13「夕ぐれは」歌のような著しい例もあり、これらは清輔自身の注が二種類あったと考えざるをえない。その場合、いずれが初稿でいずれが改稿かは判断し難い点がある。13のようにⅡ類本の注の方が委曲を尽しており、改稿かと思われる場合もあるが、一方、8「たかさごと」歌のようにⅡ類本に文脈の乱れが感じられる場合もあり、一概には言えないようである。

また12「けふも又」歌の場合は、九条家旧蔵本系、版本、Ⅱ類本と三者三様であるが、「高光少将歌云、」として「草のねに露のいのちのかゝるまを月のねずみのさわぐなるかな」を掲げる九条家旧蔵本系は誤りと思われ、「たのむよ（む）や月のねずみのさはぐまの草葉にかゝる露の命を」を掲げるⅡ類本が正しい。⁽¹⁷⁾また、

二首共に掲げる版本は「此哥は古哥也、」の字句を挿入することで誤りを解消しているが、記述の流れが不自然である。「たのむよか」の歌は、清輔撰の『続詞花和歌集』（巻十、四六二）にも「如覚法師」（高光）として出ているのであるから、清輔が最初思い誤り、後訂正した可能性が高い（顕昭辺りが誤りに気づいて手を入れた可能性もあるが）。版本は訂正の段階で生じた異文であろうか。

このように逐一検討すると種々問題を生じるが、現段階では改稿過程を明らかにすることは困難である。

また、版本の項で、版本独自の増補記事を一覧した際述べたように、版本の増補記事は本書でも「別本」「或本」から書入れられた場合以外、全く存しない。但、後述するようにⅠ類本に見えない追考記事が別に存している。

さて、以下に、冒頭Ⅱ類本本文の特徴として掲げた以外の本書の特徴を挙げることにするが、その前に一言したいことは、本書は、従来ともすると異本としての性格が強調されて来たので、既述13の例のように、日本歌学大系本とは著しく異なるという印象を持たれ勝ちであるが、実は特定の箇所を除けば、さほど特異な本文を有するわけではない（Ⅱ類本中では、内閣文

庫本「古今和歌灌頂部」と初雁文庫本「古今集灌頂部秘歌百十六首注」のみは著しく特異な本文で、校合もままならない。

従って、大部分の箇所では、本文は日本歌学大系本とはさして異ならないことを示すため、一例として、「拾遺抄」の第一首目を掲げ、日本歌学大系本(二七三頁二行―八行)を傍記して示すことにする。くり返すが、特に異同の少ない箇所を選んだわけではない。

一(歌) 桜がり雨はふりきぬおなじくはぬるとも花のかげにかくれん
このさくらがりがある。先達(人(歌))の申しはさといふはあと云詞也、
あくらがりて雨。ふりきぬとよめるなりと申せどいかどときこ
ゆ、桜がりとはさくらを尋もとむる也、何を求めるをばかると
いふ也、鹿(し(歌))がり鷹(し(歌))がりなどいふめり、又古今にも遍昭が哥の詞
に、たけがりに北山にまかれりけるにとあるはまつたけもとめ
にこそ待めれ、中比の人の哥にも

春霞花ぞの山を朝たてば桜がり(の(歌))とや人は(の(歌))みるらん
とよめり、是さと云詞の儀(は(歌))にあらず

次に本書の特徴的な異同の箇所を掲げる。前の諸本の項に挙げた例も再び掲げた場合がある。

日本歌学大系本二二六頁十六行―十七行

歌

二和歌六体

一長歌 二五三七、合三十一字他。

東

一和調六躰

一長歌 二短哥 三旋頭哥 四混本哥 五折(て)句哥 六沓冠

折句

一長歌 二五三七 合卅一字也―中

同二二九頁十二行―十七行(版本の項2に既出)

歌

六沓冠折句歌 十字あることを毎句の上下におくなり。

〔此哥在村上御集、広幡御息所許也。而載喜撰式。尤不審。若以古歌二歟。〕

仁和御製

あふさかも はてはゆきくの 関もゐず

たづねてとひこ きなばかへさじ

あはせたきものすこしとおけり。

已上出喜撰式。

東

六沓冠析句 十文字ある事を毎句の上下ニをく也

仁和御製 うるはしくは草打によむなり

あふ坂もはてはゆきゝの関もゐず尋てとひこきなばかへさじ

あはせたきものすこしとをけり

已上出喜撰法師式

同二三五頁三行

歌

七題歌者 忽に題を得て早速に善悪を不顧讒病を去るを可

好。

東

七題哥は

忽に題を得て早速ニ善悪を不顧讒病を去て可好

思てや袖はこほらであやしくもたどる袖かもたどきなき哉

如レ此可レ云

同二三六頁四行―七行 (版本の項4に既出)

歌

八誹諧歌

滑稽也。委趣は下卷にあり。

「誹音非也。無俳音」。可用俳字云々。雖然古今拾遺等

皆以用誹字。尤不審也。」

已上出古今集。

東

一誹諧歌

滑稽也、委趣は下卷にあり―抄

同二三六頁十八行

「已上出万葉集。」ナシ―抄中

同二三七頁十五行 (版本の項5に既出)

「已上出喜撰式。」ナシ―抄中

同二三八頁十六行

「已上出浜成式。」ナシ―抄

同二四三頁十三行 (版本の項に既出)

歌

二十和歌九品

東

一和歌九品 四条大納言撰―版中

同二五一頁十行―二五二頁五行

歌

二十三物異名付十二月名略抽要

天、あまのはら 日、あかねさす 月、ひさかた

雨、しづくしく 風、しののをすゝき 霧、いさらなみ

樹雪落、しづり 水上雪、うすらひ 地、あらがね

山、あしびき 峯、つくばね 野、いもきの (中略)

別、むらどり つらき事、いはみがた 夢、ぬるたま

書、たまづさ 筆、みづぐき 簾、たまだれ

和琴、あづま 酒、ひじり見万葉集 人形、はらへぐさ

東

一物異名

天あまの原 日あかねさす 月久かた 雨しづくしく

風しのゝをふよぎ 霧いさらなみ 山あし引 峯つくばね

地あらがね 野いもきの (中略)

別むらどり 夢ぬるたま つらき事石見書たまづさ

筆みづぐき 簾たまだれ 和琴あづま 人形はらへ草

樹雪落しづり 水上雪うすらひ 酒ひじり見三万葉集

同二五三頁三行—四行 (九条家旧蔵本、御巫本の項に既出)

歌

(前略) あまはり、雨晴也。 はたれ、斑也。

あさけ且開也。又朝食 しみゝ、繁也。 しばなく、数啼也。

東

(前略) しばなく数啼也 はたれ斑也 あまはり雨晴也 しみゝ繁也

あさけ、且開朝食は—内京抄中

同二五四頁七行 (九条家旧蔵本、御巫本の項に既出)

歌

(前略) きえがて (注省略、以下同) のら ゆきげのみづ

東

(前略) 消がて 雪げの水 のら—巫内京版抄

同二五四頁十一行

「多千山 見毛呂山」ノ順トナル—抄

同二五五頁三行

「かせの山 きさの中山」ナシ

同二五五頁七行

「屋のゝ神山」ノ次ニ次行ノ「まきての山妹が袖」ヲ入ル—

抄中

同二五五頁十五行

「とませの山カクレヌノ」ナシ

同二五六頁三行—四行 (I類本とII類本の分類基準5)

歌

(前略) きならの山 たむけの山 ユフダ、ミ あらし山 おきつ
しま山 みくに山 ふたかみ山 シフタテ 水わけ山 ミヨシノ、

東

(前略) ふたかみ山 シフ谷ノ 水わけ山 ミヨシノ 三くに山 きな
らの山 たむけの山 あてし山 おきつ嶋山―抄中

同二五七頁三行(版本の項に既出)

「とを里小野 いろ野」ノ順トナル―版抄中

同二五七頁七行―十行(九条家旧蔵本、御巫本の項に既出)

歌

(前略) いはたの ひくまの おほかの あはのゝ うだのお
ほの あきつの あさどはをの スミヨシノ さがのあらの きよ
つかの うちのおほの(後略)

東

(前略) 内のおほ野 ひくま野 おほか野 いはた野 宇多の
大野 あきつ野 あはの野 さがの^{す敷}あら野 きよつか野(後略)
―京版抄中

同二五七頁十三行(版本の項に既出)

「よさみの原 ゆ原」ノ順トナル―版抄中

同二五八頁三行―三行(版本の項に既出)

「すさの入江」次行「なご江」ノ次ニ入ル―版抄中

同二五八頁八行

「のこのとまり」ナシ―抄中

同二五八頁十七行(版本の項に既出)

「みほのうら」ナシ―版抄

同二五九頁六行

「きくのたかはま」ナシ

同二六〇頁一行―二行(九条家旧蔵本、御巫本の項に既出)

歌

(前略) みこしのさき ゆらのさき たかひめのさき おほの
さき かねのみさき チャブル しらのさき かしまのさき あ
へつのさき あれのさき

東

(前略) みこしの崎 かねのみさき しらのさき かしまの崎
ゆらの崎 たるひめの崎 おふの崎 あらつの崎 あれの崎
―内京版抄中(但、抄ハ「あらつの崎 あれの崎」ナシ)

同二六〇頁四行―五行(九条家旧蔵本、御巫本の項に既出)

歌

(前略) みそめしきさきイモガメラ 「しづたにのさき」 「あら井の

さき] みうらのさき たごのさき みわのさき さでのさき

東

(前略) 見そめの崎 しぶ谷の崎 しらさき あ[ら]井の崎

みうらの崎 たごのさき さでのさき抄

同二六〇頁九行

「いはでみ川」ナシ

同二六〇頁十一行—十三行

歌

(前略) よしきがは ふる川 イソノカミツデ とりかへ川 アラヒギヌ

やすかは しかま川 ひろせ川 とませがは みつ川 (後略)

東

(前略) よしき川 やす川 しかま川 ひろせ川 とませ川

ふる川 とりかへ川 (後略)

同二六〇頁十三行—十八行 (一部九条家旧蔵本、御巫本の項に既出)

に既出)

歌

(前略) みつ川 たと川 うさかがは ひめ川 さきた川 し

くらがは いづみがは いなむのかは むこがは ちくまがは

たましまがは るながは あきつのかは ミヨシノ、とねがは

くしがは あそのかはら まつらがは おほかはよど くらは

し川 みへのかはらワカタ、ミ (後略)

東

(前略) 三津川 いなむの川 むこ川 玉しま川 たと川 う

さか川 ぬひ川 さきた川 しくら川 まつら川 めな川 ち

くま川 とね川 いし川 あきつの川 ミヨシノ くらはら川 お

ほ川よど あその河原 みへの河原 (後略)

同二六一頁七行 (内閣本の項に既出)

「かそれのみ井」ナシ—内京三中

同二六八頁三行 (九条家旧蔵本、御巫本の項に既出)

「追考、草は春もゆるものなればそへよめるにや。」ナシ—

内三書

同二七八頁九行

歌

(前略) 日本紀に見えたり。

東

(前略) 史記に見えたり (抄「本紀ニみえぬ」、書コノ文ナシ)

同二八〇頁一行—三行 (版本の項に既出)

よひながらひるにもあらなん夏なれば待暮すまの程なかるべ

く

此注ナン、別本ヲ見テ書ニ加之一

此哥心得がたし、よひながら昼にもあらなんといへるは夜も日
もみなゝがらひるにてあれかし、よるひると云わきまへなくは
暮を待などいふ事もなくて人にあはむと思ふに夏の日の暮がた
きなげきもあらじと読るにや一版

同二八五頁十二行―十五行（九条家旧蔵本、御巫本、版本の
項12に既出）

はすなはの上はつれなきうらにこそ物あらがひはつくといふ
なれ

はすなはと云物は海にあり、かづらの様にてうらうへあるべく
もなしときくにいかによめるにや一版ヲ除ク諸本

同二八五頁十六行―二八六頁四行（版本の項13に既出）
伊勢の海の家土のまくかたいとまなみながらへにける身をぞ

「うら」むる

此注ナン、見別本ニ書ニ加之一

海土は塩やくとては塩干のかたのすなごを取てすゝぎあつめて
そのしるを焼也、さてそのすなごをばもとの湯にまきくする
をあまのまくかたとはいふなり、しほ干のまに急ぎいとなめば
いとまなき事によせていとまなくて久しく問ざりける身をなん
うらむると読る也、あま人の事なればうらむるともそへいへる

なり一版（但、版ハ追考アリ）

同二八六頁十三行―十四行（I類本とII類本の分類基準10に
既出）

裏書ナシ一内版三書
同三〇〇頁十四行―十五行

しきたへの衣手かれて我まつとあらんこどもは面影にみゆ
此哥イナツ心えず、しきたへといひては枕とこそよむに此哥不心得
（後略）

同三〇三頁三行―四行
歌

（前略）昔張鷟といひしものは宣旨にてあまのがはのみなかみ
たづねしには、うき木にのりき。さてかへりまゐりけるに、世
中かはりにけりと云ふ事あり。（後略）

東

（前略）昔張鷟といひし者は宣旨にて川の水上尋ぬとてあまの
川にいたれりしには浮木にのれりき、さて帰りまゐるに世の中
かはりにけりと云事あり、（後略）

同三〇四頁十行―十四行
歌

(前略) 和泉式部歌にも

神かけてきみはあらがふたれかさはよるべにたまるみづといひけむ

又源氏のあふひのうへの歌云、

さもこそはよるべの水にかけたえめかけしあふひをわするべしやは

これらもかのかめのみづをよめる也。

東

(前略) 和泉式部哥にも

神かけて君はあらがふ誰かさはよるべにたまる水といひけん

又源氏哥云

さもこそはよるべの水にみ草めけふのかざしよなさへわするゝ

これらほかの瓶の水をよめるなり

この箇所は原田氏が前掲論文でとり上げ、問題にされた所である。

本書を除く諸本⁽¹⁸⁾が掲げる「さもこそはよるべの水にかけたえめかけしあふひをわするべしやは」の歌は、『源氏物語』に見えず、まして「あふひのうへの歌」ではない。一方、「さもこ

そはよるべの水にみ草めけふのかざしよなさへわするゝ」の歌は『源氏物語』幻巻の中將の君の歌であり、本書の書き方なら誤りではない。両者を比較すると、諸本の誤りを訂正したのが本書と思われる。但、Ⅱ類本でも他の諸本は誤りが訂正されておらず、いずれの段階で手が入れたのかは明らかでない。⁽¹⁹⁾

同三〇六頁一〇行(九条家旧蔵本、御巫本の項に既出)

「はし鷹の」歌ニ頭書「以下四首出所／詳不覚」トスル

三

これは、本書が「古歌万葉集」の標目を「万葉集」とし、各歌頭に『万葉集』の巻数を記入しているため、『万葉集』にない歌に注を付したものである。

同三〇八頁十四行

「以下六首は伊勢物語歌也。」ナシ

同三一二頁十五行―十八行(Ⅰ類本とⅡ類本の分類基準12に既出)

歌

(前略) 高光少将歌云、

「たのむよか月のねずみのさわぐまのくさばにかゝるつゆの

いのちを

此歌は古歌也。」

草のねに露のいのちのかゝるまを月のねずみのさわくなるか

な

東

(前略) 高光少将哥云

たのむよや月のねずみのさはぐまの草葉にかゝる露の命を―

書

同三三三頁十三行―十六行(版本の項19に既出)

「ぬぐくつの」歌ノ注ノ後、余白ヲオキ、丁ヲ改メテ以下

ノ注ヲ書加エル

或本裏書云

追勘、守宮事言贊云、以レ血塗レ臂女有ニ私情^{洗イ}説^{洗イ}之不^{洗イ}落、又抱

朴子云、井モリニ百日ノ間朱ヲクハセテ其血ヲ付^(密?)事セザルキ

ハ、落ズト云リ、此書説ハ古歌ノ心ニ叶ヘリ、若言贊之失歟、

義モ不^レ叶ナリ、有ニ私情^者不^レ落トアルハ私情ナクバ落ベキニ

コソ、サテハ年月ヲワタルベカラン人ニハ付ガタシ、湯モアミ

ヲノヅカラ汗モアヘテヤハアルベキト聞ユ

同三三四頁八行―十行

歌

二十九見る人もなくてちりぬるおく山の紅葉はよるのにしきな

りけり

ことわざに夜のにしきといふことをよめるなり。百詠注云、買

臣昇進のうち本国にかへらぬはにしきをきて夜行くがごときな

りとか。大臣までなれるなり。

東

見る人もなくて散ぬる奥山の紅葉はよるの錦成けり

諺曰、よるのにしきと云事を読るなり、百詠註云、買臣昇進の

後本国にかへらず、錦をきて夜行がごときなりといへり、買臣

はあやしのあき人にて来れりしが大臣までなるなり―抄内灌初

灌(但、内灌初灌独自ノ追考アリ)

同三三九頁一行

歌

四十七まゆねかきはなひ紐とけまつらむかいつしかこむと思ふ

わぎもこ

東

眉根かきはなひ紐とき待らんかいつしかみむと思わぎも

こ

恋しき人見むとてある事共なり

同三二九頁六行ノ次

東

裏書追勘 長能之分別品哥

よきことをゆたにたゆたにつぐる共一ことをしるまさらざり
けり

此哥心にてはゆたはひろしといふ事にや、又寛の字をば
ひろしとよむ、又ゆたともよめばこれもかなひてきこゆる
哉、我心ゆたのたゆたにとある哥はひろき心にはかなはず
やあらん、如し此の詞はかよはしていふ事もあれば思ひさ
だめがたし

内灌

追考、或人云、ゆたとは広しといふ心也、寛ユタ又広し共読、
不_ニ甘心_一、但長能が分別_{（オウキ）}哥_ニ

よきことをゆたにたゆたにつぐるとも一ことをしる増らざり
ける

是広き心と見へず、如し此の事はあまたに通る常の事也、又、
万葉集_ニ

いははらや清見が崎のみほの浦の寛に見へつゝ物おもひなし

又云、湯谷絶谷、是太国の猷と云々

うま原のみちにのりてや初恋を知ぬ大船のゆたにあるらん
人の子故ニ此哥は猶浮たる心也一初灌

大東急記念文庫蔵本にのみ見える「裏書追勘」と内閣文庫蔵
「古今和歌灌頂部」と初雁文庫蔵「古今集灌頂部秘歌百十六首
注」に存する「追考」とは本文内容とも大異あるが、無関係と
も思われない。後の二本は他の諸本と本文異同が甚しく、『奥
義抄』の一伝本と言ひ切れぬ程の異本であるが、この「追考」
は『袖中抄』第十四、ユタノタユタ所引の『奥義抄』に見えて
いる。猶後述する。

同三三五頁一行ノ次

裏書云、四堺_{（カキ）}祭ト陰陽道ニハ申_{（マウ）}す、此本四境トアレバ不審也、
可_レ見_ニ他本_一（やや小字）

この注は明らかに後人のものである。

同三四〇頁六行一九行

歌

九十木にもあらず草にもあらぬ竹のよのはしにわが身はなりぬ
べらなり

此歌常はふしに我身はとぞあれど、貫之が自筆本といふにはみ

なはしとあれば、それにつきて思ふに、竹は木ともなく草ともなければ、何ともなき物になむ成りぬると云ふ心也。孫姫式には此歌ははしたにわが身成りぬべらなりとぞ侍れども、古今にはいづれの本にもかくぞはべる。

東

木にもあらず草にもあらずぬ竹のよのはしに我身は成ぬべら也

此哥つねにはふしに我身はとぞあれども貫之が自筆の本といふにはみなはしとあればそれにつきて思ふに、竹のはしに我身は成にたりとよめるにや、木のはしなどいふやうなる事也、竹は草ともなく木ともなければ何ともなき物になん成ぬるといふ心なり、孫姫が式には此哥ははしたに我身成ぬべらなりとぞ侍れども古今にはいづれの本にもか□□侍べり―抄内灌初灌(虫損)(内灌初灌ヤヤ異文)

同三四〇頁十七行ノ次

裏書云、匠作哥云

霞たつくらまの山のうず桜てぶりをしてなおりぞわづらふ

又或哥合判詞に基俊云

すがたこそはなはだいやしく見え侍れ、あまざかるひなに年へ

たるあづまつ(つ)の都の手ぶりしらずして花のみやこにきたらむ様にぞおぼえ侍、かやうにあればさしてその事と見えず―抄内灌初灌

同三四三頁十三行ノ次

裏書追勘、或物に人の事を思くはだつるにはなひれば不_レ叶云、此心あひかなひたる歎―抄(猶、内灌初灌ハ注文本体が、他ノ諸本ト異文デ、「裏書追勘」ノ表示ナク、注文本体ニコノ文ヲ続ケル、内灌初灌ノ項参照)

同三四五頁十八行(版本の項に既出)

「みちのくは」歌、次ノ「まがねふく」歌注ノ後ニアリ

版抄内灌初灌

同三四七頁十四行(御巫本の項に既出)

歌

(前略)心なく四郡にはこえたと。

東

(前略)心なく四郡に越たるとあらむはおとりてや―巫三抄内

灌初灌

同三四九頁十七行―三五〇頁三行

歌

十二衣通姫 序云。

日本紀云、稚渟毛二岐皇子の女なり。允恭天皇八年春二月藤原におはしましてひそかにそどほり姫のふみを見たまふ。此夕、衣通姫みかどを恋ひたてまつりてひとりゐたり。みかどのみますることをしらずしてよむ歌

わがせこがくべきよひなりさゝがにのくものふるまひかねて
しるしも

住吉の社は四社おはします。南社は此衣通姫也。玉津島明神と申す也とぞ津守国基は将作に語り申しける。

東

序云

衣通姫

日本記云、稚停毛^{ワカスケフタマタノ}二流皇子^{九ノイヌスメ}。女也、允恭天皇八年春二月

藤原にをはしましてひそかにそとをりひめの文を見給ふ、此ゆへに衣通姫みかどを恋奉りて一人ゐたり、みかどのみまする事をしらずしてよむ哥

我せこがくべきよひなりさゝがにのくものふるまひかねてし
るしも

是は蜘蛛かゝりてよろこびきたる心也、住吉の社は四社おはし

ます、南なる社は此衣通姫なりとぞ神主国基は将作にかたり申ける、又わかか浦に玉津嶋の明神と申もこの衣通姫なり、昔かしこをめでおはしけるゆへあとをたれ給へるとなん申つたへたる一抄内灌初灌

以上冒頭の例に比べて、Ⅰ類本とⅡ類本とに画然と分れない箇所を主としたが、それでもⅡ類本系諸本に一致する場合が多いことも見てとれる。ただ、「追考」や「裏書追勘」等の有無は両類にまたがる場合もあり、法則性が見出し難い例も存する。なお、本書は下巻余問答の部を欠いているが、杉原賢盛の書写した時からそうであったものか否か不明である。巻下末の奥書が、巻上、中末の奥書より詳細であるので、あるいはそれが全巻末尾であったかとも思われるが、確定し難い。また、『忠岑十躰』を末尾より移したのが賢盛自身であるならば、少なくとも賢盛の依った底本には下巻余もあつたことになるが、先述のように、『忠岑十躰』は賢盛以前に既に現在の位置に移されていたと考えるべきであるから、何ら根拠とはならない。

ともあれ、本書は書写年代が古く、しかも、下巻余を欠くものの、巻上、中、下を存し、本文も良好であり、Ⅰ類本を代表する九条家旧蔵本に対峙するⅡ類本の中心的存在である。

賀茂別雷神社三手文庫藏（哥一陸一二九五）本

慶安五年刊（後印）〔京〕上村次郎右衛門 大合三冊

今井似閑・賀茂季鷹自筆書入

茶色刷毛引に墨銀泥草木文様改装表紙（二六・九×一八・〇
糰）、中央打付書（似閑筆）「奥義抄上（中、下）」。本来八冊もし
くは六冊であったものを合綴し、卷上、卷中、卷下・下卷余の
三分冊とする。版本としての詳細は既述のため省略する。

刊記、卷末、正和五年奥書と尾題との間に、

慶安五壬辰曆

五月吉日

上村次郎右衛門開板

とある。但、正和奥書、刊記、尾題を墨滅し、左記の奥書を
書入れている。また、書肆名「上村次郎右衛門」は楷書体であ
り、版本の項で示した後印本cに当る。

印記、各冊巻頭に「賀茂三手文庫」（陰刻）「上鴨奉納」（瓢
形）「今井／似閑」の各朱印を捺す。

全巻に今井似閑による朱の自筆校合書入があり、朱にて声点
も移写されている。更に巻下に賀茂季鷹による墨の自筆の頭書
書入が数箇所ある。こちらは語釈が中心で特に注目すべき点は
ない。

また、第一冊（卷上）末と第三冊（下卷余）末の余白に似閑
による校合奥書が書入れられている。

第一冊末には朱で

已上上卷一校了

第三冊末には墨で

承安第三之曆孟夏上旬之比書了、秘／本云。書本云於此灌頂
卷本之和哥肝心目足也、／非灌頂之人者輒可不聞、件灌
頂撰不／器量及年藤可授之

玉津嶋明神御守護卷也、可慎々々者

又云、此文ハ以三位大夫本書ル本ニテ書写ノ之秘蔵本歟

者

予雖不入此道累代相伝證本也／ 参議在豊

文明九年十二月日於坂本勘得之早、故菅長者／在豊卿

累代之本之由加筆跡、尤可秘々々／ 関白一位御判

此三帖以松永貞徳翁自筆本一校早（抹消カ）／恨誤繁多焉

于時元祿十一孟夏上旬 洛東隠士

とある。

この奥書の中、「於此灌頂卷」より「可慎々々」までは、

他の諸本（歌巫版尊天）では巻下末、下巻余の前に清輔の自記として存するもので、校合本では諸本の位置にはなかったらしく、版本の「於此卷者」の右肩に「此注无（朱）」とあり、そのすぐ下に「奥ニアリ（墨）」と注がある。共に似閑の手とみられ、校合の際「於此卷者」以下が版本と同じ箇所になかったので「此注无」と記し、奥書に及んで、奥書中にあることに気付き「奥ニアリ」と書加えたものであろう。

右の部分を除くと、この奥書は他の諸本には全く見られないものばかりである。

本書の書入れの重要性に最初に注目された久曾神昇氏は『日本歌学大系』第壹巻解題で、この奥書全文を引用して以下のよう

に解説を加えられた。

即ち六種の奥書であり、第一は灌頂巻の奥書が「書本」にあつたこと、第二は「書本」の奥書のみを転写した「秘本」のこと、第三は承安三年に書写した由の奥書及び「又云」の奥書である。之は「秘本」に就いて述べたのである。第四は菅原在豊が加へたもので嘉吉四年正月乃至文安三年十二月の間である。第五に在豊薨後間もなく、文明九年閏白政基が入手した由の奥書である。第六はそれを松永貞徳が

転写した本を以て、元禄十一年に今井似閑が校合した由である。（解題五〇頁）

奥書は複雑で、しかも他の諸本に類を見ないため解釈に苦しむが、久曾神氏の解釈に導かれながら補足すると次のようになるか。「承安第三之曆孟夏上旬之此書写す」の奥書と次の「秘本云。」より「可慎々々者」までを一応別のものと考え、「又云」を「秘本云。」以下の説明と解し、「此文」は「於此灌頂巻者」以下の清輔自記をさすとする。従って「秘本」と称するのは「以三位大夫本ニ書ル本ニテ書写之秘藏本」のこと、その本に「於此灌頂巻者」より「可慎々々者」までの文が見えるというのではあるまいか。但、「三位大夫」が何人であるか明らかでない現状では以上は一案にすぎない。

ともかく、最初の奥書に見える承安三年（一一七三）は清輔生存中で、『奥義抄』の奥書中では最も古い年紀であり、後半の「参議在豊」以下の奥書にどのようなつながるのか今一つ不分明ではあるが、注目に値する。

次いで「参議在豊」以下の奥書については久曾神氏が述べられたように、「在豊」は菅原（唐橋）在豊（寛正五年八一四六四）薨、七十四歳）、文明九年（一一七七）奥書の「閏白一位」

は九条政基（滿教男、母在豊女、当時三十三歳）である。

更に右の人々の奥書を有する松永貞徳筆本により、元禄十一年（一六九八）今井似閑が版本に校合を加えたのである。

似閑の校合は朱で全卷に亘っており、比較的綿密であるが、後に行くに従い粗になる印象があり、その厳密さに多少の問題がないわけではない。また、その校合による松永貞徳本の本文は明らかにⅡ類本であるが、Ⅱ類本は下巻余を有する伝本が管見に入らず、結局、本書の校合が唯一の手がかりである。ところが右に述べたようにあいにく本書の校合は後になるに従い粗となるので、下巻余では、大きな本文の出入り程度しか注記していないのではないかという疑いが存し、その本文の実態を十分知ることができない。

以上のように本書の校合には自ら限界が存するが、松永貞徳本がⅡ類本唯一の完本であることは貴重である。

さて、本書の校合の中、主要なものは、冒頭のⅠ類本とⅡ類本の分類基準の項等にその結果を掲げているので、今更の感もあるが、以下に、若干を掲げることとする。

日本歌学大系本二三二頁七行

「し与に同韻字なり。」ナシー抄

同二三六頁十四行（Ⅰ類本とⅡ類本の分類基準4）

ばつをものつく。りける田をはむからす
婆羅門 万葉
まなぶたはれてはたほこにをり—東中

傍書スベテ朱、以下訂正後ノミヲ示シ、訂正ノナイ字句ハ

版本ノママトシ、訂正部分ハハ▽デククルコトトスル

同二六〇頁十一行

「あなせのかは はつりがは よしきがは ふるかは」ニ

○符ヲ付シ、「已上四ツ脱」トスル

同二六一頁七行（内閣本、大東急本の項に既出）

「かそれのみる」ナシー—内京東中

同二六七頁八行（Ⅰ類本とⅡ類本の分類基準7）

へちりつもりて山となるといふことの有也▽（後略）—東抄書

同二六八頁三行（九条家旧蔵本、御巫本、大東急本の項に既

出）

「追考」ナシー—内東書

同二七一頁十四行—十五行（Ⅰ類本とⅡ類本の分類基準8）

（前略）かの大臣は△和琴をひくにてありしかば▽△きん▽の
しらべをば松のこゑにかよふことにいへば△をのへ▽ときけば

（後略）—東

同二八六頁十二行—十四行（Ⅰ類本とⅡ類本の分類基準10、九条家旧蔵本、御巫本、大東急本の項に既出）

老馬知_レ道といふ事のある也、むかし齊の管仲大雪に_レあひて_レ道をまどへるに馬_レをはなちて其跡_レにまかせてゆきけること也—東抄書

「裏書云」ナシ—内版東書

同二九三頁一行（Ⅰ類本とⅡ類本の分類基準11）

注末ニ_レ但これもきたなしと云心にこそ_レトアリ—東書

同三〇六頁十行（九条家旧蔵本、御巫本、大東急本の項に既出）

「はしたかの」歌ニ「以下哥／四首出所／詳不_レ覚」ト頭書

—東（巫書ハ前行末ニアリ）

同三二七頁十二行—十六行（Ⅰ類本とⅡ類本の分類基準13）

くもの_レはたて両説也、一にはくものいかきたるを_レいふ也、きぬ布などをるやうなればよそへていふ_レにや、此義ならば蛛を_レ雲によそへてあまつそらなる人こふる身とはよめ_レへるにこそ_レ、くものはたてに物思ふとはくもの_レへいはとざまかうざまにみだれたる物なれば_レひと_レかた_レならずとかく物を思_レへみだる_レといふ心也、_レへくもでに物を思ふ比哉といふ哥も此心

にこそ、一の説には_レた_レかひのには_レなどはたのやうなる_レくもの夕暮にたつ_レを_レとよはたぐもともくものはたてともいふ也とも申す、此義につかばくもはかぎりもなくつきせぬ物にいへばくものごとくになん物を思ふとよめるにこそ_レ、順が仮名の序にも、思ふ心くものはたてにありながらをりたちていはんかたなしとかけり、_レ又ふる哥にも、あまの原はるはことにもみゆる哉くものはたても色まさりけりとよめり、これが正義にであるにや、又重之がくものしにたるをみてよめる哥、さ_レがにのくものはたてのさはぐ哉風こそくもの命なりけれ_レ—東内灌初灌

同三三四頁十三行（Ⅰ類本とⅡ類本の分類基準14）

此哥_レよき本_レにはなし（後略）—東抄内灌初灌

同三四二頁十行（Ⅰ類本とⅡ類本の分類基準16）

注末ニ_レ此心をよめる也_レアリ—東抄内灌初灌

同三四七頁十四行（御巫本、大東急本の項に既出）

（前略）心なく四郡にはこえたと_レあらんはをとりしにや_レ—巫東抄内灌初灌

同三四七頁十五行ノ次（Ⅰ類本とⅡ類本の分類基準17）

へかひがねはかひのしらね也とぞある物にはい_レへる、_{（イハレ）}ねこしや

まこしとあるはねこえ山こえふく風とよめる也、人にもがもや

とあるはかの風を人にてもがな、ことづけやらんといへる也

―東抄内灌初灌

同三五二頁三行―四行

「於此卷者」ノ右肩ニ「此注无(朱)」トシ、ソノスグ下

ニ「奥ニアリ(墨)」ト注スル

同三五二頁五行

△下卷之余灌頂之卷▽ト書入レアリ

下卷余についてはⅠ類本とⅡ類本の基準18・19に譲ってここでは省略する。

以上で、朱校合書入れの主要な部分を摘記した。なお、版本固有の記事には、それを欠く旨の注記が施されており、注記を欠くのは版本固有記事17(三一―頁八行の「万葉集長歌にかそいろもとよめる哥あり、はの字なくてもありぬへし」と同じく20(三六五頁十四行―十五行の「操ニ豚蹄酒一盃……穰ミ満家、臣」)の二箇所のみである。いずれも校合の見落しをしやすい箇所であり、多少の疑問が残るところである。

国立公文書館内閣文庫蔵(二〇一―七五三)本

欠下卷余、卷中後半略抄

〔江戸前期〕写

三冊

袋綴。正繫文様空押茶色表紙(二六・七×二〇・二)纏、左肩題簽「奥義抄 上(中、下)」。料紙、楮紙(全丁裏打修補)。墨付、上冊五三丁、中冊四七丁、下冊五一丁、遊紙、各冊共なし。字面高さ、約二二・〇糎。每半葉十行書。和歌一行書。内題、「奥義抄序(上式、中積、下積)」。

奥書、なし。印記、上冊見返しに「日本ノ政府ノ図書」の方形朱印紙片を貼付。また他の諸本にまみ見られる声点は付されていない。

本書は、上冊に卷上、中冊に卷中、下冊に卷下を収め、下巻余を欠く。卷下目録末に「問答」ノ部欠、卷下巻末に「問答」ノ部欠クノ刊本具備ス」とそれぞれ本文と別筆の朱書の付箋がある。なお下冊に誤綴があり、第二丁と第三丁が逆に綴じられている。

また、本書は省略された部分があり、以下のようになっている。

卷上、卷下には省略された箇所はない。

卷中は「後拾遺」「拾遺抄」の部分に省略はなく、一方、「後撰集」「古詞」の部分には著しい省略がある。また、卷中には

体裁上不審がある。

それは、他の諸本は巻中巻頭に「後拾遺歌」「拾遺歌」「後撰歌」「古歌」等と巻中全体の目録を掲げ、その後、「後拾遺」より歌注にはいるのであるが、本書は、巻中巻頭には、「後拾遺」「拾遺」の目録しか掲げられず、そのまま「後拾遺」と「拾遺」の歌注に移り、その後「後撰」と「古歌」の目録があり、次いで注となっている。つまり巻中が二つに分断された形になっている。しかも、前半は省略がなく、後半は省略が著しい。更に仔細に見れば、前半部は和歌に通し番号を付していないのに対し、後半は和歌に通し番号が付されている。この通し番号は概してⅠ類本にあり、Ⅱ類本にはないことが多いものである。また、後半部のみ、和歌の作者や詞書が行間に書入れられている。

以上の点に注目すると、巻中の前半部と後半部は本来別本で、いつのころから取合せて書写されたものであろうと考えられる。本書は全巻一筆であるから、書写の段階もしくはそれ以前の所為であろう。確たる根拠はないが、本書以前に既にこのような形態になっていたのではあるまいか。

なお、前半部と後半部が取合せということになると、本文系

統も同一とは限らないことになる。後述するが、本書は本来の部分も、取合せの略本部分も共にⅡ類本と考えられ、略本部分の和歌の通し番号はこの場合はⅠ類本であることを意味しない。

さて、巻中後半部分の省略の状況を示すと以下の通りである。なお、項目を示す和歌の通し番号は日本歌学大系本を使用する。本書に付されている通し番号は、日本歌学大系本とも版本とも異なり、かなり恣意的でこれを用いると徒らに記述が煩雑になるからである。

まず「後撰集」では、「九秋くればと抄」の注の中間部、二八〇頁十八行目「或物には野面ノセをいふと申したれども」、「より、二八一頁三行目「集云」まで省略。

「二十くれはとり」「二十一たれとなく」省略。

「二十八いせのうみの」「二十九いなせとも」省略。

「三十四てる月を」省略。従って次の「三十五（本書では卅四）かぎりなき」が二八七頁六行目「返哥」からいきなり始まる。この点に関し、本書には付箋が挟まれており、「奥中／三十一枚目表ニ／誤有之」とし、「雑部ト返哥ノ間ニ哥有、御本ニ落、板本ニ此哥有之／てる月をまさきのつなによりかけて／あか

ずわかるゝ人をつながむ」(墨別筆)と注を付している。

「三十九いにしへも」「四十みこしをか」省略。二八八頁三行目「返し」も省略。

「四十二うつろはぬ」「四十三なほき木に」省略。二八九頁三行目「雜二」もない。本書は部立も省略することが多い。

「四十六いせわたる」「四十七今こむと」省略。二九〇頁六行目「雜四」もない。

次に「古詞」では「一うなばらの」の和歌と注の前半部を省略し、二九二頁十五行目を「一音にきゝ」として始める。

「二たはれをと」省略。

「四あからびく」を和歌、注ともに省略し、二九四頁三行目を「四むま玉の」として残している。

「七わすれぐさ」「八いはとわる」省略。

「十五こゝろをし」省略。

「十七ならやまの」省略。

「二十にはにたつ」省略。

「二十四しきたへの」の注の後半、三〇一頁四行目「又云、」より「三十二にしきゝは」まで省略、「從廿五至卅二」と頭注を付す。

「三十四ふかみぐさ」省略。「自卅四至卅五」と頭書を付す。

「三十七いでゝいなば」より、「四十八ぬぐくつの」の和歌と注の前半まで省略、三二三頁九行目を「四十八わぎも子が」と始める。なお、三〇八頁十四行目「以下六首は伊勢物語歌也。」もない。また、「從卅七至卅七落□也」と頭書する。

以上が巻中後半部の省略の内容であるが、その他、文単位の省略や、字句の節略もしばしば認められ、この部分では厳密な校合は不可能である。

次に本書の本文の特徴を示す箇所について述べる。既述の箇所も一部掲出する。

まず、巻上における標目、巻中、下における和歌にそれぞれ通し番号を付さない。但、前述のように、巻中後半の「後撰集」「古詞」の箇所のみ和歌の通し番号を付す。

日本歌学大系本二二九頁十二行—十七行(版本の項2既出)

六沓冠折句 十字あることを毎句ノ上下ニをく也

仁和御製

あふ坂もはては行來のせきもゐらずたづねてとひこきなばかへ
さじ
あはせたき物すこしとをけり

同二三三頁七行（三手文庫本の項に既出）

「し与に同韻字なり。」ナシ―三

同二三四頁七行

「已上出『浜成卿式』。」ナシ

同二三五頁十四行

「已上出『喜撰式』。」ナシ（京「出『喜撰式』。」ナシ）

同二三六頁七行（版本の項4に既出）

「已上出『古今集』。」ナシ―東

同二三六頁十行―十一行（Ⅰ類本とⅡ類本の分類基準3に既

出）

一 相聞哥 怨歌なり

一 挽哥 哀傷なり―版東中

同二三六頁十四行（Ⅰ類本とⅡ類本の分類基準4）

はつを物つくりたる田をはむからすはなぶたはれてはたほこ

にをり―歌巫内京版（コノ箇所Ⅰ類本ニ一致）

同二三六頁十八行（大東急本の項に既出）

「已上出『万葉集』。」ナシ―東中

同二三七頁十五行（大東急本の項に既出）

「已上出『喜撰式』。」ナシ―東三中

同二三八頁十六行（大東急本の項に既出）

「已上出『浜成式』。」ナシ―東

同二四〇頁六行

「已上出『喜撰并孫姫式』。」ナシ

同二四三頁十三行（版本、大東急本の項に既出）

和哥九品―歌巫内京（以上、頭ニ通シ番号アリ）三

同二四七頁以下

「盗古歌證哥」ニ出典ナシ（中ハ半ハ出典ヲ欠ク）

同二四九頁十五行、十七行

「前一条院御時」「後冷泉院春宮御時」ナシ―中（後者ナシ）

同二五〇頁十三行

「以下歌已取半」ナシ―中

同二五一頁十二行―十三行

「地、あらがね」ノ項ナシ、「山あしびき」ノ項、次行「高岸⁽²⁰⁾

あまそぎ」ノ次ニ入ル

同二五一頁十七行

「薦^(空白ママ) 葉しまひこ」ノ順トナル

同二五二頁五行

「酒、ひじり見万葉集」ノ項ナシ

同二五三頁三行―四行（九条家旧蔵本、御巫本、大東急本の項に既出）

（前略）しばなく、数鳴也 はたれ、斑也 あまはり、雨時（アメトキ）也
しみゝ、繁也 あさけ、且開（又朝食といふは別儀也）―内京東中

同二五四頁七行（九条家旧蔵本、御巫本、大東急本の項に既出）

（前略）雪げの水、（以下割注、雪ぎゆる水也、又雪げの雲別儀也、雪げ也、雪ふらんとてよこ雲たつ也）のら、（以下割注、

野なり、万葉集ニハ草とかきてのらとよめり）―巫内京版東
同二五四頁十一行（大東急本の項に既出）

（前略）たち山 みむろ山―東

同二五五頁七行―八行（大東急本の項に既出）

「やのゝ神山」ノ次ニ次行ノ「まきての山」ガ入ル―東中
同二五五頁十七行

「なきなの山」ナシ

同二五六頁三行―四行（Ⅰ類本とⅡ類本の分類基準5、大東急本の項に既出）

（前略）ふたかみ山 みづわけ山 みくに山 きならの山 たむけの山 あらし山 おきつしら山―東中

同二五六頁十三行（九条家旧蔵本、御巫本の項に既出）

「きたのをか」ナシ

同二五七頁三行（版本、大東急本の項に既出）

「遠里小野 入野」ノ順トナル―版東中

同二五七頁七行―十行（九条家旧蔵本、御巫本、大東急本の項に既出）

（前略）うちの大野 ひくまの おほかの いはたの 宇治（ウジ）の大野 あきつの あはのゝ さがのあらの きしつか（キシツカ）の あさ

はのゝ―京版東中（但、抄「あさはのゝへ他ノ諸本あさどはをのゝ」ノ次ノ「あさはの」ナシ）

同二五七頁十三行（版本、大東急本の項に既出）

「よさ見のはら ゆはら」ノ順トナル―版東中

同二五八頁二行―三行（版本、大東急本の項に既出）

「すまのいりえ」ガ次行「なごへ」ノ次トナル―版東中

同二五八頁八行（大東急本の項に既出）

「のこのとまり」ナシ―東中

同二五八頁十七行（版本、大東急本の項に既出）

「みほのうら」ナシ―版東
同二五九頁一行

「まゝのうらカッシカノ」ナシ

同二六〇頁一行―二行（九条家旧蔵本、御巫本、大東急本の項に既出）

（前略）みこしのさき かねのみさき しらのさき かしらまのさき ゆらのさき たかひめのさき をふのさき―内京版東中（抄ハ同排列ナレド続ク「あへつのさき あれのさき」ノ二項ヲ欠ク）

同二六〇頁四行―五行（九条家旧蔵本、御巫本、大東急本の項に既出）

（前略）見ぞめしさき しぶたみのさき しらさき あら井のさき みうらさき たこのさき さでのさき―東（「しぶたみのさき しらさき あら井のさき」ヲ存スルノハ歌以外ノ諸本ト同ジ、「たこのさき」ノ次ノ「みわのさき」ヲ欠クノガ東ト共通）

同二六〇頁七行

「きさのをがは」ナシ

同二六〇頁十五行―十八行（九条家旧蔵本御巫本の項に既出）

（前略）むこがは たましまがは まつらがは ゐながは ちくまがは とねがは くしがは あきつのかは くらはしがは

おほかはよど あそのかはら みえのかはら（後略）―巫内京

版中

同二六一頁七行

「いそしのみ井」ナク「かそれの」トアリ

同二六三頁三行（Ⅰ類本とⅡ類本の分類基準6）

後撰 四十七首―東書

同二六七頁八行（Ⅰ類本とⅡ類本の分類基準7）

ちりつもりて山となるといふことの古今の序にも見えたり―東三書

同二六八頁三行（九条家旧蔵本、御巫本、大東急本の項に既出）

追考、草は春はもゆる物なればそへよめるにや、かの山に火つねにもゆること不審也―歌巫版（「かの山に」以下ヲ存スルノハ本書ノミ）

同二七一頁十四行―十五行（Ⅰ類本とⅡ類本の分類基準8）

これは六条左大臣相方弁といへる人の哥なり、かの大匠琴をひく人にてありしかば、琴をしらべしを松のこゑにかよへることにいへり、たかきごときげばむかしのしらべ思ひいでらるとよめるなり、高砂のおのへには松のあるゆへなり―東三書

同二七四頁三行

「さゝるとはちひさき魚をいふ。」ナン

同二七七頁七行—十一行（Ⅰ類本とⅡ類本の分類基準9）

むかし大和国に役優婆塞といひける者行きよかりなむといひて
かづら木山吉野山のあひだにはしをわたさばやとおもひて日本
国の神々にいのりかづら木にゐます一言主といふ神一夜のあひ
だにかの山のみねにいしのはしをわたしはじめてひるはわたさ
ず、役ひるもいたすべきよしをせむるに神はらだちてたくせん
して御門に奏するやう、役優婆塞といふ物王位をかたぶけむと
す、つみしたまはしと、（後略）—東書（共ニヤヤ異同アリ）

同二七七頁十七行

「才もしは進士などになるを云ふなり。家の」ナン

以下、卷中後半の抄出部分については、文の省略等の異同は
掲げない。

同二八六頁十二行—十四行（Ⅰ類本とⅡ類本の分類基準10）

老馬知路といふことのあるなり、昔管仲大雪にあひてみちを
まどへるなり、むまをはなちてあとにまかせてゆきたることな
り

裏書云、韓子曰、管仲事齊桓公為上卿、桓公北征孤竹国、

于レ時大雪、人皆失レ路、仲曰、可レ用老馬、智、於是放老
馬、随其路得レ歸本国、見□蒙求等—東三書（但、裏書ハ
歌巫ノミ存ス）

同二八七頁九行—十行

歌

（前略）返歌に、おもひのつなとあるは、思緒と云ふ事あり。
緒はつなより。これはかぎりなき思緒のなくばこそとよめるな
り。思緒はたゞ思ひと云ふ事なり。

抄

（前略）返歌におもひのつなとあるは思緒はたゞおもひにといふ
ことあり、緒は名也、さればかぎりなき思ひのつなはたゞおも
ひといふなり

同三〇六頁十行—十五行

歌

三十三はしたかの野もりのかゞみえてしがなおもひおもはずよ
そながら見む

野守鏡とは野なる水を云ふ也。むかし雄略天皇狩して、御たか
のうせにければ、野守を召してたづねてまゐらせよと仰せられ
けるに、かしこまりて地をまもらへて、御たかのありかを申し

ければ、地をまぼりてはいかでかくは申すぞとゝはれければ、前なる山水をさしてこの水にうつりて見え侍りと申しければ、それよりいひはじめたる也。或説には徐君が鏡なりとも申す。そのかゞみは人のこゝろのうちをてらすかゞみなり。但、それにてははしたかの野守のかがみと云ふべき故なし。

抄

卅二はしたかの野もりのかゞみえてしかなおもひ思はずよそながらみむ

野守の鏡とは野なる水をいふ也、昔雄略天皇狩したまひけるに御鷹うせにければ野守をめしてたづねてまいらせよとおほせられけるに、かしこまりて地をまぼらへて御鷹はかの木のうへに侍りと申ければ、地をまぼらへてはいかにかくは申すぞと侍ければ、野守のおきな^{本ノマ、}は主君に面をまじふることなし、巖の上^{本ノマ、}にたまれる水かゞみをして頭雪をさと^{本ノマ、}はをもてのしはをもかぞふる物なれば、かゞみをまぼりて御鷹の木居をしれりと申ければ、そのゝち野なかにたまれる水を野もりのかゞみとはいふ也、ある説には徐君が鏡とも申すめり、そのかゞみは人の心のうちをてらすかゞみなり、たゞしそれにてはしたかの野もりのかゞみといふべきやうなし

この箇所は裏書等を除くと本書最大の独自異文であるが、その異文は『俊頼髓脳』に類似している（異文以外の部分は似ていない）。これが何を意味するのかは明らかでない。参考のため『俊頼髓脳』の該当箇所を掲げる。なお、『和歌色葉』（巻中、日本歌学大系本二〇二頁）は他の諸本の本文によっており、『色葉和難集』（巻六、のもりのかゞみ、日本歌学大系本四九七―八頁）所引『奥義抄』も諸本と同系統の本文である。

俊頼髓脳（日本歌学大系本一五六頁）

むかし天智天皇と申すみかどの野にいで、鷹狩せさせ給ひけるに、御たか風にながれて失せにけり。昔は野をまもる者ありけるに、召して御鷹うせにたり、たしかに求めよと仰せられければ、かしこまりて、御鷹はかの岡の松のほつえに南にむきてしか侍ると申しければ、驚かせ給ひにけり。そもゝなんじ地にむかひてかうべを地につけてほかを見る事なし。如何にしてこずゑにゐたる鷹のあり所をしようとゝはせ給ひければ、野守おきな、民は公主におもてをまじふる事なし。しばのうへにたまれる水をかゞみとしてかしの雪をもさとり、おもてのしわをも数ふるものなれば、その鏡をまぼりて御鷹のこゝろをしれりと申しければ、そのゝち野の中にたまれりける水を野守のかがみと

はいふなりとぞいひ伝へたるを、野守のかぐみは徐君がかぐみなり。其かぐみは人の心のうちをてらせる鏡にて、いみじきかぐみなればよの人こぞりてほしがりけり。これにさらに我持ちとげじと思ひて塚のしたにうづみてけりとぞ、又ひと申しける。いづれかまことならむ。

同三〇七頁十七行ノ次

裏書云、世継大鏡第七云、貫之集云、紀伊国にくだりてまかりのぼるに、はかに馬のわづらひてしすべきあつかひをみちゆく人々留て見云様、例のこゝにいまする神のしたふとてかく社もなくしるしもみえねど心いとうたてふおはする神なり、さき／＼の人のりを申てなむやむといふに、みてぐらもなければ何わざをすべきにもあらず、いかゞせむとて手ばかりをあらひてひざまづきて、さてもなにの神とか申さむとするといへば、蟻通明神となむ申すといへばかくよみてたてまつる

かきくもりあやめもしらぬ大空にありとほしをば思ふべしやは一コノ裏書他ノ諸本ナシ

同三二三頁十二行ノ次

君せめて恋しき時はうば玉のよるの衣を返してぞきる
ここまでが巻中後半の抄出部分で、以下巻下となる。

同三一七頁十一行ノ次、十二行

裏書追勘

このとぶ火の野もりのこと故人尺(ヤツ)につきてかき侍ど、傳案に春日野にとぶ火のといふ名あり、尚松(杜カ)とよむべきなり、松(杜カ)にわかなつまむことはいかゞとおもへども古哥ニおほく(ヤツ)はべり、寛平法王の春日の御幸の御儲に忠房がよめる哥云

若菜つむ年はへぬれど春日野々野もりはけふや春をしるらん
又相模哥云

春やとき花やをそきときわわかむ鶯だにもき(ヤツ)なかずもある哉
春日野のもりもなぞやとおもふ哉年つむわかたみなければ
ば一内灌初灌

この「裏書追勘」は本書と内閣文庫本「古今和歌灌頂部」、初雁文庫本「古今集灌頂部秘歌百十六首注」にのみ見える(『袖中抄』第八、トブヒノ、モリ所引『奥義抄』にも見える)。末尾二首は他の二本では「春日野の」「春やとき」の順であるがその方が正しく、次の「春やとき」の注に続いている。

同三二四頁九行一十行(大東急本の項に既出)

ことわざに夜るのにしきといへることをよめるなり、百詠注云、買臣昇進ノ後本国にかへらめ、錦をきて夜あるくがごときなり

といへり、買臣はあし(あし)のあき人にてきたりしが大臣までなれるなり―東内灌初灌

同三二七頁十二行―十六行（Ⅰ類本とⅡ類本の分類基準13）

雲のはたてに両説あり、一説は雲のいかきたなるをいふなり、衣ぬのなどをやうなればよそへて天津空なる人こふるみはとよめるにこそ、雲のはたてに物ぞ思ふとは雲井(い)いとさまよふさまにみだれたる物なればひとかたならずとさまよふさま物おもひみだるといふ哥もこの心にこそ、一説にはた本ノマかひの庭などにたつるはたのやうなる雲のゆふぐれにたつをはた雲とも雲のはたてともいふなりとも申す、この義につかば雲はかぎりもなくつきせぬ物にいへば雲のごとく物おもふとよめるにこそ、順がかなの序にも、思ふこゝろ雲のはたてにありながらおりたちていはむかたなしとかけり、又古哥も

あまの原春はことにも見ゆる哉雲のはたても色まさりけり
とよめり、これが正義にてあるにや、又重之くもがく物しにたるをみてよめる哥

さゝがにの雲のはたてにさはぐ哉風こそ雲のいのちなりけれ
これはこの義にかなひたり―東三内灌初灌（但、本書ハ東三トハ異文アリ、内灌初灌モ異文アルモ東三ニ近シ）

同三一九頁一行

「まゆねかき」ノ歌ナシ

同三一九頁六行ノ次（大東急本の項に既出）

東内灌初灌ノ「裏書追勘」モシクハ「追考」ナシ

同三三三頁七行―八行

「唐衣といはむとてやまとにはあらぬとおけり。」ナシ

同三三四頁十行―十一行

「かげろふとはおけり。ふる人といはむとて」ナシ

同三三四頁十三行（Ⅰ類本とⅡ類本の分類基準14）

この哥よき本にはなし、（後略）―東三内灌初灌

同三三六頁五行（Ⅰ類本とⅡ類本の分類基準15）

又後拾遺歌云、（後略）―東内灌初灌

同三三八頁三行―四行

「水は播磨のいなみのある也。昔はめでたき」ナシ

同三四〇頁七行―九行（大東急本の項に既出）

この哥はつねにはふしに我身はとぞあれども、つらゆきが自筆の本といふにはみなはしとあれば、それにつきておもふに、竹のはしにわが身はなりにたれとよめるにや、木のはしなどいふやうなることなり、竹は木ともなく草ともなければ何ともなき

物になむなりぬるといふ心なり、孫姫式にはこの哥ははしたに
我身なりぬべらなりとぞ侍れども、古今にはいづれの本にもか
くぞ侍る―東内灌初灌

同三四〇頁十七行ノ次（大東急本の項に既出）

又將作哥云

霞たつくらまの山のうずざくらてぶりをしてなをりぞわづ本マフ、

又或哥合云、判詞に基俊君云、すがたこそはなはだいやしくみ
え侍れ、あまざかるひなにとしへたるあづまつの都の都のてぶりし
らずして花の都に來たりたらむやうにぞおぼえ侍ると云、かや
うにあれどさしてそのことゝ見えず―東内灌初灌

同三四二頁十行ノ次（Ⅰ類本とⅡ類本の分類基準16）

「このころをよめるなり」アリ―東三内灌初灌

同三四三頁十三行ノ次（大東急本の項に既出）

ある物に云、人のことを思企に鼻いれば不レ叶云、此意拍叶（相カ）欺―

東内灌初灌

同三四五頁十八行（版本、大東急本の項に既出）

「みちのくは」歌、次ノ「まがねふく」歌注ノ後ニアリ―

版東内灌初灌

同三四七頁十四行（御巫本、大東急本の項に既出）

（前略）心なく四郡にこえたとあらむはをとりてや―巫東三
内灌初灌

同三四七頁十五行ノ次（Ⅰ類本とⅡ類本の分類基準17）

かひがねはかひのしらねなりとぞある物に侍る、ねこし山（マヤ）こと
あるは峯こえ山こえ吹風とよめるなり、人にもがもやとあるは
かの風を人にてもがな、ことづけやらんといへり―東三内灌初
灌

同三四九頁十七行―三五〇頁三行（大東急本の項に既出）

衣通姫

日本記云、雅淳毛（マヤ）二派皇子ノ女ナリ、允恭天皇八年春二月藤原
にをま（本マ）くにひそかにそとほりひめのふみを見たまふ、このゆへ

衣通姫御門をこひたてまつりて一人ゐて御門の見ますことを
しらずしてよむうた

我がせこがくべきよ（マヤ）ひよりさ（マヤ）がにの雲のふるまひかねてし
るしも

これは蜘蛛かゝりてよろこびきたる心なり、住よしのやしろは
四やしろおはします、南なる社はこのそとをりひめのとぞ神主
国基は將作にかたり申ける、又わかのうらに玉津嶋の明神と申
し、このそとをりひめなり、むかしかしこをめでおぼしけるゆ

へあとをたれたまへるとなむ申つたへる―東内灌初灌

以上、本書の特徴的な本文を列挙してきたが、別本で補われたかと思われる巻中後半部を含めて、本文は大東急記念文庫蔵本を代表とするⅡ類本に属していることが見てとれる。その一方、本書独自の形態をとる場合もままたあり、「裏書」や「追勘」の中には本書のみに見られるものや、他の諸本には稀なものもある。

また、全体的に本文を見ると、日本歌学大系本との距離が大東急記念文庫蔵本に比べ大きい傾向が見受けられる。更に巻中後半の省略別本の部分は更に異同が大きくなる傾向にある。又、大東急記念文庫蔵本に比べると、本書の本文は不安定で誤写と思われる箇所が目につき、必ずしも善本とはいえない。次に一例として「拾遺抄」の第一首目を掲げ、日本歌学大系本と大東急記念文庫蔵本を傍記する。

さくらがり雨はふりきぬおなじくはぬるとも花の影にやどら
む(歌・東)

このさくらがりがある。先達の申しはさといふはあとといふこと
葉なり、あくらがりて雨はふりきぬとよめるなりと申せどもい
かゞときこえ侍り、さくらがりとはさくらをたづねもとむる也、
ナシ(歌・東)

何をもよとむるをばかるといふなり、しかがり、たかがり、などい
ふめり(歌・東) 通照(歌・東) 又古今にも素性が哥のこと葉に竹がりに此山にまかれり。とあ
るは松竹もとめに(歌・東) 侍ぬれ、なごろの人のうたにも
春がすみ花ぞの山にあさたてば桜がりとや人は見るらん
とよめり、これさといふことばの儀にあらず

これによつてもやや本書の本文が離れていることが見てとれる(他の諸本でも特に近似する本はない。但、版のみ「素性」へこちらが正しいとする)。しかしながら、それでは本書の本文が別系統の異本であることを主張する程の独自性を有しているかといえ、それ程のものはなく、恐らく転写をくり返す段階での転訛の要素が強いように感じられる。この傾向は巻中後半の略抄部分に著しい。左に「後撰集」の第一首を掲げ、同様に日本歌学大系本と大東急記念文庫蔵本で校異を施してみる。

ふる雪のみのしろ衣うちきつゝ春來にけりとをどろかれぬ
る(東)

しる。衣といはむとてふる雪のみのしろ衣とよめり、やが
たみのイ(東)の(東)の(東)の(東)
てみの。しる。衣とそへたるなり、雪のふるにうへにうちきた
ればみの。とおぼゆる心なり。
集に云(歌)
同集云(東)

山里は草葉の露もしげからんみのしろ衣ぬはずともきよ

も(歌・東) ナシ(歌・東)を(歌・東)の(歌・東)り(歌・東)
これをみのしろ衣といふ。我身のしろ。衣とそへたる、たとへばかた見の衣。といふ心なり、古今云

せながためみのしろ衣うつときは空行鳥の首もまがひけり(東)

これはひとへにかた見の衣とよめり、又みのしろ衣と。は取(歌・東)物(東)のく
にあるあまぎぬ。にやと。お。ほゆ(東)

前半部、大東急記念文庫蔵本に本文の乱れがあるが、それを除くと、日本歌学大系本と大東急記念文庫蔵本との本文の差異は小さく、本書に独自異文が目につく。卷中後半部は省略されなかつた部分についても、意が通じればよいといった体の書写態度が目につき、文の省略や短絡もまま見られ、本文の信憑性にやや欠けるようである。なお、本書の書写態度は丁寧であるので、以上のような本文転訛は既にそれ以前の段階で生じていたものであろう。

以上のように、本書は抄出本とされているが、省略が行われているのは卷中後半部のみであり、この部分は本文の性格を異にする別本によって補われたと考えられる。一方、それを除く卷上、卷中前半部、卷下には省略はなく、大東急記念文庫蔵本に比べやや本文が劣るもののⅡ類本であり(卷中後半部の別本

もⅡ類本)、その点独自の記事を若干有することと共に、十分考慮に値する伝本である。

宮内庁書陵部蔵(一五四―八九)本

存卷中

〔室町末近世初〕写

一冊

袋綴。後補朱色表紙(二七・二×二一・一纏)、左肩近時子持梓題簽「奥義抄 中巻」。料紙、楮紙。墨付、五五丁、遊紙なし。字面高さ、約二三・〇浬。毎半葉十二行書。和歌一行書。内題「奥義抄中巻」。

奥書、印記、共になし。

本書は卷中のみの零本であるが、冒頭に掲げたⅠ類本とⅡ類本の分類基準6〜12に見るように明らかにⅡ類本の特徴を示している。

ところが、その他に本書には、字句、文章を独自に省略したり、節略したりしたのではないかと思われる点が多い。中には単なる誤脱かと思われるものもあるが、前後がそれなりに意が通ずる場合が多く、意図的であると見られる例が多い。勿論、本書のような形が原型で、増補して諸本のような文章になった可能性も否定出来ないのであるが、両者を比較すると、本書の

文章が節略、抜書であるのは否まれないようである。従つて、本書はⅡ類本系で、文章に手が加わり、やや簡略になつた伝本と見てよいであろう。

以下に本書本文の特徴的な箇所を掲げる。本書の本文は右のような事情から、それ自体の意義は乏しいので、Ⅰ類本とⅡ類本の分類基準に挙げた箇所については、原則として改めて掲げないこととする。

日本歌学大系本二六八頁三行（九条家旧蔵本、御巫本、大東急本等の項に既出）

「追考」以下ナシ—内東三

同二六八頁十八行—二六九頁十行

「こひしくば」の歌注には本書のみ著しい異文がある。節略以外唯一の独自異文といつてよい。従つて日本歌学大系本と並記して示すこととする。管見の他の諸本は大同小異である。

歌

文集に、蕭々暗雨打窓声といふ事をよめるなり。是は上陽人のことなり。玄宗と申しけるみかどの時、上陽の人十六にてまゐりたりけるが、楊貴妃にそばめられて六十までみかどにもみえたてまつらで、一生むなしきゆかにむかひて夜をあかしかね、

日をくらしわびて春ゆき秋すぐることをもしらで、上陽の宮のうちむなしく老にたるあひだの事也。この楊貴妃を愛して、みかどのまつりごともしり給はざりければ天下うれへあるをきよて、楊貴妃がしたしきもの、安祿山といひけるもの、楊貴妃をころしてければ、みかどこひ悲しみ給ひて、位をさりて春秋のゆくをもしらずなげかなしみ給ふ。庭には木の葉つもり草ふかけれど、はらふ人もなくて月日をおくるに、方士といふ人蓬萊にいたりて楊貴に尋ねあひぬ。みかどのおほむことなどいひてかへらむとするに、楊貴玉のかんざしをつみかきて、これをみかどにたてまつれとて取らするに、方士がいはいく、みかどまこととおぼしめさじ。むかしかたらひけむことの、人などきかぬあらば、それをうけたまはりて申さむといひければ、楊貴がいはいく、むかし七月七日長生殿夜半無人、ひそかにかたらひてのたまはく、天にあらばはねをならぶるとりとなり、地にあらばえだをつらぬる木とならむと。このことを申せといひければ、かへりてそのよしを奏しければ、いよ／＼かなしび給ひけり。（後略）

書

文集に蕭々暗雨打窓声と云へり、これは上陽人のこと也、玄

宗と申御門のとき上陽人十六にてまいりたりけるが楊貴妃にそ
ばめられて六十まで御門にも見え奉らで一生むなしき床にむか
ひて夜をあかしかね日を暮しわびき、春ゆき秋過ることをもし
らで上陽宮裏にむなしく老にたる間の事なり、つるでに楊貴妃
のことも申しづるなるべし、然に御門貴妃をあひして世の政を
もしり給はざりければ天下のうれへあるを聞て楊貴妃がしたし
きもの安祿山といひける謀叛をおこしてつるに貴妃ころされに
ければ御門恋かなしみ給て月日を送るに、方士といふ人蓬萊に
いたり楊貴妃にたづねあひぬ、御門の御事いひてかへらんとす
るに貴妃これを奉れとて玉のかんざしをとらするに、方士云、
まこととおぼしめすばかり昔かたらひ給けん事のしれぬこと
あらば承て申さむと云ければ、妃云、むかし七月七日長生殿夜
半無^い人ひそかにのたまはく、天にあらば羽をならぶる鳥とな
り、地にあらば枝を運^つる木とならむとこの事を申せといひける
をかへりて奏し奉ればいよくかなしみ給けり、(後略)

以上、本書の本文が節略されている箇所は他にもあってそれ
程珍しくはないが、本書にのみある「つるでに楊貴妃のことも
申しづるなるべし、」の一文は、異文というよりむしろ注記の
混入らしく、この歌は『文集』の新樂府「上陽人」の句によつ

ているので、そのことを注すれば十分であるのに、「長恨歌」
に沿って、玄宗、楊貴妃について長々と語っていることを指摘
した後人の注記の混入であろう。ただ、その他にも、「謀叛を
おこしてつるに」は他の諸本に見えぬ異文で本書としては珍し
い。

同二七一頁十四行―十五行(Ⅰ類本とⅡ類本の分類基準8)
是は六条左大臣の子に相方弁と云へる人の哥なり、琴のしらべ
をば松の梢に通ふことにいへば尾のへときけば昔のしらべ思^い
でらるとよめるなり

一応Ⅱ類本系の本文としたが、節略著しくそれすら定かでない。
い。

同二七二頁十六行―十七行

三車一味の雨法花経にいづ、経文を題にしてよめる哥は不^レ註
也(歌以下他ノ諸本「法華経の三車のたとへの心なり。一味の
雨は法華経なり。われはのりの雨にあひにきとよめり。経文を
題にえてよめる歌はしるさず。」トスル)

同二七五頁十七行―二七六頁二行

「十二しかのあまの」ノ項ナシ

同二八一頁六行―七行

歌

(前略) 宇治といふを内になして内のも外のも、水にうきぬればわかれずとよめり。内といふはこゝなり、と云ふはほかと云ふ心也。

書

(前略) うちと云を内になしてよめり、内といふはこゝなり、外といふはほかといふ心なり、内のも外のも水に浮ぬればわかれずと也

同三〇六頁十行ノ前(御巫本の項に既出)

「已下調四首出所詳不覚」ト書入レ一巫

以下、節略もしくは脱文と思われる箇所の内長文のものを列挙する。日本歌学大系本の頁数と欠脱部分をカギ括弧でくくつて示す。

二七二頁五行「囀はさへづるとよむなり。」同七行「まゆと

しめとはうまかひを云ふ也。」二七四頁十五行「かの仙宮の桃をよめるなり。」同十八行―二七五頁二行「このころをよめるなり。天人によそへて殿上人のきぬをもあまの羽衣といふ

又四位のきぬをば、つるばみのころもと云ふ。つるばみといふものにてそむる故なり。又」同三行「あやしのものなれば、か

の藤のぬのをきるなり。」同九行「のみあればとよめむかたなき」

二七八頁九行「日本紀に見えたり。」同十二行「この法

をばさとりえてしかば、たぎどこることは」同十三行「され

ばこゝにてよをつくしてむといへり。」二八三頁二行「事のあ

るを思ひてよめるなり。」二八七頁九行「これはかぎりなき思

緒のなくばこそとよめるなり。」同十八行「このをとこのよは

ひをこめたりければ、をとこ老かまりにけり。」二八九頁八

行「毛をふきぎずをもとむるといふこゝろなり。」二九七頁十

五行―十六行「或物云、昔皇后とたはぶれしたまひけるに、」

三〇三頁七行「かの張鸞が事をおもひてよめるなり。」三〇四

頁十七行「水になびくを見てよめる歌也。柳の」三〇六頁八

行「これはいろどりたる木ともおもうてむ。けふのほそぬのは」

三二〇頁十六行「後江相公歌云、」三二一頁十六行「長能歌

云、」

これら全てが、書写過程における脱文とは到底考えられず、かなりの部分は意図的に省略されたのではあるまいか。

付

ここで、Ⅱ類本に「付」としたのは、明らかにⅡ類本系本文を有するにもかかわらず、既に体裁を変えられて『奥義抄』の

一伝本とは見做し難くなっている内閣文庫本「古今和歌灌頂部」と初雁文庫本「古今集灌頂部秘歌百十六首注」（二本近い関係にある）の二本、又、Ⅱ類本かと思われるものの、『奥義抄』の伝本として零本であり、かつ特異な独自異文を有するため、系統を確定し難い中山家旧蔵本と尊経閣文庫蔵伝頭昭筆本の古写二本の計四本である。以上の伝本はそれぞれ特異性を持ち、分類し難い面があるため、ここに一括したものであり、互いに近い関係にあるわけではない。以下(イ)内閣文庫「古今和歌灌頂部」、初雁文庫本「古今集灌頂部秘歌百十六首注」、(ロ)中山家旧蔵本、(ハ)伝頭昭筆本の順に検討する。

(イ)

以下の二本は本文的に極めて近い関係にあるので、初め書誌のみ述べ、本文については後に一括することとする。

国立公文書館内閣文庫蔵（二〇〇—五一）本「古今和歌灌頂部」

〔江戸中期〕写

一冊

奥義抄巻下に相当

袋綴。鼠色表紙（二七・三×一九・七糎）、左肩題簽「古今和歌灌頂部津守國夏作」。料紙、薄葉紙。墨付、四六丁、遊紙、なし。字面高さ、約二三・〇糎。每半葉十行書。和歌一行書。内

題、「古今和歌灌頂部津守國夏作」。目録、序文（後述）に続いて歌注に入る。末に五七調の跋文体の文章がある。奥書、なし。印記、巻頭に「浅草文庫」「和学講談所」等の朱印を捺す。国文学研究資料館初雁文庫蔵（二二—七六）本「古今集灌頂部秘歌百十六首注」

〔江戸中期〕写

一帖

奥義抄巻下に相当

綴葉装。銀泥にて猿唐草等を描く茶色表紙（二三・三×一七・五糎）、左肩金泥草木文様題簽「古今集灌頂部百十六首注」。

表紙に「弘化二已改」「安政四已改」の貼紙を付す。見返、香色地に菱文様、金箔散し。料紙、鳥の子。墨付、五五丁、遊紙、前一丁。字面高さ、約一九・〇糎。每半葉十行書。和歌一行書。内題、「古今集灌頂部秘歌百十六首注」。目録、序文に続いて歌注に入り、末尾に内閣文庫本と同じ跋文体の文章がある。奥書はないが、末尾余白に朱で「昭和三年十一月十七日朱点了／西下経一」と旧蔵者西下経一氏の書入れがある。本書は歌頭に朱合点を付すが、「朱点」とは恐らくそれをさすのであろう。印記、巻頭に「西下／蔵書」の方形朱印を捺す。

さて、以上二本は内題こそ異なるものの、体裁、本文とも著しく近似しており、同一書であることは明らかである。初雁文庫本には一箇所脱文があるが直接の転写関係は認められない。以下内閣文庫によって記述し、必要があれば初雁文庫本も参照することとする。

本書は巻頭内題に続き目録があり、

一春上部 九首

袖ひちて 雪のうち おりければ

とぶひ 春やとき 松のゆき

たづきよぶこ鳥 在とやこゝに 鶯のかさ

一春下部 二首

なげ こじまのくま

のようになっている。目録の後に序文らしきものがある。これはこの二本のみであり、出所は明らかでない。次のようなものである。

抑古今撰之由相定しかば巻頭可入とて貫之、袖ひちて結

びし水のこほれるを春たつけふの風やとくらんと読し、是

初春心不_レ透、然_ニ春詞に四季を一首_ニ読侍る口伝云、元来

哥は春也、水結ぶといふは夏なり、結しと云心過去のしな

れば是秋なり、こほれるといへるは冬也、仍四季如此、此哥_ニ増早春心ありがたく侍る_ニ在原元方年内立春の哥をよみ結句去年とや今年とやと云て此集巻頭に引付られしとなり

この文章が清輔もしくは清輔と同時代人の手になるものでないことは明らかである。なぜなら、古今集の巻頭第二首「袖ひちて」の歌が四季を表わすと主張するのは『古今抄延五記』等堯恵流の人々であり、一方、この説は用いずと反対するのが『古今和歌集両度聞書』等宗祇流の人々であり、この説が知られるようになったのは室町時代になってからと思われるからである。⁽²¹⁾

この文に続いて本文の歌注に移るが、後述するように、『奥義抄』とはかなりの本文異同があり、校合もままならない。

更に末尾に次のような文が付されている。先に跋文体の文章と称したが、実際は跋文とは言い難いものである。かなり長文であるが、参考のため全文引用する。

楚王台の夢さゆる枕に雨そよぎ、望夫山の秋の雲名になれてや時雨るらん、楊梅桃李の春天、蘭菊素口の秋の暮、閉窓已門の雨中寢覚、夜深月前暮嶺の嵐の音、浪上_ニ浮舟雲

山に飯鴈、折にふるゝ情はとりくなりといへども、わきて心を催すは恋路の行多也けり、歎こりつむ逢坂の山も霞にかきくらし、以葉山に露降ていづくをさしてか尋ぬべき、憂につらきをそへけるは、空憑めにてとはぬ人、恋に思を重るは契りてむなしくなれる比、爰にて人に逢ならば序虎敷ふす野べにもとまりなん、思ふ人とふたりあらば鯨の嶋もいとからじ、独ぬる夜の夢覚てやもめ鳥ぞ友となる、恨も思ひも深き夜にいかにか鳴らんうかれ鳥、いやしき物のふも恋路にまよはぬはなかりけり、忍ぶおもひのくるしきは中にもわりなき物なれや、とはず語のせまほしきあやむる人かとうたがはる、袂におつる涙をもかぬ露にぞ事よする、信夫の山はしぐる共木葉の色に出じかし、忍びてかよふ道もがな、人の心のおくすれば谷の埋木ながらへば、冬のあだなる命にはあぢきなきまで思ふかな、過さぬ人もうらめしや、空すむ風ぞ身にはしむ、人しれずのみぬるゝ袖、塩干に見えぬ石の色、谷の底なる埋木の其名はむなしく朽ぬとも、色に出じと思ふ也、長文成と云人も思ふ思に堪(か脱カ)ねて命を終に失き、され共憂身はあだなるためしにも契りはくちせざりければ、後世をとや憑めけん、伊勢齋宮の、君や

こし我や行けんと忍かね思は夢まぼろしになし給、互ニ心かよひなば逢瀬のひまもゆいながら、余所の人めをつゝましくうとくぞ中も成ぬべき、今はさながら引返し恨じとは思へども、つれなき恋こそくるしけれ、しほたるゝ日むなしくて、楨柱棚のをしがき跡もなく、たてし錦木朽にけり、頼めし人を忝がねに心をくだく磯枕、松嶋松山松浦舟、こがるゝ許思ふかな、男東へまかりしに頼日数や積けん、年に一たび待見しは衣通姫のいにしへ、織女爪のためしありて、空こそ詠められけり、待夜むなしく深ぬれば、月に袂を片しきし宇治の橋姫哀也、契りしこと葉古ぬればしるしの枚は三輪の山、待かぬる夜の深ぬれば歎うきぬる袖の色、夢にも人にぞ見せる憂(ま初)、空しき風におどろくは萩のうは葉の音とかや、あはぬ名残は物ならで深行鐘ぞうらめしき、二月弥生の山桜、三五の月にきなく鴈、卯月の空のほとゝぎす、秋より冬にぞ移り行、時雨木枯もみぢ葉の色は空なる物ながら、折にふれたる情はとてまてば心づく物を、契りし事も空しく頼めしことも末なくて、送(遣)れさきだつ思こそ縦ていはむ方なけれ、くゑんし園あれて花独紅に□覆国をとへて(たへ)、もりくる月ぞさびしかる、龍門の苔の下までもな

れし姿も朽ぬらん、原上の塚のうへ三尺の松にともなるありしを兼て思はねば、来ん世を兼て契らぬは浮世の夢ぞはかなかる、此故ニ李夫人が姿をば甘泉殿の中ニ移して置、楊貴姫(よしか)が姿をば蓬萊山にぞ尋ねける、かれは香の煙にひか

されて面影許は来りけり、是又方士をつかはしてむかしの契を伝聞、男を恋つゝ身を捨し貞女が跡ぞ哀なる、昔は茅が原たりし今は深淵たる貞女□と名付て、往來の人も哀生田の川に身をなげて、池の玉もと成し人ためしありける物をや、潘岳(朝)宋(朝)詞がなつかしかりし姿もいづくをさしてかさににけん、上陽(西)初施が顔色の類あらじと見えしも行多を誰にか尋ぬべき、馴にし名残を思にし情はいとど深緑、春咲花を見てさへも散にし人ぞ恋しき、つらく是を思ふには(段)分殿生死のならひにて別をしたふによしぞなき、願は恨も歎ももろともに恋も思ひもをしなべて、一仏浄土の縁のた

め

この文章も到底清輔あるいは清輔と同時代の人の作とは思われず、恐らく冒頭の文と同じころ、室町時代ころの作であろう。

さて、本書は右のように、冒頭と末尾に『奥義抄』とは無関係の文章が付け加えられ、内題も「古今和歌灌頂部」(内閣文

庫本)、「古今集灌頂部秘歌(以下「歌」で代用)百十六首注」(初雁文庫本)とされ、内閣文庫本には「津守国夏作」とあるため、『奥義抄』を改変したものであることは気づかれにくい状況にあった。

早く西下経一氏は「古今和歌集研究史」(「国語と国文学」昭9・4)の中で、「奥義抄下巻積には百十六首の歌、並に長歌・詞書・人名・真名序に関するもの十四項について註解を施してゐる。奥義抄から以上の部分を独立させたものに「古今集灌頂部秘歌百十六首注」といふものがある。」と述べられ、当時御架蔵の初雁文庫本が『奥義抄』の一部であることを指摘されたが、続いて半田正義氏「古今和歌灌頂部と奥義抄」(「歴史と国文学」昭11・12)が、内閣文庫本もやはり『奥義抄』の一部であることを明らかにされている。⁽²²⁾

さて、本書の本文の検討に移るが、Ⅰ類本とⅡ類本の分類基準13く17に見られるように、Ⅱ類本系の本文を有している。更に大東急記念文庫蔵本の項に掲げた該本の特徴についても、本書の存する巻下の部分で、本書は一致を見ており、その本文がⅡ類本系であることは疑いない。

しかしながら、既に言及したように、本書は、一応『奥義抄』

の一伝本と認めるならば、その中ではとびぬけた異本であり、全巻に亘って校合もままならない状態である。従って本書の内容を紹介するには全文翻刻するしかなく、異同部分を列挙するには煩にたえない。また、それらのかかなりの部分は、本書が『奥義抄』から切り離され、現在のようになつて流布するに至る段階で本文が改変されたことによるのであろうが、本書独自の「追考」には清輔の時代から存したと認めうべきものもあり、独自異文全てを一概に改竄、補入等の結果であるとい切れない面がある。

右に述べたような事情から、本文の異同については、独自の文章が長く続く所のみを示すにとどめることにする。文章が節略され、或いは段落が大巾に省略される場合も珍しくないが原則として掲げない。

まず形式上目につく点として、『奥義抄』にまま見られる問答体を採らず、問答の部分の文章を改竄して前後をつないだり、省略したりしていることである。一例を挙げる。

日本歌学大系本三二八頁四行—十一行

歌

七 をちこちのたづきもしらぬ山中におぼつかなくもよぶこ鳥か

な

たづきとは万葉集には便とかきてよめり。たよりなきことをたづきなしなどいふ、此心なり。をちこちは万葉には遠近とかけり。をちと云ふは外也。こちと云ふは爰なり。

問云、貫之歌云、

きのふよりをちをばしらず百とせの春のはじめはけふにぞありける

とよめるは、をちは昔とこそきこえたれ。或物にもさぞ申したるはいかに。

答云、きのふより外の日をばしらずとよめる也。此歌にはかられてあしく釈してはべるにこそ。万葉集にもたましくげあけてをちよりすべなかるべしとよめり。

内灌

をちこちのたづきも知ぬ山中におぼつかなくもよぶこ鳥哉

たづきとは万葉集には便と云、便も知ぬ也、をちこちは遠近也、貫之詞＝

きのふよりをちをばしらずとせの春のはじめはけふにぞありける

此をちは以前と聞へ侍る、或物にもさこそ申たれ、又よぶこ鳥

ニ説おほしといへ共此よぶこ鳥は太国（オホクニ）に女の野ニ出あそびけるに子を驚ニとられ侘こがれありく程ニはたして死て其女身より小鳥おほく出たるが子をよびけるやうニなく、ありし女の声ニたがはず、是今の驚也、仍よぶこ鳥は驚也、秘事也―初灌
兩者を比較すればその懸隔の甚しきは理解できよう。前半部は節略程度であるが、「問云」は無視して文章を続け、「答云」はなく、「又よぶこ鳥ニ説おほしといへ共」以下は全く別文である。末尾に「秘事也」とあることから、別の注を付け加えたものらしい。寡聞にして同じ内容の注を知らない。

以下著しい異文を列挙する。

日本歌学大系本三一七頁七行ノ次

志を花に深く染てゐたる也―初灌

同三一七頁十一行ノ次（内閣抄出本の項に既出）

飛火の野守事、故人夫ニつけて書て侍れど倩案ニ春日ニ飛火野と云所あるをもりと読べき也、もりに若菜つまんとはいかどとおもへ共古調ニおほく侍る、寛平法皇春日の行幸の御儲に忠房が読哥に

若菜つむ年はへぬれどかすが野に野守はけふや春をしるらん
相模哥にも

かすが野に野守もなぞやともふかな年つむ若なかたみなければ―抄初灌

右の部分、初雁文庫本は脱文があり、引用箇所以前より冒頭まで、内閣文庫本で「と云、飛火は唐よりおこれる也、日本記ニ見えたる、飛火の野守」の部分落ちてゐる。

同三一八頁三行

歌

木なる雪はとくきゆるものにてあればかくよめる也。

内灌

又謂にて余木は冬は色かはれ共松は霜雪にもをかされず色もかはらぬは謂故と也、然ば松の雪は早く消にまだ消ぬにも読、又一説には先の雪と作者読をかなの読ちがへにて松と読歟―初灌（但、「いまだ消ぬに」ナシ）

同三一八頁四行―十一行

例として既出。

同三三三頁十七行

歌

たれとてかあはれと見ざらむとよめるなり。

内灌

これもさこそと也―初灌

同三三四頁八行―十行（大東急本、内閣抄出本の項に既出）

見る人もなくて散ぬる奥山のもみぢは夜るのにしき成けり

ことわざに夜錦と云事を読、百詠注云、買臣昇進後後本国に歸、

錦を着て夜行事也、買臣あやしの山にてきたれりしが大臣まで

なる也、追考、項羽本紀云、王懷欲東歸ト田富貴之不歸故

郷、如衣レ繡夜行、誰知之云、―東抄初灌（但、東抄「追考」

ナシ）

同三三六頁五行ノ次

ことはふらなんとは期字と降かしと也―初灌

同三三九頁六行ノ次（大東急本の項に既出）

追考、或人云、ゆたとは広しといふ心也、寛ユタ、又広し共読、

不ニ甘心、但長能が分別哥ニ

よきことをゆたにたゆたにつぐるとも一ことをしる増らざりけ

る

是広き心と見へず、如レ此の事はあまたに通る、常の事也、又

万葉集ニ

いははらや清見が崎のみほの浦の寛に見へつゝ物おもひなし

又云、湯谷絶谷、是太国の獣と云々

うま原のみちにのりてや初恋を知ぬ大船のゆたにあるらん

人の子故ニ此哥は猶浮たる心也―初灌（東ノ「裏書追勘」ハ大

異アリ）

同三三九頁十行ノ次

又うけひとは契る心也、日本記には約誓と云―初灌

同三三〇頁十一行ノ次

暁程ニと云―初灌

同三三三頁十八行ノ次

但此哥の本には、たなびく雲はとあり、しかりといへども又證

詞なきにもあらず、あをね色にたなびく雲のいさよひに物をぞ

思ふ年の此比 凡如レ此者類多之、悉難レ注之、又云

ひとね色にいはる物からあをね色をいさよふ雲のよそりはも―

初灌

この注は本二本のみにしか見えないが、『袖中抄』第十九、

イサヨフ月イサヨヒ ユミハリには「奥義抄云」として見えている。

この点は後述する。

同三三三頁五行ノ次

とことは、常不心と云―初灌

同三三三頁十三行ノ次

追考、伊勢哥ニ

かた^{み(初)}めにも身をしる雨の降しかな我もせきあへぬ君もこしかば
是ぞ涙をいふやうには聞へ侍る―初灌

同三三七頁七行ノ次

追考、此事難後拾遺詞云、十和と云人荆山と云山にて荒玉を得
たり、帝に奉るに左の足をきらる、又次の帝に奉るに同右の足
をきる、三日三夜^{泣(初)}從けるに涙尽て血涙落と云―初灌

同三四〇頁六行―九行(大東急本、内閣抄出本の項に既出)

木にもあらず草にもあらずぬ竹のよのはしに我身はなりぬべらな
り

此哥常にはふしに我身はとあれども貫之が自筆本といふにはみ
なはしとあれば其につけて思ふに、竹のはしに我身はなりた
ると讀に、竹は木ともなく、又草にもなければ何ともなくと云
心也、孫姬式には此哥は下に我身成ぬべらなりとぞ侍れども古
今には何の本にもかくぞ侍る―東抄初灌(但、東抄ヤヤ異文)
同三四〇頁十七行ノ次(大東急本、内閣抄出本の項に既出)

追考、將^{イナ}調云

霞たつくらまの山のうず桜てぶりをしたて^{てや(初)}折ぞわづらふ

又ある哥に合判詞ニ基俊公云、姿こそはなは^{イナ}だくやし見へ侍れ、

あまざかるひなには年経たる東の都のてぶり知ずして花の都に
来たらん様にぞおぼえ侍るもかやうにあればさして其事と見え
ず―東抄初灌

同三四二頁一行ノ次

万葉には春さればと書て春暮ばと讀、又^(悲カ)真照と書、まがなしと
よむ―初灌

同三四三頁九行―十三行(大東急本、内閣抄出本の項に既出)

歌

此歌いかによめるにか。ゆゑあるべし。もしさせる本文などに
あらずは、ことのはじめものよさきに、はなひつればあしき事
にてあるにや。物をいふにあしきさまにさしいらへするをば、
はなひるやうに物いふなどまうすめるは。又はらへするをりは
なひるをばいむは此心也。人の家を出づる時おのづからわるき
ものなどあひぬれば、くすしき人はいみてかへりいりなどすれ
ば、いづる時はなひる人などのあるは、いむことにてはべるに
や。さて、とどむべきかたもなきにははなひる人のあれかし、
とまりやするとよめるにこそ。此義げにもとおぼえず。

内灌

此哥謂あり、物の始にはなひつればあしき也、何事も物の祝あ

るにはなひることいむ事にて侍る也、さて留る方もなきと鼻ひ
る人のあれかしと也、或物云、人ことを思企本ノマニはなひつれば叶
はずと云、此心にあひかなふ―初灌

この部分は実に奇妙で、注本体が内灌初灌のみ他本と別文で
ある。ところが、東抄二本は、他本と同文の注本体に、内灌初
灌の「或物云」以下を「裏書追勘」(抄は表記なし)等として
付加している。どのような経路でこのようになったかは不明で
ある。⁽²³⁾

同三四四頁十行―十一行

歌

(前略)とするもあしく、かくするもあし。いひしらぬわざか
なとよめり。

内灌

(前略)そへには是故と書也―初灌

同三四五頁十八行(版本、大東急本等の項に既出)

「みちのくの」^(は)歌、「まがねふく」歌注ノ後ニアリ、ユノ順

版東抄下同ジ、但、本書注文アリ

みちのくのいづくはあれど塩竈の浦こぐ船の綱手悲しも

是は世のはかなき事をみちのくに―て読、此みちのくあるも家(イ)

らはあるにもあらぬ身也、悲しき態かなといへり初なり、浦漕舟
はいづくともなく行多も知ぬ海に浮て漕行がはかなくみゆるを
悲しき事ニよせていへるなり、こぎ行船の跡の白浪などいへる
同心也―初灌

この注、本二本のみに存するが、『袖中抄』第九、シホガマ
ノウラに「奥義抄云」として見える。本書の異文中特に注目さ
れる箇所である。

同三四七頁十五行ノ次(Ⅰ類本とⅡ類本の分類基準17)

甲斐の白根也とぞ或物には侍る、ねこし山越とあるは嶺こへ吹
風と読、人にもがもやとあるは彼風をと読、人は道のまゝに行
心也―東三抄初灌(但、本二本ハ他ノ諸本ニ対シ異同多シ)

同三四九頁十七行―三五〇頁三行(大東急本、内閣抄出本の
項に既出)

一序云、衣通姫事、日本記云、雅淳毛(つと)には派皇子女、允恭天皇

八年藤原におはしましてひそかに衣通姫の文を見給、故ニ衣

通姫帝を恋奉て一人キテ帝のみまするをば知ずして読哥

我せこがくべきよるなりさゝがにのくものふるまひかねてし
るしも

是は蛛かゝ(イ)んて悦来心也、住吉の社は此衣通姫一社ニなり給

ふよし也、四社之内南社と神主国基は将作に語申ける、和哥浦ニ玉津寫明神と申も此衣通姫也、昔かしこをめで思召故跡をたれ給へるとなん―東抄初灌

以上、主としてⅠ類本とⅡ類本の分類基準以外の本書の特色を列挙した。

本書は、先に述べたように、冒頭と末尾に或いは序跋のつもりかと思われる文章が付加されており、しかも、その時期は恐らく室町時代ころかと推定されることから、『奥義抄』としては著しくその姿を損ねており、従って、その本文もどの程度『奥義抄』本来のものを保持しているか疑わしく、本文研究に資するところは少ないと考えられるのである。事実、本文の校合を試みると、全巻校合不可能なほど、節略や省略が行われ、文意も損じていることが認められる。

しかしながら、そのような本文状態にもかかわらず、本書がⅡ類本系の本文によっていることは明らかに認められ、かつ、本書独自の記事も散見される。その中、短かいものについては、本書が形態の改変を蒙る過程で、若干の注が付加された可能性があり、さしたる価値を認め難いが、長文のものについては、他の一部の伝本や『袖中抄』所引の『奥義抄』等に同一もしくは

は類似の記事を存する場合もあり、『奥義抄』異文の一つと見做すべきものも存在する。

「君やこむ」の歌注の末(三三三頁十八行ノ次)に加えられた注や、「みちのくの」の歌注(三四五頁十八行)は他の諸本いずれにも存しないが、『袖中抄』所引の『奥義抄』には見えており、『奥義抄』の異文と見られる。

これに対し、最初に例示した「をちこちの」の歌注後半部(三一八頁十行―十一行)に対応する「又よぶこ鳥」以下異文は、末尾に「秘事也」とあることや、内容も全く同一のものを見出せないが、類似の説が中世の古今集注にまま見えることから、恐らく後人注の付加で、『奥義抄』の異文とは認め難いかと思われる。

本書は、このように著しく形態、本文とも損なわれ、一見本文研究には価値が乏しいかと思われるが無視出来ない独自の異文が存しているのである。

(四)

国立歴史民俗博物館蔵本

存巻上(首欠)

〔鎌倉中期〕写

枅型一帖

中山家旧蔵本

綴葉装。本文共紙表紙（一四・三×一五・〇糎）。この表紙は本来表紙見返しに貼込まれていたものか。表に雲母が付着している。外題、表紙中央打付書「歌奥義抄」、右下隅に「仏眼院」、左下隅に「法印豪春」とそれぞれ打付書。これらは本文と別筆で室町後期ごろのものかと思われ、所持者の署名であろう。⁽²⁴⁾料紙、斐楮交漉紙。墨付、五〇丁、遊紙なし。字面高さ、約一・二・五糎。毎半葉十五行内外（後述）。和歌二行書。内題、「奥義抄卷上 式」（首欠のため序題欠）。片仮名交り。

奥書、終丁オに「一交了」とある。印記なし。

墨同筆の振仮名、返点を付す。又、朱同筆の書入れと振仮名が初七丁に若干あるが、⁽²⁵⁾以下は全くない。声点なし。更に、墨別筆の異本注記（近世に降るか）がごく僅かにある。

また、序の後、内題の前に後人別筆（或いは表紙の文字と同筆か）で、

思フコトナクテヤ見マシ

ヨサノ海天、橋立都也セバ、

「ホメテトテモノ事ニ都ニテ黄金ヲ

与謝

と、意味不明の書入れがある（この部分、ちょうど『重要文

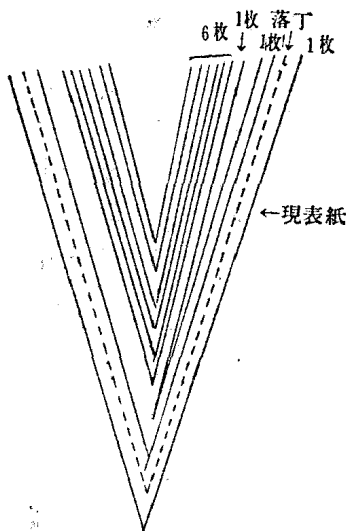
化財』の書影で見ることが出来る）。

更に理由が不明であるが冒頭六丁程、所々に墨で文字をなぞった跡がある。本文を改めた形跡は認められず、手擦れ等で見にくくなっている様子もなく何のためか全く不明である。

本書は中山侯爵家旧蔵本で、昭和十六年七月三日付の侯爵中山輔親氏宛の（旧）国宝指定書が付されている。

さて、本文の検討に移る前に、本書には書誌上に特異な点が幾つかある。

まず装訂であるが、柘型綴葉装で、現在表紙はなく、表表紙、裏表紙ともに本来表紙見返しに貼り込まれた料紙が表紙を失なつて共紙表紙として用いられていると思われる。三折からなるが、特に第一折は誠に奇妙な状態である。現在綴糸は切れているが、現存九枚。その状態を図示すると次のようになる。



増基)」等となつてゐる。その他「正義云」を「マサシキキニイ
集」^{増基}とすると、魯魚の誤りも枚挙にいとまなく、善本とは言
ハク」とする他、魯魚の誤りも枚挙にいとまなく、善本とは言
い難い。先に述べた二行一組の書き方と相俟つて大変読みにく
い伝本である。単なる印象であるが、本書の書写者は、和歌に
さして知識のない僧侶でもあつたのではなからうか。内容を
理解して書写してゐると思えない箇所がまゝ見受けられる。

さて本書の本文であるが、冒頭に掲げたⅠ類本とⅡ類本の分
類基準1〜5を見ると、全てⅡ類本に一致しており、一応Ⅱ類
本と認めてよいかと思われる。また、大東急記念文庫蔵本の項
に掲げた異文でも、本書が大東急本に一致する例がまゝ見られ
る。しかしながら、本書は他に独自異文も散見され、必ずしも
他のⅡ類本と同列に論じられない点もある。

以下、Ⅰ類本とⅡ類本の分類基準に掲げた例以外の主要な異
文を示すこととする。

日本歌学大系本二二五頁七行―八行

歌

(前略) 風化風刺^{判(諸本)}皆謂^{斥(諸本)}譬喩不^{斥(諸本)}付言也。今案に、同書云、風
は諷也。そふとよむなり。

中

(前略) フクエフハンミナヒユトイフ、キラハザルコトバナリ、
イマアンズルニシユヨニイハク、フハ八風^{ハツフウ}、ソウトヨムナリ

以上は訓み下しや誤読の一例として挙げたものである。

同二二六頁十六行―十七行(大東急本の項に既出)

一和調六躰^{ノリク(朱)}ト云ハ

一ニハ曰長歌 二曰短調 三曰旋頭歌

四混本歌 五折句歌 六沓八利折句^{ハツヤ}

一長。二五三七アハセテ三十一字ナリ―東

同二二九頁九行―十一行

歌

五折句歌 五字あることを毎句のかみにおくなり。小町が人
ことかる歌云、

ことのはも ときはなるをば たのまなむ

まつはみよかし へてはちるやと

ことたまへとおけり。

中

五折句歌 イツモジアルコトヲ句ノウエゴトニラクナリ

ヲノ、コマチガ人ニコトカルウタニイハク

コトノハモトキハナルヲバタノマナム

マツハミヨカシヘテハチルヤハ

コトタマヘトヲケリ

返事

ゴトノハ、コトナツカシキハナヲミルト

ナベテノヒトニシラスナヨユメ

同二二九頁十二行—十七行（版本の項2に既出）

六沓八利折句

十モジアルコトヲクノカミシモノコトニヲケルナリ、仁和ノゴ

セイニ云、人々ニタヅネサセタマヒケルニイカニモコ、ロヘズ、

ヘンジヲナドセサセタマヒケルニヒロハタノミヤスドコロトナ

ムタキモノヲタテマツラセタマヒタリケレバコ、ロアルコトソ

ヲボシメシケレ

アフサカモハテハユキ、ノセキモキズ

タヅネテトヒコキナバカヘサジ

アハセタキモノスコシトヲケリ

同二三〇頁十四行（京都女子大本の項に既出）

「終七字の五字ある也。故曰「猿尾」。」ナシ—京

同二三六頁四行—七行（版本の項4に既出）

一 誹諧歌

俳諧イ（後人別筆）

滑稽也、クハシキヲモムキハ下卷ニアリ

誹歌アラザルナリ、ムカシハイノジヲヲチキルベキコトナシト

イヘリ、シカリトイヘドモコキムカリシウキシウニハイノジヲ

モ□キルベキ、イブカシ

已上古今集ニイデタリ

同二三六頁十八行（大東急本の項に既出）

「已上出三方葉集。」ナシ—東抄

同二三七頁十五行（大東急本の項に既出）

「已上出喜撰式。」ナシ—東三抄

同二二九頁八行

「なきこのしま、よするなみかな、共無義也。」ナシ

同二四三頁十三行（版本、大東急本の項に既出）

一 和調九品

四条大納言撰—版東

同二四七頁—二五一頁

「盜古歌證歌」ノ項、出典注記一部シカナク、後半ニハ全

クナシ

同二四七頁五行—二四八頁四行

「盜古歌證歌」ノ項ノ内、二四七頁十八行「モミチセヌト

キハノヤマハフクカゼノヲトニヤアキラキ、ワタルラムノ

シゲモチ」ヨリ「チトセマデカギレルマツモケフヨリハキ
ミニヒカレテヨロツヨヤヘム／ヨシノブ」マデ五首ヲ誤ツ
テ二四七頁五行「ハナノイロハカスミニコメテミセズトモ
カラダニヌスメハルノヤマカゼ／ヨシミネノ貞宗」ノ次ニ
書キ墨線デ囲ミ削除ノ指示ヲシ、正シイ位置ニ改メテ再記
スル

同二四九頁十七行（内閣抄出本の項に既出）

「後冷泉院春宮御時」ナシ抄（但、本書ハ二行前ノ「前
一条院御時」ハ存ス、抄ハ共ニナシ）

同二五〇頁十三行（内閣抄出本の項に既出）

「以下歌已取半」ナシ抄

同二五一頁十一行

「月、ひさかた」ナシ

同二五一頁十二行

「樹雪ウエキノユキヲツル落シキリイサラ霧ナミ」ト逆順トナル

同二五二頁四行―五行

「ツラキコトガタイワミ」次行「和琴ワコトアツマ」ノ次ニ入ル

同二五三頁三行―四行（九条家旧蔵本、御巫本、大東急本の

項に既出）

（前略）トミロウコクナリ シバナクシバナノアマタ ハタレ□ナリ
マハリアメノトキナリ シミ、シゲキ也 アサケアサタヒラク又アサト云ハ別ノ事也
―内京東抄

同二五三頁十一行―十二行

「已上万葉集見タリ」ノ注記、次行「コマナメテウマナラベテ」

ノ次ニアリ

同二五三頁十三行

「しでうつ」ノ項ナシ

同二五三頁十五行―十六行

（前略）ナベカラニナドイフコイフコ、ロナリ サカユクサカユル ウタウタキウヘタテナリ
コ、ロツカラコ、ロヨリトイフコトナリ コ、ロニコ、ロニカ、（後略）

同二五三頁十七行

「さが」ノ項ナシ

同二五三頁十八行

「しかすが」「あまぎる」ニ項ナシ

同二五四頁六行―八行

「マホ（注省略、以下同）ハルカケテ ユギゲノミヅ キ
エカケテ（マヤ）ノラ タムク タブサ」ノ順トナル、コノ順モ

本書ノミ

同二五四頁十一行（京都女子大本の項に既出）

「たち山」ナシ—京版（但、本書、二項前ニ「カミヤマタテ

ヤマ」トアリ）

同二五五頁二行

「まきもく山」ヲ「ヨロキ」ノ「ヤマ」トスル

同二五五頁七行—八行（大東急本、内閣抄出本の項に既出）

「ヤノ、カミヤマ」ノ次ニ次行ノ「マ、テノヤマ」ガ入ル

—東抄

同二五五頁八行

「ヒラヤマ」ノ前ニ「キハダヤマ」アリ

同二五五頁九行

「ゆふ山」ノ項ナシ

同二五六頁三行—四行（I類本とII類本の分類基準5）

（前略）フタカミヤマ ミヅワケヤマ ミクニヤマ キナラノ

ヤマ タムケノヤマ アキシヤマ ヲキツシマヤマ—東抄

同二五六頁八行—九行

「坂」ノ標目並ビニ「ゆきあひのさか ふぢしろのみさか

くぜのさぎさが やそすみさか」ノ四項脱

同二五六頁十三行（九条家旧蔵本、御巫本の項に既出）

（前略）イハシホヲカ ^{（抄）} キカヒノヲカ サタノヲカ（後略）—

巫内京版東

同二五七頁三行（版本、大東急本の項に既出）

「トラサトノコノ ^{（抄）} イリノ」ト逆順—版東抄

同二五七頁七行—十行（九条家旧蔵本、御巫本、大東急本の

項に既出）

（前略）カハロノ、 ^{（抄）} ユイヌノ ヒクマノ ヲホカノイハタノ

ウダノ ヲノ アキツノ アハノ、 サガノ アラノ キ、

ツカノ アサミワノコノ ^{（抄）} アサハクノ（後略）—京版東抄

一応排列は京都女子大本等と同じであるが、「うちのおほ

の」が「ユイヌノ」と不明の字句になり、「うだのおほの」を

「ウダノ ヲノ」に、「さかのあらの」を「サガノ アラノ」

とそれぞれ分割する等、本書の独自異文が目立つ。

同二五七頁十三行（版本、大東急本の項に既出）

「ヨサミノハラ ユハラ」ト逆順—版東抄

同二五八頁二行—三行（版本、大東急本の項に既出）

「スサノイリエ」、次行「ナゴエ」ノ次ニアリ—版東抄

同二五八頁五行

「カリノミナト ^{（抄）} ヤケノミナト」ト逆順

同二五八頁八行（大東急本、内閣抄出本の項に既出）

「のこのとまり」ナシ―東抄

同二五九頁二行

「しらのうら たきのうら」ノ二項ナシ

同二五九頁十行

「ひぢきのなだ」ナシ

同二五九頁十六行

「のじま」ナシ

同二五九頁十八行

「みほがさぎ」としまのさぎ」ヲ「ミヲサカサトシマノ

サキ」ト誤ル

同二六〇頁一行―三行（九条家旧蔵本、御巫本、大東急本の

項に既出）

（前略）カネノミサキ シラ、ノサキ カシマノサキ ユラ、

ノサキ アマツリス タルヒメノサキ ヲホソサキ アラツノサキ

（後略）―内京版東抄

同二六〇頁四行（九条家旧蔵本、御巫本、大東急本の項に既

出）

（前略）ミソメシサキ シブタテノサキ シラサキ アラキノ

サキ ミウラノサキ（後略）―巫内京版東抄

同二六〇頁八行―九行

「ひのくま川（うちこせ川）ゆふは川にふが あじきの

川 いはでみ川」ノ六項ナシ

同二六〇頁十五行―十七行（九条家旧蔵本御巫本の項に既出）

（前略）ムユガワ タマシマガハ マツラガハ キナカミハ

チクマガハ トネガハ クシガハ アキツノカハ クラハシガ

ハ ラホカハ ヨドガハ アソノカハラ（後略）―巫内京版抄

以上のように、本書には独自異文も多く、また、引用例を見

ても、誤写が著しい。古写本として貴重な本書ではあるが、必

ずしもよるべき善本とはいえない難い点が多い。

(4)

前田育徳会尊経閣文庫蔵（三二―古）本

存下巻余

〔鎌倉後期〕写・伝頭昭筆

一帖

綴葉装。本文共紙表紙（二〇・九×一八・二糎）。外題なし。

料紙、斐紙。墨付、四七丁、遊紙なし。字面高さ、約一八・三

糎。每半葉九行書。和歌二行書。内題なし。奥書、印記なし。

平仮名交り書で、同筆の墨平仮名の振仮名多し。朱合点あり。

第十九問の箇所に朱縦点・声点を付す。また、朱同筆の書入れが三箇所にある。第二問半ばに「かごとのこと」、第五問末近くに「郭公いほになくこと」、第六問末近くに「たまぐしはさかきのこと」と書入れている。

なお、本書には落丁（切取）があり、第一〇丁の次一丁、第三九丁の次一丁の計二丁が欠けている。それぞれ日本歌学大系本三五五頁十二行目「男後にかならず尋ぬべきよしをちぎりにゆきさりぬ。」より三五六頁一行目「かくよめるにかとかたぶか」まで、及び、三六七頁一行目「言不可極。」より同八行目「旃曰、我呼レ汝、応曰、諾。有レ頃」までの二箇所である。

更に本書には、「和歌問答添書」と上書した茶色刷毛引包紙中に、極札と「覚」とする文書を添えている。これらはいずれも前田綱紀（第五代藩主、享保九年八一七二四〇没、八二歳）の時代のものと考えられ、極札に「戊午」とあるのは恐らく延宝六年（一六七八）、古筆了榮のものかと思われる。一方、「覚」は、前田家より某年十月廿八日付（人名等より貞享頃である旨、飯田瑞穂氏より御教示を賜った）で本書を「東撰六帖」「新葉集」と共に経師七左衛門に修理に出す際の指示に関する覚書並びに十二月十二日付で補修を終えた本書に表紙を付す件に関し

ての覚書である（結局表紙を付ける件は中止になったらしく、先述のように表紙は付されていない）。

この中注目すべき事は「覚」の中に「奥之明德、〱伝領、〱此分并白紙ニ墨付有之所おとし可申候」とある点である。「覚」には意のとり難い点もあるが、本書の奥に明徳年間（一三九〇―一四）の伝領識語があったらしく、それを修理に伴って消させたらしい。「奥之墨取申候跡古キすみニ御座候間少あかみ残り申がしゞけ申儀も可有候と奉存由申候」とあるのは、跡が少し残ったということらしい。とにかく、現在は伝領識語は痕跡すらなく、本書の伝来を知る手がかりは失なわれてしまった。さて、本書は、下巻余のみの零本であるが、巻頭に清輔日記

の
このまきにをきては和詞の肝心／目足なり、灌頂の人にあらずはた／やすくひらくべからず、くだむの／灌頂器量をよび年臈をえらびて／これをさづくべし／たまつしまの明神の御守護のまき／なり、つゝしむべし／

の文言がある。この文言は他の諸本は漢文体であり、訓み下しているのは本書のみである。また、九条家旧蔵本、御巫本、版本は巻下末にあり、三手文庫本（松永貞徳本）はここに存在

せず、下巻余末の奥書中に繰入し、天理本は本書と同じく下巻余の巻頭にある（大東急記念文庫本、内閣文庫抄出本は下巻余を欠いているが巻下末にはない）。

この文言は下巻余にかかわるものであるから、少なくとも巻下末にあつて下巻余と離れているのは形態上誤りであろう。

次いで「問答」として目録があり、本文に入る。

この部分は、九条家旧蔵本、御巫本は「下巻余 問答」、版本は「下巻余 奥義抄下之下／問答」、三手文庫本（校合）は「八下巻之余灌頂之巻／問答」、天理本は「奥義抄下巻余」とそれぞれ書き方が異っている。

本書は下巻余のみの零本であるが、下巻余は天理本が大きな本文異同を有する異本であるのを除くと、諸本に決定的な異同が少なく、系統が見きわめにくい。既述の諸本で下巻余を有する九条家旧蔵本、御巫本、版本、三手文庫本（校合）の項で下巻余について僅かしか言及しなかったのもそのためである。冒頭に掲げたⅠ類本とⅡ類本の分類基準18・19も巻上、中、下がⅡ類本である三手文庫蔵本の校異によつたもので、どの程度確實なものか明らかでない。

更に、Ⅰ類本とⅡ類本の分類基準を設定するに際し、異本と

の校合によつて変化しやすい記事の有無、出入は二義的なものと考え、本文異同に重点を置いた原則からすれば18は左程決定的な分類基準とはなりえず、下巻余には、管見の伝本の範囲では明確な分類基準は見出せないとするのが正確である。

従つて本書をⅡ類本の付としてこの位置に置くのは、18・19の点に關し若干類似するので取敢ずという便宜に従つたのみすぎない。この点については既に冒頭の基準の項に述べてあるが、念のためここで一言する。

まず、基準18について第一問かひやの項で、三手文庫本は「問云、あさ霞とよめる」（日本歌学大系本三五二頁四行）の右肩に「以下无（朱）」とあり、第一問がその前の「朝がすみ」の歌で終つてゐるとしている。これと一致するのは次に述べる天理本のみであり、本書はそれより以前「ふしつけなどいふ物をひきつくるへるなるべし」（三五二頁二行）の箇所で終つてゐる。天理本はこの箇所では三手文庫本の校異（松永貞徳本）と一致するが、他に大量の異同があり、到底同一系統とは思われない。本書は欠けている箇所の範囲が三手文庫本の校異より若干多いが、一応類似している。

次に基準19については、第十三問さきくさの項の末尾に三手

文庫本校異は「或本ニ一名トミクサトアリ(朱)」としているが、本書は「又ある人はいくさきくさのひとつのなをぼとみくさといふ」とある。もつともこれは内容は一致しているものの、三手文庫本校異は「或本ニ」とし、しかも片仮名交りである。他の箇所在校異は平仮名交りであるから、松永貞徳本は平仮名交りであったと考えられ、この箇所は、松永貞徳本の異本注記かもしれない、本書が一致しているとは必ずしも言えないことになる。以上のように1819二箇所とも三手文庫本校異の松永貞徳本と本書が一致しているとは必ずしも言えず、本書の系統は不明と言うべきであろうが、ひとまず、ここに置き、確実なⅡ類本下巻余の出現をまづて系統を定めたいと思う。

次に本書の特徴ある異文を挙げることにする。
日本歌学大系本三五四頁十八行—三五五頁一行

歌

(前略)一二四といふはやつ也。八といふ字のこゑなればこゝには声とよむべき也。

尊

(前略)一二四といふはやつなり、八といふはやつといふ字のこゑなればこゝにはこゑとよむべきなり—天

同三六一頁九行

歌

問云、かはやしろはしよならしのをりはへてほすころも、いかに。

巫

問云、川やしろはしよ如本なり、しのおりはへてほすころも、いかに

版

問云、かはやしろしのにをりはへてほすころも、いかに—三校異ナシ

尊

問云、まていはいく(ま)かはやしろはしかなより、しのをりはへてほすころも、如何

天

問云、河社はしかなより、しのおりはへてほす衣、いかに
この箇所恐らく尊天が正しく、歌巫はそれを誤り、版はその意味不明箇所を削除したのであろう。

同三六五頁十行—十一行

歌

(前略)今案に、滑稽のともがら非道して、しかも成道者也。

尊

(前略)今案に滑稽のともがらは為哭言て大道に叶、又多弁物なり

同三六五頁十三行(御巫本の項に既出)

「車馬十駟。」ヲ「ミミミミ」トスル―巫

同三六五頁十五行(御巫本の項に既出)

「白壁十双車馬百駟。」ヲ「ミミミミ」トスル―巫(天ハコノ八字ナシ)

同三六六頁七行(御巫本の項に既出)

「郎嫂取為」ヲ「ミミミミ」トスル―巫

同三六六頁八行(御巫本の項に既出)

「行十余日」ヲ「ミミミミ」トスル―巫

同三六六頁九行―十行(御巫本の項に既出)

「皆曰諾。至」―「往觀者二三千人」ヲ共ニ「ミミミミ」トスル―巫

ル―巫

同三六六頁十二行(御巫本の項に既出)

「河中」ヲ「ミミミミ」トスル―巫

三六六頁より三六七頁に至る『史記』卷二二六滑稽列伝の引

用箇所は天理本は大きな異同があり、校合もままならない。また、本書と御巫本は文章を節略して「ミミミミ」でつなぐ場合が多い。但、これらの異同は基本的には原典を引用するに当って、省略を行うか否かによっており、本書と御巫本は省略し、版本はそれよりやや省略が少なく、天理本はほぼ原典に忠実である。既に御巫本の項で述べたように、版本は一部原典と校合して補入したと覚しい痕跡がある。

一方、本書や御巫本の省略は巧みに行なわれており、転写伝来の間に長文の漢文引用を厭ってなされたとするには鮮やかすぎ、やはり清輔自身の手になったと考えるべきであろう。天理本については次に述べることとする。

系統未詳本

天理図書蔵藤原定家筆本は呉文炳氏御所蔵当時『国書聚影』(昭37刊)、『定家珠芳』(昭42刊)に解題(吉田幸一氏執筆)を付して影印され、次いで天理図書館善本叢書『平安時代歌論集』に久曾神昇氏の解題で影印され周知のところである。既に指摘されているように下巻余の零本であり、他の諸本とは異同が著しく、管見のいずれの諸本とも懸隔があり、系統づけることが今のところ不可能である。本稿で立てたⅠ類本、Ⅱ類本という分類の

いずれかに収まるのか、それとも新たな系統を立てるべきかは、今後の新資料の発見と研究に俟ちたいと思う。ともあれ、ここでは系統未詳本として扱うことにする。

天理図書館蔵(九一、二一、二二五)本

存下巻余

〔鎌倉中期〕写・藤原定家筆

一帖

綴葉装。縹色唐草文様艶出表紙(二一・〇×一四・八糎)、中央後補題簽「定家卿奥義集」。見返、金銀切箔砂子散。料紙、斐紙(但、二、三種あり)。墨付、五四丁、遊紙、前一丁、後二丁。内題「奥義抄下巻余」。字面高さ、約一九・三糎。後半葉七く九行書。和歌は改行しないことが多く、二行に亘っている。奥書はなく、最末尾の遊紙オに

此巻は初よりおはりまで／人の御てまじらずみな／京極中納言どの／御て也

と識語がある。これは別筆で阿仏筆と極めが付されているという。

印記なし。

朱によって声点、読点、縦点、ヲコト点、振仮名、章段数が付されている。

なお、未見であるが、吉田、久曾神両氏によると、本書には冷泉殿の添状と古筆了音の極札、同了珉の書簡一通、冷泉為綱の書簡一通等が別巻仕立になっているという。従って本書は冷泉家旧蔵本であろう。

本書の筆者につき、吉田氏は「定家全巻一筆」、「けだし定家晩年の書写であらう。」とされ、更に朱墨の訓やヲコト点も「勿論定家筆と見ることが出来る。」とされ、上欄外の注記も「これも亦定家の施したものである。」とされ、結局、末尾の識語が了珉の極めで阿仏筆とされ別筆である以外は悉く定家筆とされている。

本書の装訂については、吉田、久曾神両氏共説明を加えておられるが改めて記すと次のようになる。

四折で構成され、第一折は九枚、初一丁が遊紙で、墨付十七丁。第二折は八枚十六丁であるが、内側の一枚と外側の二枚を除く五枚が厚手楮紙様で料紙を異にする(影印の二十丁より二十四丁、二十七丁より三十一丁まで)。第三折は六枚十二丁。第四折は六枚十二丁の筈が、外側より三枚目の左半葉が切取られ(四十八丁に対応する一丁が、五十四丁の次に遊紙としてあったものを截取)、末尾二丁遊紙で、結局この折は墨付九丁で

ある。また、この折の内側より、二、三枚目（四十九、五十、五十三、五十四の各丁）が薄葉に近く料紙を異にしている。

さて、本書の本文であるが、既に吉田、久曾神両氏の解題に尽くされており、また、本書の異文は独自異文が多く、他の諸本と共通する箇所が少ないため、ここに改めて列挙する意味が少ないのも事実である。三度に亘って影印され、本文が周知であることもあり、以下、問題のある箇所のみに限ることとする。本書は巻頭に、清輔自記の文を、

於此卷二者和哥肝心目足也、非灌頂之人者輒不可開、
件灌頂撰器量及年藹可授之、玉津嶋明神御守護卷
也、可慎也、

と漢文体で記し、「奥義抄下巻余」と内題して、目録に続き本文に入る。

日本歌学大系本三五三頁十一行ノ次

追考、或人云、かごとは誓言也云々、雖然不甘心、後撰哥云、
しるしなき思ひとぞきくふじのねもかごと許の煙なるらん
又貫之云、やま田さへ今はかへすをちる花のかごとは風におほ
せざらん、此哥の心は猶かごつ也

『奥義抄』ではこの「追考」は本書のみに存するが、『袖中抄』

第八、カゴトバカリモヒタチラビ所引『奥義抄』には存し、また、『奥義抄』によって構文している『和歌色葉』ひたちおび（日本歌学大系本一七六一七頁）も、「追考」の注の内容にまで及んでいゝる。

同三五六頁二行ノ次

追考、此哥不審也、みがくれ、みごもりは水にかくれたる義也、
古哥皆存其義、びはの大臣伊勢が許送哥云、かくれぬの
そこのした草みがくれてしられぬこひはくるしかりけり、返事、
みがくれにかくる許のした草はながらじともおもほゆる哉
又天徳哥合に朝忠卿哥云
人づてにしらせてし哉かくれぬのみごもりにのみこひやわたら
む、如此ぞよめる、水便ならでよめる方不見及者也

同三六〇頁一行一八行

本書は他の諸本と全く別文。以下の如し。
^(朱)十四問云、はとふく秋といふは何事ぞ
答云、はじめの秋のころをひ鷹とらむとて鳩をくゝりてをきて
そのかたはらにあみをはりて我はいほりをさしてかくれるては
とのなくやうにてをあはせてふきをればそのはとをとらむとて
鷹のおちくるをあみにてとる事のある也、これをはとふくとい

ふ也、古哥云

ますらおのはとふく秋のをとたてよとまれと人をいはぬばかりぞ、又曾丹哥云

まぶしさしはと吹秋の山人はをのがすみかをしらせつよはする

『袖中抄』第十五、ハトフクアキ所引『奥義抄』は本書の形の注であるが、他の諸本の形の注は「顯昭云」の中にそっくり出てくる。どのような事情か不審と言うしかない。また、『奥義抄』により注を構文する『和歌色葉』はとふくあき（日本歌学大系本二〇五頁）は「或人云」として本書の注を引く。更に『色葉和雜集』所引『奥義抄』（日本歌学大系本三八〇—一頁）は他の諸本の注の形である。

同三六一頁七行

（前略）催馬楽の譜は延喜御時こそはよじめて律呂哥もさだめられたるとうけたまはれ

他の諸本は「延喜御時」を「一条左大臣の時」に作る。「一条左大臣」は源雅信（正暦四年八九九三〇薨、七四歳）で時代を異にする。『袖中抄』第四、カハヤシロ所引『奥義抄』は「一条左大臣ノ時」である。⁽²⁷⁾

同三六一頁十三行

「行水の」ノ歌ニ「河社ニ有秘藏事、不注」ト頭書

同三六二頁十四行

「とをづらの」ノ歌ニ「龜鏡集ハ此哥入三十列哥」ト頭書

同三六五頁九行

「淳于厖滑稽多弁」ハ九ヲ除ク巫版尊並ビニ本書ニアリ

同三六五頁十一行

「又誹諧は非王道して、しかも述妙義たる歌也。故に」

ナシ

同三六五頁十三行

又心にこめ詞にあらはれたるあるべし

上事

前金吾基俊云、古式云、誹諧述事理不勞詞云々、又本紀云、諧字ヤハラグとよめり、凡誹諧哥有九種様、秘之故不注也

「上事」以下独自記事、「上事」ノ意不詳、「上書」デ頭書

ノ意カ、アルイハ「以上ノ事」ノ意カ

同三六五頁十四行—十五行

「操ニ一豚蹄酒一盃而祝曰、甌窶滿箒。汗邪滿車。五穀蕃熟、穰々滿家。臣」ハ版ノミ存、九巫尊並ビニ本書ナシ、

『史記』滑稽列伝ニ存ス

同三六五頁十五行—十六行

「白壁十双車馬百駟。」ナシ、巫尊ハ「ミミミミ」トスル、

版アリ、『史記』滑稽列伝ニハアリ

同三六六頁五行—三六七頁九行

この箇所、久曾神氏の指摘されるように本書は節略された引用文を原典によって復元したらしく、校異も困難な程異同がある。⁽²⁸⁾他の諸本の形は節略といっても、かなり巧みに文章をつないでおり、段落も入れ替えた所があるので、節略にしろ、原典による復元にしろ、それ程たやすくはない。定家がかかわったとすれば勿論可能であるが、二通りの本文を作製したのはやはり清輔自身ではあるまいか。

吉田氏はこの点について

(前略) 清輔の奥義抄を定家がどういふ経路を経て書写したのかは不明である。が、第二、三次本(久曾神氏分類、稿者注)の類が、漢文の引用文を恣意的に省略した祖本の系統本と見るならば、定家筆本はそれとは異なる、漢文引用文を省略しない祖本の系統本である。さういふ見地から想定するならば、定家本は六条家から借り写したものでなく、二条院献上本を継承したものではないかと考へられる。

と述べておられるが、一つの考え方として傾聴すべき見解かと思われる。

ともあれ、本書の伝本上の位置は零本で著しい異本という性格もあって現在のところ見きわめ難いと言わざるをえない。

余説、『袖中抄』『和歌色葉』『色葉和難集』における『奥義抄』の引用、影響について

以上で管見に入った『奥義抄』諸本の解題を終えたが、次に歌学書の内『奥義抄』からの引用、影響の著しい『袖中抄』『和歌色葉』『色葉和難集』について、それらがよった『奥義抄』本文がどのようなものであったかを検討することとする。

本稿冒頭に言及、引用したように、『顯昭陳状』恋十、寄海人恋によれば、顯昭所持の『奥義抄』には、後撰集の「伊勢の海のあまのまくかた」の歌の注が、清輔自筆で押紙されていたという。つまり、顯昭は清輔自筆の『奥義抄』を所持していたことになる。しかしながら、それでは顯昭所持の『奥義抄』が唯一絶対の証本であったかと言え、必ずしもそうとは言えないと考えられる。二条院への献上本もあった筈であり、清輔の手にあった自筆本が唯一本でそれが顯昭の手に渡ったとは必ずしも

考えられず、他に人麿影等と共に六条藤家更に中世九条家に伝えられた本の存在も可能性として否定出来ない。

清輔本古今集に例をとれば、顕昭の手を経ていることが明らかなのは保元二年本であり、永治二年本等他の諸本全てを顕昭が利用出来たか否かは猶検討の余地があると思われる（この点には稿を改めたい）。

また、『袋草紙』下卷（和歌合次第）は流布本には顕昭の頭注が付されているが、異本である陽明文庫蔵本にはそれが見えず、伝来を異にすると見られる。

右のような事柄を考慮すると、顕昭所持の清輔自筆の『奥義抄』が絶対の証本とはいえないのであるが、やはり、それがどのようなものであったかは考えてみる必要がある。

以下、『袖中抄』『和歌色葉』『色葉和難集』それぞれについてそのよった『奥義抄』を検討することとする。

袖中抄

『袖中抄』は諸書の引用に当っては、書名をあげ、引用であることを断っている。『奥義抄』についても同様である。その引用文を現行の『奥義抄』と比較してみると、基本的には忠実

な引用であり、その引用態度は、以下のように現存のいかなる系統本と一致しているかを判断するにも十分信頼することが出来ると言えよう。

比較の結果をあらかじめ述べると、現行本で、『袖中抄』所引の『奥義抄』と完全に一致するものはないということになる。現行本と甚しく異っていたとは思われず、基本的には同一であったと考えられるが、「追考」「裏書」の有無、異文の存在等で一致しない点がまま見られ、かつ、いずれかの系統本に特に近いとも言えないようである。

以下問題となる箇所を『奥義抄』の順に列挙することとする。『袖中抄』の性格から言って、卷中、下、下巻余に限られる。

日本歌学大系本二六八頁二行―三行（『奥義抄』頁数）

袖（第二、エヤハイブキノサシモグサ、三九頁）⁽²⁹⁾

奥義抄云、イブキノタケハ常ニ火ノモユレバカクヨムナリトゾ
追考、タゞクサハ春ハモユル物ナレバソヘヨメルニヤ、彼山常
ニ火モユル事不審也、或人云、件山ニ火燃事也云々

「追考」以下ナシ―内東三書

「彼山」以下ナシ―歌巫版

「或人云」以下ナシ―抄

全同―未管見

同二七七頁七行―十一行（Ⅰ類本とⅡ類本の分類基準9）

袖（第六、クメチノハシイハ、シ、一二七頁、この箇所川越市立図書館蔵本による）

奥義抄云、昔大和国に役のうばそくと云けるもの、ゆきよかりなむといひて葛木山吉野山の間橋を渡さむと思て、日本国の神くいにのりこふに、かづらきの一言主と云神、一夜の間に石橋をわたしはじめてひるはわたさぬを、役ひるもわたしべきよしをせむるに、神をはらをたちて詫宣して帝に奏たまはく、役のうばそくと云もの王位をかたぶけんとなす、罪し給べしと（後略）

Ⅱ類本（東抄書）ニ一致、Ⅰ類本（歌巫内版）「一夜の間に」ノ次ニ「かの山この山のみねに」、「わたしはじめてひるは」ノ次ニ「かたちの見にくきにはぶかりて」、「わたさぬを、役」ノ次ニ「おそかりてなむといひて」アリ、但、抄ハ「かの山のみねに」、書ハ「彼山此山のみねに」アリ
同二八四頁二行ノ次

袖（第五、クレハトリクレハクレシ アナハトリ、一〇四―五頁）
追考、呉字ハクレトヨムベキニヤ、呉竹トカキテハクレタケト

ヨムナリ、服ハハトリトヨム、人ノ姓ニモアリ、サレバクレハトリ呉服ト云事ニコソ、呉国ノ衣トイフニヤ、通俊卿如此ゾヨミケル、綾ハ呉国送物云々、仍号歟

諸本ナシ、後述『和歌色葉』『色葉和難集』ノ項参照

同二八五頁十七行―二八六頁四行

袖（第六、アマノマテガタ、一四二頁）

奥義抄云、アマハシホヤクトテハシホヒノカタノスナゴヲトリテス、ギアツメテソノシルヲタレテヤク也、サテマタソノスナゴヲバモトノカタニマキくスルヲアマノマクカタトハ云也、シホヒノマニイソギイトナメバ、イトマナキコトニヨセテ暇ナクテヒサシクトハザリケルミヲナムウラムルトヨメルナリ

注ナシ―歌巫内書

注アリ―版東（但、版ハ更ニ「追考」アリ、東ハ「此注ナシ、見別本ニ書加之」ト注スル）

同二八八頁十六行ノ次

袖（第十六、ミコシヲカ、三六九頁）

追考、御輿岡ハ北野方ニ有云々、野行幸ニマカサ駄飼所也云々

諸本ナシ

同二九二頁十九行―二九三頁一行（Ⅰ類本とⅡ類本の分類基

準11)

袖(第十九、ヲソノタワレヲソノタワレヲ、四三二八頁)

奥義抄云、タハレヲハ好色ト云心也、ヲソトハキタナシト云也、イロゴノミトキケドワレヲトゞメズ、キタナキ色ゴノミ也トヨメリ、今モキ中人ハ申詞也、或人云、東国ノモノハソラ事ヲバヲソ事ト云也、サレバソライロゴノミトヨメルニコソト申メ

Ⅰ類本(歌巫内版)ニ一致、Ⅱ類本(東三書)ニ一致セズ、

但、Ⅱ類本ハ末尾ニ「但是もきたなしと云心也」ヲ有スル

ノミ故、『袖中抄』ノ省略トモ考エラレル

同二九三頁十七行ノ次

袖(第十二、ヲロノハツヲニカガミカケ、二七〇頁)

追考、ヲロトハ雄ノヲトイフニヤ、ロハヤスメ詞也、古歌ノナラヒナリ、万葉集ニハヨロヅノ物ニ如此ノ字ヲソヘタリ、所謂、ネロ、ノロ、セロ、イモロ、児ロ、イヘロ、ヲロ、ツケロ、オキロ、オモハズロナドヨメリ、又云、ニハツトリ、タケノタレヲ・ミダレヲノ、如此ハタゞ山鳥ノヲノシダリ尾ト重点シテヨメル歟、清慎公第三度表、後江相公作云、類山鷄之対、日鏡ニ舞而何為、同海龜之、載方壺持而難勝、如此ハ猶尾ニ有

鏡心歟

諸本ナシ

同二九四頁七行ノ次

袖(第十六、ウツタヘ、三五八頁)

追考、万葉云、ウツタヘニトリハ、マネドツナハヘテモラマクホシキムメノ花ガモ

諸本ナシ

同二九七頁二行ノ次

袖(第十九、モノ、フノヤソウヂガハ、四三六頁)

思ヒヤレヤソウヂ人ノキミガタメヒトツ心ニ祈ルイノリヲ

諸本ナシ

同二九九頁二行ノ次

袖(第一、アヂムラコマ、一一二頁)

追考、万葉長哥云、カミヨ、リウミツギクレバヒトオホククニ、ハミチテアヂムラノサハキ・スレバワガコフルキミニシアラネバ云々、如・哥者日景之義相違也、尚味村トイフ鳥歟

諸本ナシ

同二九九頁十六行―三〇〇頁一行

版ノミニ見エル「裏書、或書曰」トシテ引用スルモノトホ

ボ同ジモノヲ「顯昭考万葉五卷抄序ニ云」トシテ引ク

袖(第五、アサモヨヒイツサヤムサヤ、九八頁)

顯昭考万葉五卷抄序、謹案此集古語雖質比興幽微、字ミ
迷人句、變昧、今推作者之本意、令知者知之不知者
不知之上、爰師說不伝訓釈無書、安牘之間甚難得心、

天宝勝宝五年春二月於左大臣橘卿之東家宴飲諸卿大夫等、

于時主人大臣問曰、古哥、アサモヨヒ如前アガモヘルキミ

其情奈何者、式部卿石川卿説、アサモヨヒキ、所以然者、古

俗語称、朝炊飯。イ謂之、アサモヨヒ也、紀ハ薪也、以燎之炊飯、(後略)

同三一七頁十一行ノ次

袖(第八、トブヒノ、モリ、一六八頁)

奥義抄云、追考云、普通義ハトブヒノ野モリイデ、ミヨ也、而

杜ニワカナツマム事不審、但寛平法皇春日詣之時大和守忠房所

献哥云、

若菜ツムトシハヘヌレドカスガノ、モリハケフヲヤ春トシル

ラン

是モ尚杜ニツメリトモ詳不見、又野守ヲ杜ト書タガヘタルニヤ

「追考」ナシ―歌巫版東

「追考」アリ―抄内灌初灌

同三二七頁十二行―十六行(Ⅰ類本とⅡ類本の分類基準13)

袖(第一、クモノハタテ、二三頁)

奥義抄云、クモノ手ヲクモノハタ手トハ云也、キヌ、ノウルヤ
ウナレバヨソヘテ云也、クモデトイフニツキテソラノクモニヨ
ソヘテアマツソラナル人コフルミハトヨメリ、雲ノハタテニ物

思トハ、クモノイハトカクカキタレバヒトスチナラントカクナ

ン思トイフ心也、雲デニ物ヲ思コロカナト・哥モコノ心ニコソ

Ⅰ類本(歌巫版)ニ一致シ、Ⅱ類本(東三抄内灌初灌)ト

異ナル、但、「雲」デニ物ヲ思コロカナト・哥モコノ心ニコ

ソ」ハⅠ類本ニナク、Ⅱ類本ニアル

同三二九頁三行―六行(大東急本の項参照)

袖(第十四、ユタノタユタ、三二五頁)

奥義抄云、ユタノタユタトハナミニウキテトカクユルグナリ、

ウキテトカクモノヲ思心ナリ、万葉ニハ猶預ト書テタユタヒト

ヨメリ、コレモ物ヲ思サダメヌ心ナリ、又云、ユタハヒロシト

云心也、寛ノ字ヲバユタトヨム、又ヒロシトヨムナリ云々、不

甘心、但長能分別品哥云、

ヨキコトヲユタニタユタニツクルトモヒトコトヲシル・マサ

ラザリケリ

是^(レ)ラヒロキ義ニカナヒテキコユル、自余ハヒロキコ、ロミエズ、如此詞アマタニカヨヘル常事也

「又云」以下ナシ―歌巫版抄

「又云」以下アリ―東内灌初灌（東ハ「裏書追勘」トシテ、

内灌初灌ハ「追考、或人云」トシテ、東ハ異同多ク、内灌

初灌ノ方異同少シ）

同三三二頁十八行ノ次（内閣文庫本「古今和歌灌頂部」、初

雁文庫本「古今集灌頂部秘歌百十六首注」の項参照）

袖（第十九、イサヨフ月イサヨヒユミハリ、四四三頁）

奥義抄云、（中略）追考、凡如此類多也、尺難注之、又云、ヒト

ネロニイハルモノカラアラネロニイサヨフクモノヨソリヅマハ

モ

或本ニハ、タナビク雲トアリ、雖然又非無證哥、同集云

アラネロニタナビク、モノイサヨヒニモノヲゾオモフトシノ

コノゴロ

「追考」以下ナシ―歌巫版東抄

「追考」以下アリ―内灌初灌（但、異同多シ）

同三三四頁十八行―三三五頁一行

袖（第廿、ユフツケドリ、四六八頁）

顯昭云、ユフツケドリトハニハトリヲ云也、ヨメナカサハガシキ時四境祭トテオホヤケノセサセ給ニ鶏ニ木綿ヲツケテ四方ノ関ニイタリテ祭也、アフサカハ東ノ関ナレバカクヨメリ

右ノ「顯昭云」「奥義抄」ニ酷似スル

同三四三頁九行―十三行（大東急本、内閣抄出本、内閣文庫本「古今和歌灌頂部」、初雁文庫本「古今集灌頂部秘歌百十六首注」の項参照）

袖（第廿、トナリニハナヒル、四七九頁）

奥義抄云、ハラヘスルニ、ハナヒルライム事也

或物云、人ノ事ヲ思クバダツルニハナヒツレバカナハズトイヘリ

「或物云」以下ナシ―歌巫版

「或物云」アリ―東抄内灌初灌（東ハ「裏書追勘」トシテ）

同三四五頁十八行ノ次（内閣文庫本「古今和歌灌頂部」、初

雁文庫本「古今集灌頂部秘歌百十六首注」の項参照）

袖（第九、シホガマノウラ、一八五―一六頁）

奥義抄云、ミチノクハイヅラハアレド云々

コレハヨノハカナキコトヲ、ミチノクニ、テヨメリケルニヤ、コノミチノクニ、アルモ、アルニモアラヌミナリ、カナシキワ

ザカナトイヘル也、ウラコグフネハ、イヅコトモナク、ユクヘ
モシラヌウミニウカビテコギユクガハカナクミユレバ、カナシ
キコトニヒキヨセテイヘル也、コギユクフネノアトノシラナミ
ナドヨメル心也

コノ注ナシ—歌巫版東抄

コノ注アリ—内灌初灌

同三五二頁十五行—三五二頁十五行（尊経閣本、天理本の項

参照）

袖（第一、カヒヤガシタ、一八頁）

「奥義抄灌頂卷云」トシテ三五二頁十五行「かひやとは」

ヨリ三五二頁二行「引きつくるへるなるべし。」マデ引用、

尊ニ一致、三天ハ四行「朝がすみ」ノ歌マデ、歌巫版ハ十

五行「これは冬のこゝろ也。」マデ存ス

同三五三頁四行—十一行（天理本の項参照）

袖（第八、カゴトバカリモヒタチヲビ、一八二—二三頁）

奥義抄云、ヒタチノ国ニハヲトコ女ノナカラヒヲウラナハント

テハ、葶ト云物ヲヲビニシテ、^(二)ヒトツニハケサウスル男ノ名ヲ

カキ、ヒトツニハ我名ヲカキテ、彼神ノミマヘニテノト申テ、

ヲビヲ、リカヘシテ名ヲバカクシテ、スエヲネギニムスバスル^(二)

也、ソレニワロカルベキナカラヒハ、ナレトニムスバレ、ヨ
カルベキハカケヲビノヤウニマロニムスビツナガハル、ヲ、サ
モト思男ナレバヤガテカケヲビノヤウニウチカケツ、山スゲウ
ラナドノ様ナルコト、ゾアル人ハ侍リシ、サテ無名抄ノ義ヲバ^(三)
ヒガ事トゾ申サレシ

カゴト、云ハガコツト云事也、又ヲビニモカゴト、云モノアレ^(四)

バソヘテヨメリ、次ノ義ニツカバツナガフ心ニテモ侍ベキニヤ、

カゴト云ハ物ヲツナガフモノ、名也、アブミニモアリ、ソレニ^(墨滅)

テ鞍ニモツナガフ也、此ヲビノツナガハル、^(四)バカリノ事ダ

ニアレカシトヨメルニヤ、又カゴト、云詞アリ、ソレハ誓言也、

コノヲビノ事彼国ノ故老ニトフベキ事也

追考、或人カゴトハ誓言也トイヘド不被甘心、後撰哥、貫之哥、

コノ心ハナヲカコツナリ、コトニ事ヲツクル心也

「追考」ナシ—歌巫版尊

「追考」アリ—天（但、「コトニ事ヲツクル心也」ナシ）⁽³⁰⁾

この部分、注本文にも異同があるので次に注を付す。

(一) 同文—天

一つには我名をかき、ひとつにはをとこの名をかきて—

歌巫版尊

(二) ホボ同文―歌巫版尊

「ヲビヲ、リカヘシテ名ヲバカクシテ」ナシ―天

(三) 「サテ無名抄ノ義ヲバヒガ事トゾ申サレシ」ナク、代リニ

「但、ひさしくなりてたしかにもおほえず。」ノ一文アリ

―諸本

「サテ無名抄ノ義ヲバ云々」は『奥義抄』の引用ではなく、顯昭の発言であろう（「申サレシ」と敬語が用いられている）。従つて引用は中断し、「但、ひさしくなりて云々」を省略して次の引用に移つたものである。

(四) ホボ同文―歌尊

「又カゴト、云詞アリ、ソレハ誓言也」ナシ―巫版天

（但、天ハ「追考」中ニホボ同文アリ）

同三五六頁二行ノ次（天理本の項参照）

袖（第一、モズノクサグキ、一五頁）

三五六頁二行「是はその心によめるにや。」マデ引用、天ノ

追考ニ及バズ

同三六〇頁二行―八行（天理本の項参照）

袖（第十五、ハトフクアキ、三三七頁）

奥義抄云、秋ノ始比タカトラムトテハトヲク、リテヲキテ其カ

タハラニ。アミヲハリテワレハイホリヲサンテカクレキテハトノナクヤウニテヲ

アハセテフキヲレバ、其ノハトヲトラントテタカノオチクルヲアミニテトルコトノ有也、是ヲハトフクトハ云也

天ニ一致、他ノ諸本別文、袖ハソノ別文ノ一部ヲヤヤ前ノ箇所ニ「顯昭云」トシテ引用、次ノ如シ、(31)後述『和歌色

葉』『色葉和難集』ノ項参照

顯昭云、（中略）レウシノ鹿マツニモ人ヲヨブトテモ、又人ニ鹿アリトシラセムト思ニモ、手ヲアハセテフクヲハトフクトハ云也

同三六四頁九行―三六五頁三行

袖（第七、ユツノツマガシ、一六〇頁）

奥義抄云、（中略）問云、コトノヲコリハシカナリ、女ヲツマグシニトリナス事オボツカナシ、イカナルユヘゾヤ、答云、櫛ニトリナシテツボ虻ニミセジトシ給ケルニヤ、ツマガシニハアシキ物ノヲヅル事ニテ侍ニコソ、同紀ニモシコメニヲハレテニグル物ズチナクテフトコロヨリツマガシヲトリイデ、ウチマク、其時シコメヲヒサシテカヘリヌトイヘル事アリ、シコメハ鬼也、又ミカトニナガクタテマツルトテムスメニクシヲサスコトモ齋宮ノ義ヲ思ヘバ故アリ、齋宮群行ノ時帝齋宮ノ御ヒタヒニ櫛ヲ

サシテノタマハク、ミヤコノカタニナガクカヘリ給ナ、是ハ此義トゾ申メル、故土御門右府ノ抄物ニミエタリトコソ将作ハ申サレケレ

コレハ『奥義抄』ヲ前後入レ替エ編集シテイル、参考ノタメ『奥義抄』本文ヲ掲ゲル、ナオ『色葉和難集』ノ項参照

歌

(前略) 問云、ことのおこりはしかなり。女をつまぐしにとりなすこともおぼつかなし。如何なる故ぞ。

答云、日本紀にはかく見えたるに、或説にはかの老翁むすめを尊にながく奉るこゝろにて、きよきくしをさす也。(中略) 齋宮群行のとき、帝齋宮の御ひたひに櫛をさしてのたまはく、都のかたにながくかへり給ふな。これは此義とぞ申すめる。これ故土御門右府の抄物に見えたりとぞ将作は申されける。又湯津の義は古語拾遺のうらがきにもかくぞ侍る。

問云、此ふたつの義、何れにつくべきぞ。

答云、(中略) くしにとりなして蛇に見せじとし給ひけるにや。つまぐしにはあじきものよおづることにて侍るにこそ。同紀にも、しこめに追はれてにぐるものすべなくて、ふところよりつまぐしを取りいでうちまく。その時しこめおひさしてかへり

ぬといへることあり。しこめは鬼也。又みことに長くたてまつるとて、むすめに櫛をさすも齋宮の義を思へばゆゑあり。(後略)

以上、『袖中抄』所引の『奥義抄』本文を管見の『奥義抄』諸本と比較検討したが、その様相は種々一様ではなく、比較的には、巻中、下はⅡ類本の何れかと一致する場合が多く、下巻余は天理本と一致する場合が多いようであるが、「アマノマテガタ」のように版本のみに存する場合や、「ヲソノタワレ」「クモノハタテ」のようにⅠ類本と一致する場合もあり、現行諸本と異なる本であったと言わねばなるまい。また、『袖中抄』所引の『奥義抄』にのみ見え、『奥義抄』諸本に存在しない「追考」等の記事は更に諸本を博搜すれば、存する伝本が出現する可能性があると考えられる。結局、『奥義抄』本文の異同の複雑さを再認識することになったと言ふべきであろう。

和歌色葉

『和歌色葉』は『袖中抄』より遅れて成立したと考えられるにもかかわらず、『袖中抄』の影響は皆無と言つてよい程認められず、その代りに『奥義抄』『和歌初学抄』から著しい影響を受けている。ここでは巻中、下における『奥義抄』の影響を

考える。但、影響全般について検討するのではなく、『奥義抄』の本文の考察に資するために行うものである。

さて、本書と『奥義抄』との関係は、本書巻中「万葉古歌付伊勢物語」が『奥義抄』巻中「古歌万葉集」並びに下巻余「問六帖近比歌」の部分に、巻下「古今」「後撰」「拾遺抄」「後拾遺」が巻中「後拾遺」「拾遺抄」「後撰」並びに巻下「古今」の部分にそれぞれ影響を受けている。しかしながら、本書は引用書の名を挙げ、引用であることを明示することがなく、文章に若干手直しをしたり、別の資料によって補なったりして自説として掲げているので、比較しない限り、他説の影響が明らかにならない。当時はそのような事はしばしば行われているが、現代の基準を当てはめれば明らかに剽窃である。

本書の『奥義抄』への依存状況は著しく、和歌の選択、順序はもとより注文もほとんど一字一句同じ場合があり、殊に、他に参照する注釈がなかったと見られる「後撰」「拾遺抄」「後拾遺」の項では著しい。一例として「後拾遺」の第二首目（『奥義抄』では第二首目）の「ふるさとの」歌の注を比較してみよう。なお、『和歌色葉』は日本歌学大系本を用いるが、必要があれば、静嘉堂文庫蔵伝頭昭筆本（古辞書叢刊影印本）、上野

淳一氏蔵嘉禎四年中臣祐定写本⁽³²⁾（存巻中、黒田彰子氏編著『上野本和歌色葉』昭60刊に影印）も参照することとする。

和歌色葉（以下「色」と略す）

一ふるさとの花のものいふ世なりせばいかにむかしのことをとはまし

桃李不言下自成蹊と云ふ事のある也。それは唐に李広といひし武士のみちをなし、させるいふことなかりしかど徳あるものにて、かれがもとに人つどひしを桃李はものいふ事なけれども、人集まりきたりてあるにたとへしよりいふ事也。唐には桃李をめでたき花にする也。

奥義抄

二ふるさとの花のものいふ世なりせばいかにむかしのことをとはまし

桃李不言下自成蹊といふ事のあるなり。それはもろこしに李広といひし武士のみちをなし、させるいふ事もなかりしかど、徳あるものにて、これがもとに人のつどひしを、桃李はもの云ふ事なけれど人あつまりきたりてみるにたとへしよりいふことなり。もろこしには桃李をめでたき花にするなり。但しいづれの花をもよみてむ。詩には石松などをものいはずとつくれり。

最後の部分を除き全く同文といつてよく、『和歌色葉』の依拠状況がよくわかる。ここではそれを利用して、依拠した『奥義抄』の本文について考えてみようとするのであるが、勿論、依存の度合が大きいとは言っても、引用ではなく、現代の言い方をすれば一種の剽窃、流用であり、他の資料に依拠し、折衷している場合もあるので、『奥義抄』と異っているからといって、別の本文を有する『奥義抄』によつていふとは言えず、一部を欠いていたり、付け加えられたりしていても、それが『奥義抄』の異文か否かは明らかにはできないのであるから、以下は、あくまで参考に過ぎない。従つて列挙した箇所もことごとくが『奥義抄』本文を考察する上で意味のある箇所というわけではなく、無用の詮索に類する場合も参考までにあげておいてその点は承知されたい。

日本歌学大系本二六七頁八行（『奥義抄』の頁数、以下同、Ⅰ類本とⅡ類本の分類基準7）

色（巻下、二四七頁）

塵積て山と成と云事ある也。古今序にもみえたり。

Ⅱ類本（東三抄書）ニ一致、Ⅰ類本（歌巫内版）ト異ナル
同二六八頁三行（九条家旧蔵本、御巫本の項参照）

色（巻下、二四七―八頁）

「追考」ニヨルト思ワレル記事ナシ

「追考」アリ―歌巫版抄袖

「追考」ナシ―内東三書

同二七七頁七行―十一行（Ⅰ類本とⅡ類本の分類基準9）

色（巻下、二四三頁）

昔大和の国に、役優婆塞といふ行者、行きよかりなむといひて、葛城山、吉野山のあひだに橋をわたさむと思ひて、日本国の神々に祈請に、かづらきにいます一言主と云ふ神、一夜にかの山の山の峰に石のはしをわたしはじめ、ひるはわたさぬを、行者はひるもわたせとせむるに、神腹だちて、託宣して帝に奏して申さく、役の優婆塞と云ふもの、王位をかたづけむとす、つゝしみ給へと申。（後略）

Ⅱ類本（東抄書、但、書小異アリ）ヨリ構文スルト推定、

『袖中抄』所引『奥義抄』モⅡ類本ニ一致

同二八四頁二行ノ次（『袖中抄』の項参照）

色（巻下、二三五頁）

（前略）勘云、呉の字をばくれとよむべきにや。呉竹と書きてくれたけとよみ、服の字をばはとりとよめり。人の姓にも服部、

上服とてあり。さればくれはとりといふ、呉服といふ事にこそ。呉国の衣といふ事にや。(後略)

右ハ、『袖中抄』所引『奥義抄』ノミニ見エル「追考」ト

一致、後述『色葉和難集』ノ項参照

同二八五頁十三行—十五行(版本の項12参照)

色(巻下、二二六頁)

はすなは、かづらのやうにて、海のおもてに浮きて生ひたる物也。それがうらにはちひさきかひどものつきたる也。上にはさりげもみえずしてうらには貝のつきたればかくよめり。

版ニ一致、他ノ諸本(歌巫内東三抄書)ハ別文

同二八五頁十七行—二八六頁四行(版本の項13参照)

色(巻下、二二六—二二七頁)

あまは塩やくとはしほあひのかたのすなごをとりて、すゝぎあつめて、その汁をやく也。さて又そのすなごをばもとのかたにまぎくするを、あまのまくかたとはいふ也。しほひのまにこそぎいとなめばいとまなき事によせていへり。

注アリ—版東袖(但、版ハ「追考」アリ、他ハイズレモ

「追考」ニ及バズ、東ハ「別本」ニヨル書入レ、三校異

ナシ

注ナシ—歌巫内書

同二八六頁十二行—十四行(Ⅰ類本とⅡ類本の分類基準10)

色(巻下、二二七頁)

老馬知_レ道と云事をよめり。昔齊管仲といふ人大雪にあひて道をまどへるに、馬を放ちてその跡にまかせて行きたる事なり。

Ⅱ類本(東三抄書)ニ一致(但、抄ノミ「裏書」アリ)、

Ⅰ類本(歌巫内版)ト異ナル(歌巫ハ「裏書」アリ)

同二九三頁一行(Ⅰ類本とⅡ類本の分類基準11)

色(巻中、一八六頁)

(前略)さればそら色ごのみとよめり。これもきたなしといふ詞なり。

Ⅱ類本(東三書)ニ一致、Ⅰ類本(歌巫内版)ト異ナル、

『袖中抄』所引『奥義抄』ハⅠ類本カト推定

同二九九頁十六行—三〇〇頁一行(版本の項16、『袖中抄』

の項及び注10参照)

色(巻中、一九四頁)

(前略)人丸が集云、天平勝宝五年春二月於_二左大臣橋卿之家_一

饗_二諸大夫等_一之時、家主大臣このあさもよひきのかはの歌をき

くに、式部卿石川卿説云、あさもよひは朝の炊飯也。木は薪也。

是をたきて飯を炊なりと云々。(後略)

版ノミニアル「裏書、或書曰」及び『袖中抄』(第五、アサ

モヨヒイツサヤムサヤ、九八頁)ニ「顯昭考万葉五卷抄序」云

トシテ引ク記事ト類似

同三〇四頁十二行—十三行(大東急本の項及び注19参照)

色(巻中、二〇〇頁)

(前略)源氏歌、

さもこそはよるべの水にかげたえめかけしあふひをわするべ
しやは

(後略)

東ノミ誤リニ氣付キ、歌ヲ「さもこそはよるべの水にみ草
るめけふのかざしよなさへわする」ニサシカエル、本書

ハ訂正サレナイ形デアル

同三一二頁十五行—十八行(Ⅰ類本とⅡ類本の分類基準12)

色(巻中、二一四頁)

百十たのむよか月のねずみのさわぐかな草葉にかゝる露の命を
これは高光少将歌也。(後略)

コト注後半ハ他ノ資料ニヨルモ、前半ハ『奥義抄』ニヨル

コト明ラカ、歌巫ハ高光少将歌ヲ「草のねに露のいのちの

かゝるまを月のねずみのさわぐなるかな」ニ誤ル、版ハ高

光少将歌トシテ「たのむよか」、古歌トシテ「草のねに」

ト二首掲ゲル、東三書ハ高光少将歌トシテ「たのむよや」

一首ノミ掲グ

同三二七頁十二行—十六行(Ⅰ類本とⅡ類本の分類基準13)

色(巻下、二二二頁)

是に両説あり。一には蜘蛛のいかきたるを云ふ也。蜘蛛を雲にそへ
て、あまつ空なるといへり。はたてとはくものいは、とかくみ
だれたる物なれば、思ひによそへたる也。くもでに物を思ふと
云へる心也。重之が、くもの死たるをみてよめる歌

さゝがにのいとのはたてのさわぐかな風こそくもの命なりけ
れ

さゝがにはくもの名也。一にはたゝかひの庭などに立つるは
たのやうなるくもの夕暮にたつをとよはた雲とも、雲の旗手と
もいふ也。古歌云、

あまのはら春はことにも見ゆるかな雲のはたても色まさりけ
り

とよめり。

Ⅱ類本(東三抄内灌初灌)ニヨリ構文、Ⅰ類本(歌巫版)

ト異ナル

同三二九頁六行ノ次（大東急本、『袖中抄』の項参照）

色（巻下、二二二頁）

注文中ニ「ゆたはひろしといふ心也。寛の字をばゆたとよむなり。」ノ字句アリ、東内灌初灌ノミニアル「裏書追勘」

「追考」ト関係アルカ、又、色ノ構文ハ『袖中抄』所引

『奥義抄』ニ最モ類似スル

同三二九頁十行ノ次（内閣文庫本「古今和歌灌頂部」、初雁

文庫本「古今集灌頂部秘歌百十六首注」の項参照）

色（巻下、二二二頁）

（前略）うけびとは契る心也。日本紀には誓約とかけり。

コノ字句、内灌初灌ノミニアル字句ト一致

同三三三頁十三行ノ次（内閣文庫「古今和歌灌頂部」、初雁

文庫本「古今集灌頂部秘歌百十六首注」の項参照）

色（巻下、二二三頁）

（前略）又なみだをいへり。伊勢歌云、

かたみにも身をしる雨のふりしかな我もせきあへず君もこし

かば

『奥義抄』伝本中、注文末尾ニ「追考」トシテ伊勢ノ歌ヲ

掲ゲルノハ内灌初灌ノミ、猶『色葉和難集』ノ項参照

同三三六頁五行―六行（Ⅰ類本とⅡ類本の分類基準15）

色（巻下、二二五頁）

（前略）後拾遺云、

ひとよせにふたよびもこぬ春なればいとなくけふは花をこそ

みれ

Ⅱ類本（東抄内灌初灌）ニ一致シ、「又兼盛歌云」トスル

Ⅰ類本（歌巫版）ト異ナル、但、三八版ノママ校異ナシ

同三四七頁十五行ノ次（Ⅰ類本とⅡ類本の分類基準17）

色（巻下、二二九―三〇頁）

かひがねとは甲斐のしらね也。ねこし山こしとは、峯越え山越

え吹く風とよめる也。人にもがもやはかの風を人にてもがな

ことづてやらむといへる也。

Ⅱ類本（東三抄内灌初灌）ト一致、注ヲ欠クⅠ類本（歌巫

版）ト異ナル

同三五〇頁三行（大東急本の項参照）

色（巻下、二二三頁）

（前略）又和歌の浦に玉津嶋の明神と申すもこの衣通姫也。昔

こゝをめでおぼしける故に、跡をたれ給へるとなむ申しつたへ

たる。

「又和歌の浦に」ノ句、「昔こゝを」以下ノ一文ヲ存スル構

文ヨリⅡ類本（東抄内灌初灌）ニ一致、Ⅰ類本（歌巫版）

ト異ナル、但、三ハ校異ナシ

同三五二頁十五行―三五二頁三行（Ⅰ類本とⅡ類本の分類基

準18）

色（巻中、一七六頁）

『奥義抄』ノ注文三五二頁三行迄ノ範圍デ構文シ、以下ニ

及バズ、三天ト一致カ

同三五三頁十一行ノ次（天理本、『袖中抄』の項参照）

色（巻中、一七七頁）

（前略）又かごととは誓言なりといへども、たゞかこつといふことなり。後撰云、

しるしなき思とぞ聞くふじのねのかごとばかりのちかひなる

らむ

貫之歌云、

山田さへ今はかへすを散る花のかごとは風におほせざらなむ
このうた、みなかこつ心なり。

コノ部分天ノミニ存スル「追考」ニテ構文、歌巫版尊（三

校異ナシ）「追考」ナク異ナル、『袖中抄』所引『奥義抄』

ニモ存スル

同三六〇頁一行―八行（天理本、『袖中抄』の項参照）

色（巻中、二〇五頁）

八十一ますらをがはとふく秋の音たてとまれと人をいはぬばかりぞ

ますらをとは弘決には大夫とかけり。（中略）或人云、はじめ

の秋のころほひ鷹とらむとて鳩をくゝりおきて、そのかたはら

に網をはりて、我はいほりをさしてかくれ居て、鳩のなくやう

に、手を合せて吹きをれば、その鳩をとらむとて、たかのおち

くるを網にてとることのあるを、鳩ふくといふ也。

まぶしさし鳩ふく秋の山人はおのがすみかをしらせやはする

（後略）

天ノ注ニヨリ構文、歌巫版尊（三校異ナシ）ト異ナル、

『袖中抄』所引『奥義抄』トモ一致、『色葉和難集』ノ項

参照

以上列挙した箇所についていえば、概してⅡ類本によって構文しており、明らかにⅠ類本による箇所はなく、版のみに一致する箇所はあるが、「くものはたて」のように『袖中抄』所引

『奥義抄』がⅠ類本に一致している箇所も、本書はⅡ類本によっている。また、下巻余では天に一致する場合が多い。なお、内灌初灌とのみ一致する箇所が幾つかあるが、内灌初灌には本書と一致しない独自異文も多く、それらは挙げていないので、注目はされるが、特に密接な関係は認められない。

色葉和難集

『色葉和難集』は著者も成立年代も不詳であるので、そこに引用されている『奥義抄』本文について検討を加えることは、不確定要素が多く、徒労に帰すか、さもなければ反って誤りを導き出す心配がないわけではない。

しかしながら、鎌倉中期を下らぬと言われる断簡の存在が報告されてお⁽³³⁾り、また、その引用書の中には信西の『日本紀鈔』⁽³⁴⁾や長明の『長明文字鎌』⁽³⁵⁾の原撰本のように、現在では稀観もしくは佚書で、過去においても存在生まれであったと思われる書物が含まれており、引用書の本文についても検討の必要があると考える。そこで、ここでは先の『袖中抄』『和歌色葉』についてと同様の観点から検討を加えることとする。

本書には種々の歌論、歌学書からの引用があり、また人名によって引用している箇所も多い。「俊頼云」は『俊頼髓脳』を、

「顯昭云」は『袖中抄』をさしていると考えられるごとくである。また、その引用の態度は『袖中抄』ほど厳密ではないが、『和歌色葉』のように、引用と明記せずにとり込むような方法はとっていない。

さて、『奥義抄』との関係に問題を絞ると、「奥義抄云」として引用したり、『奥義抄』の名を出している場合が約百箇所にも及び、その中には『袖中抄』からの孫引きも若干あるが、ほとんどが直接の引用である。『袖中抄』の引用にくらべて、本文異同がやや大きく、引用の厳密さが劣っているように思われるが、一応全ての箇所が現行本『奥義抄』と対応させることが出来、大体正確な引用と称してよい。

ところが本書には、他にも『奥義抄』との関わりで論じなければならぬ点がある。

まず、本書には「清輔云」もしくは「清云」とする引用が、三十数箇所あるが、その約半数がほぼ『奥義抄』に一致するものの、残りは『奥義抄』を初め現存の清輔著作に対応する記事を見出せない。更に、「清輔云」の右肩に「三代」と注した箇所があり（日本歌学大系本、四一一、四二二、四三二、四三七頁）、一方引用書の中に「三代難義集」というのがあり（三九

四、四一二、五九四、五九五頁）、「清輔云」はこの「三代難義集」からの引用を意味するのではないかと考えられる。但、「清輔云」の引用の中『奥義抄』とほぼ一致している箇所については、それが『奥義抄』からの引用であるのか、「三代難義集」にもほぼ同文の箇所があり、そこからの引用であるのかは明らかでない⁽³⁶⁾。ともあれ、本書には清輔の「三代難義集」なる著作からの引用があることになる。

「三代難義集」がいかなる著作であるかは引用のみでは明らかでない所もあるが、題名より推測すると、三代集の難義を解釈した書ということになり、三代集は古今より拾遺までをさすか、さもなければ、万葉集に古今、後撰ということになる。

しかし、『色葉和難集』引用の「三代難義集云」「清輔云」を全て併せると、万葉集、古歌より古今、後撰、拾遺、後拾遺にまで及んでおり、到底三代には収まらない。あるいは「清輔云」には『奥義抄』その他も含まれており、それを除くと三代になるのであるろうか。題名の由来はともあれ、内容については和歌の難義の解釈と考えてよいであろう。

次に、他の諸書に全くその名を見ない「三代難義集」が清輔の真作であるかどうかの問題である。明らかに「三代難義集」

からの引用と見られる箇所では『奥義抄』と行文が類似しているものはないが、「清輔云」とするものの中には『奥義抄』と同文もしくは類似の文がかなり含まれている。清輔の真作であるか否かはともかく、少なくとも一見して清輔のものとは思えない程幼稚なものという印象は受けず、清輔作としてもさ程不自然ではないようである。

ただ、不思議であるのは、他の人々はともかく、顕昭がこの書に一度も言及していないことである。「三代難義集」は和歌又は語句の注釈書であり、『奥義抄』を初め他の清輔の著作に見えない記述がかなりあると思われるので、顕昭の勅撰集注釈書や『袖中抄』執筆の際に当然用いられてしかるべきものであり、一言も触れられていないのはいかにも不審である。

これに関して、(一)「三代難義集」は偽書である、(二)「三代難義集」は真作であり、(イ)顕昭は存在を知っていたが、十分活用する機会を得られなかったので敢えて無視し、一言も言及しなかった、(ロ)顕昭はその存在を知らなかった、の三つの場合が考えられる。

(一)は顕昭が利用しなかった点を説明するには都合が良いが、『色葉和難集』の成立が鎌倉中期以前であることを考えると、

顯昭以後まもなくの成立となり、内容も水準以上と思われることから、偽書製作は困難かと思われる。可能性を否定は出来ないが、あまり高くないと考えられる。

むしろ(イ)又は(ロ)の可能性の方が高いと考える。以下はさしたる根拠のない推測にすぎないが、顯昭が所持していた歌書、歌の文書と、六条藤家内部で伝領されていた歌書、歌の文書とおのずから別の流れを持っており、歌学者としては比類ない存在であった顯昭も、六条藤家の蔵する歌書、歌の文書の全てを自由に見られたとは限らないと思われるのである。従って清輔の著作の中に、顯昭の知りえない、あるいは知っているも利用できないものがあつたとしても不思議ではない。例えば、清輔の著作の内、『牧笛記』や『題林』のように、顯昭がほんの僅かしか、あるいは全く言及もしくは利用しないものが存在するのは、そうした顯昭の立場を暗示しているのではないかと考えるのである。

もっとも、そのようにして、「三代難義集」真作説をとると、顯昭さえ利用できなかった「三代難義集」を「色葉和難集」の著者はどのようにして見ることが出来たのか、著者は六条藤家の人間なのか、又、後述するように、『色葉和難集』の著者の

用いた『奥義抄』は巻下が欠けていたかとも思われるので、六条藤家の人間ならそのようなことはありえない等と様々の疑問が生じてくる。既に推測を重ねて来ているので、それらの疑問については後考を俟ち、「三代難義集」を偽書と否定はせず、真作の可能性を認めて取り扱うこととする。

さて、本書と『奥義抄』の関係を論ずるには、もう一つ検討しておかねばならない問題がある。それは同じく本書に頻出する「祐盛云」「祐云」の引用である。この「祐盛」は『勅撰作者部類』に「叡山阿闍梨、源俊頼子」と見え、『続古今和詞集目録』⁽³⁷⁾に「母二条太皇太后宮東屋、法橋頼清女」とあり、『難歌撰』(散佚、『和歌色葉』、『八雲御抄』の「私記」、『代集』にその名が見える)の著のある人物である。『色葉和難集』はこの祐盛の説を引くことが頗る多く、恐らく成書によっているものと思われる。注の範囲は、万葉、古歌から古今、後撰、拾遺、後拾遺、堀河百首にまで及んでおり、まとまった分量の注釈書の存在が想定される。

この祐盛注が『奥義抄』と関係を持つことを指摘されたのは原田芳起氏である。原田氏は本稿冒頭既述の論文「大東急記
念文庫本奥義抄管見」の中で、「祐盛云」として引かれる注が、しばしば『奥

義抄』と一致することを指摘され、ことに、Ⅰ類本とⅡ類本の分類基準13にあげた「くものはたて」の注、同じく基準17の「かひがねをねこしやまこし」の注等が日本歌学大系本と異なり、大東急記念文庫本と一致することに注目され、大東急記念文庫本を改訂本とする立場から、清輔が祐盛説によって『奥義抄』に改訂を施したと考察された。例えば分類基準13の場合は日本歌学大系本（Ⅰ類本）と大東急記念文庫本（Ⅱ類本）とは注文が全く異っているが、『色葉和難集』所引の「祐云」は大東急記念文庫本に酷似と言ってもよい程一致している。そこで、この場合、大東急記念文庫本は祐盛説に従って清輔が改訂した本の系統に属すると考えられたのである。一方、分類基準17については、日本歌学大系本（Ⅰ類本）には注がなく、大東急記念文庫本（Ⅱ類本）には注があるが、これまた『色葉和難集』所引の「祐云」は大東急記念文庫本の注と一致しているのである。そこでこの場合は、清輔が祐盛説に従って『奥義抄』に注を書き入れたと考えられたのである。

以上の原田氏の見解は、『色葉和難集』の祐盛説が『奥義抄』の説と密接な関係があり、しばしば行文まで一致していること、また、『奥義抄』諸本の本文異同とも関わりがあることを明ら

かにされた点で、重要な指摘であるが、そこから、清輔が祐盛説によって『奥義抄』に改訂を施したとする結論を導き出されたについては俄かに従うことが出来ない。

まず、『奥義抄』と祐盛説の類似（しばしば酷似する）についてであるが、それは、『奥義抄』諸本の本文に異同がある箇所のみではなく、『奥義抄』巻中、下ほぼ全体に亘って、凡そ二十数箇所にも及んでおり、大半が同文関係にある。これだけの部分について、清輔が祐盛説を無批判に文章も改めず取り入れるということは常識的には考えられないことである。逆に『奥義抄』の注を、引用と断らずに大量に取り入れた『和歌色葉』の例もあり、祐盛の注釈書は『奥義抄』の注を『和歌色葉』より更に同文性強く取り入れた注釈書であり、時として大東急記念文庫本に本文が一致するのは、たまたま祐盛のよった『奥義抄』がそのような本文を有していたに過ぎないと考えるべきであろう。

但、以上のように考えるについては、一つの疑問が生じざるをえない。

それは、『色葉和難集』の著者は『奥義抄』と祐盛の注釈書と両者を参考にし引用しているにもかかわらず、以上のことに

全く気づかなかつたのであろうか。また、もし気づいていたのなら、一方を捨てることをせず、両者を併用したのはなぜかという疑問である。

第一の点については多少なりとも気付いていた形跡がある。

それは卷六「うらしまのこ」(四八七―八頁)の項で、まず「祐云」として引用した後、「奥義抄中同之。」と注を付している。『奥義抄』の当該箇所(二八七―八頁)と比較してみると、両者はほぼ同文であるが、「祐云」の方が年時等が詳しく記されている。これなども『奥義抄』が祐盛説によつたと考えるより、祐盛説が『奥義抄』を増補し年時を書き入れたと考える方が自然であろう。ともかく『色葉和難集』は祐盛説をまず引用し(多少詳しかったからか)、次いで『奥義抄』も同じであることを知って注記したことになる。

第二の点については、次のように考える。『色葉和難集』所引の『奥義抄』と祐盛説を見ると、まず『奥義抄』は卷下(古今の注)からの引用がほとんどなく、僅かにあるものも『袖中抄』からの孫引きで、唯一の例外は『色葉和難集』卷三、おきつとりの項(四二四頁)に『奥義抄』卷下(三五〇頁)が引用されている箇所のみで、ここも忠実な引用とは言えない。或い

は、『色葉和難集』の著者の用いた『奥義抄』は卷下が欠けていた(下巻余は引用している)のではあるまいか。一方、祐盛説は勅撰入集歌の注に重点があるらしく、『万葉集』や古歌の項には引用が少ないようである。

結局、古今注の部分を欠いた『奥義抄』と、万葉や古歌に弱い祐盛説を併用するというのが『色葉和難集』の著者の立場であつたと考える。

なお、本書には「和云」として注が掲げられる場合も多く、この「和」は『色葉和難集』の「和」で著者の説とも考えられるが一概に断定し難い。この和説にも『奥義抄』と類似の注がまま見受けられる。祐盛説に比べて同文的なものは少なく、説の踏襲といった感じの箇所が多い。

右のように、本書の引用関係は複雑であるので、一字一句に拘わるのは得策でないと考えるので、『奥義抄』、祐盛説、和説について一括して検討することとする。

日本歌学大系本二八三頁十七行―二八四頁二行(『奥義抄』の頁数、以下同、『袖中抄』『和歌色葉』の項参照)

和(卷六、くれはとり、五〇―二頁)

(前略)奥義抄云、くれはとりとはあやの名なり。文王の時に

呉国より二端おくりたるあやなりとぞ、ある物にはかきたる。或云、二人のあやおりの名なり。一人の名にくれはとり、一人をばあやはとりと云々。一人をば大神宮に奉り、一人をば熱田宮に奉りけるよし、日本紀にありといへり。但、此うたのことばに、人のおこせ侍りけるくれはとりといふあやを、二むらつゝみてつかはすととあり。なほあやの名にてあるべきにや。或云、(中略) 祐云、呉の字をばくれとよむなり。呉竹とかきて、くれ竹とよむ。呉藍とかきてくれなるとよめり。服の字をはとりとよむなり。人姓にも服部とてあり。さればくれはとりといふは呉服といふにや。

「奥義抄云」ハ忠実ナ引用、「祐云」以下『袖中抄』所引『奥義抄』ノミニ存スル「追考」ト一致、『和歌色葉』ニモアリ

同二八五頁十三行—十五行(版本の項12、『和歌色葉』の項参照)
和(卷一、はすなは、三八三頁)

清輔云、はすなはといふ物はうみにあり。かづらのやうにて、うらおもてあるべくもなきに、いかによめるにか。祐盛云、はすなはとはかづらのやうにてうみにうきておひたり。それがら

らには、ちひさきかひどものつきたるなり。うへにはさりげもなくてあればかくよめり。

「清輔云」ハ版ヲノゾク『奥義抄』諸本ト一致、「祐盛云」ハ版并ニ『和歌色葉』ト一致

同二八五頁十七行—二八六頁四行(版本の項13、『袖中抄』『和歌色葉』の項参照)

和(卷八、あまのまくかた、五三三頁)

祐盛云、あまは塩やくとては、塩あひのかたのすなごをとりてすゝぎあつめて、そのしるをたれてやきて、さてまたそのすなごをばものかたにまくなり。かくすればいとまなしとはよめる也。裏書云、追考、故本あまのまてかたとあり、ふしん也。但かなのでとくとはまぎるゝ字なればかきあやまれるにや。

(後略)

注ガアルノハ版東ノミ、『袖中抄』所引『奥義抄』、『和歌色葉』ニモアリ、但、「追考」ニ及ベルノハ版ト本書「祐盛云」ノミ

同二八六頁十二行—十四行(Ⅰ類本とⅡ類本の分類基準10、『和歌色葉』の項参照)

和(卷九、みちしれる駒、五六七頁)

奥義抄云、老馬知道といふことのあるなり。昔管仲大雪にあひて道を違へるに、馬を放ちて其跡に任て行きたりき。

Ⅱ類本(東三抄書)并『和歌色葉』ニ一致(但、抄ノミ「裏書」アリ)、Ⅰ類本(歌巫内版)ト異ナル(歌巫ハ「裏書」アリ)

同二九二頁十六行—二九三頁一行(Ⅰ類本とⅡ類本の分類基準11、『袖中抄』『和歌色葉』の項参照)

和(卷四、たはれを、四五二頁)

「和云」トシテ『奥義抄』全文ヲホボソノママ引用、「さればそらいろごのみなりとよめるにや。」デ終ル、Ⅰ類本

(歌巫内版)并『袖中抄』所引『奥義抄』ニ一致、Ⅱ類本

(東三書)并『和歌色葉』ト異ナル

同三二七頁十二行—十六行(Ⅰ類本とⅡ類本の分類基準13、

『袖中抄』『和歌色葉』の項参照)

和(卷六、くものはたて、五〇〇頁)

祐云、是に二の説あり。一にはくもといふむしのいかきたるをいふなり。蜘蛛を雲にそへてあまつそらとはいふなり。はたてとはくものいはとかくみだれたれば、おもひにそへたり。くもでに物をおもふなどいふ心なり。重之が蜘蛛のしにたるをみてよめ

る

さゝがにのいとのはたてのさはぐかな風こそくものいのちなりけれ

一には、いくさのはたのやうなるくものゆふぐれにたつを、くものはたてともいひ、とよはたぐもともいふなり。古歌に、あまのはら春はことにも見ゆるかなくものはたてもいろまさりけり

わたつ海のとよはた雲にいり日さしこよひの月よすみあかくこそ

ヤヤ距離アルモⅡ類本(東三抄内灌初灌)ニヨリ構文、Ⅰ類本(歌巫版)ト異ナル、『袖中抄』所引『奥義抄』ハⅠ類本、『和歌色葉』ハⅡ類本ニヨリ構文

同三二九頁十行ノ次(内閣文庫本「古今和歌灌頂部」、初雁文庫本「古今集灌頂部秘歌百十六首注」、『和歌色葉』の項参照)

和(卷六、うけび、四九〇頁)

和云、うけびとは日本紀に誓約とかけり。ちぎりといふことや。またちかふよしにや。初学抄云、うけびは呪咀なり。

「和云」、内灌初灌ノミニアル字句、『和歌色葉』トソレゾレ類似、「初学抄云」ハ日本歌学大系第弐卷、一八九頁ニ

アリ

同三三三頁十三行ノ次（内閣文庫本「古今和歌灌頂部」、初雁文庫本「古今集灌頂部秘歌百十六首注」、『和歌色葉』の項参照）

和（卷九、みをしるあめ、五六六頁）⁽³⁸⁾

祐云、（中略、『奥義抄』と類似）なみだを云なりといふ義もあり。伊勢が歌に、

かたみにもみをしる雨のふりしかなそれもせきあへず君もこ
しかも（後略）

伊勢ノ歌ヲ掲ゲルノハ、内灌初灌并『和歌色葉』ノミ

同三四三頁九行―十三行（大東急本、内閣文庫本「古今和歌灌頂部」、初雁文庫本「古今集灌頂部秘歌百十六首注」、『袖中抄』の項参照）

和（卷二、となりにはなひ、四〇七頁）

和云、此歌はいかによめるに歟。もしさせる本文などにあらずは、ことのはじめ、事のさきに、はなひつれば、あしき事にて有るにや。又はらへするとき、はなひるをいむはこの心なり。人のいへをいづる時、はなひる人などのあるはいむ事に侍にや。追考、或物云、人の事を思ひくはだつる事の有るとき、はなを

ひつれば、かなはずといふなり。

注文本体ハ内灌初灌ヲ除ク諸本ノ形ヨリ構文、追考ハ東抄内灌初灌并『袖中抄』所引『奥義抄』ニアリ

同三四七頁十五行ノ次（Ⅰ類本とⅡ類本の分類基準17、『和歌色葉』の項参照）

和（卷五、ねこし山こし、四七三頁）

祐云、ねこし山こしとは峰こえ山越といふなり。かひがねとはかひのしらねなり。人にもがもやとは、かのかぜを人にてもがな、ことづてむとなり。

Ⅱ類本（東三抄内灌初灌）并『和歌色葉』ニ一致、Ⅰ類本（歌巫版）ハ注ナン

同三五二頁十五行―三五二頁三行（Ⅰ類本とⅡ類本の分類基準18、『袖中抄』の項参照）

和（卷四、かひや、四三一頁）

奥義抄云、かひ屋とはゐなかに魚とらんとてする事なり。川もしは江などにすといふものをたてまはして口一つあけて、この中に篠の枝おどろなどをおきたれば、あたゝまりに付て魚のあつまるをとるなり。鳥などいりぬれば、魚おどろきてうすれば、屋を作りおほひてみもりとて人をすゑて鳥をおはせ、又くひも

のをうちまきなどすれば、飼屋とは云なり。縦ばふしつけなど云物をひきつくりへるなるべし。(後略)

『袖中抄』ト同一箇所ヲ引用、後半ニ及バズ、三尊天ノ様

ナ形ヨリノ引用カ、歌巫版ト異ナル

同三五二頁十六行―三五三頁十一行(天理本、『袖中抄』『和

歌色葉』の項参照)

和(巻九、ひたちおび、五八八―九頁)

奥義抄云、(中略)常陸国には男女のならひ(ツヤ)をうらなはんとて、

をと云ふ物を帯にして、(一)一には我名をかき、一には男の名を書

きて、彼神の御前にてのと申して帯を折返して末をねぎにむす

ばするなり。それにわろかるべきは、はなれ(二)に結ばれ、よ

かるべきはかけ帯のやうに結びつなはる(三)を、さもと思ふな

れば、やがてうちかへやますげうらの様なることをぞ云へりし。

かごと(四)云ふはかこつといふことなり。又帯にもかごとといふ物

あればそへて読り。又かごとといひてもものつながふもの(五)あれ

ば、彼帯のつなはる(六)ばかりのことだにもあれかしとよめる

にや。(四)近江にもあり。それにてくらなどにもつながふなり。

天井『袖中抄』所引『奥義抄』、『和歌色葉』ニアル「追考」

ナク、歌巫版尊ト同ジ、(一)ノ箇所、歌巫版尊ト一致シ、

天ト異ナル、(二)ノ箇所、歌巫版尊ハ「帯を折返して」ノ

次ニ「中をばかくして」アリ、天ハ「帯を折返して」ナン、

(三)ノ次ニ諸本「但、ひさしくなりてたしかにもおぼえ

ず。」アリ、『袖中抄』所引『奥義抄』モ省略、(四)ノ次、

歌尊并『袖中抄』所引『奥義抄』ニ「又かごとといふ詞あり。

それ誓言なり。」アリ、巫版天、本書ト同ジクナン

同三五六頁二行ノ次(天理本、『袖中抄』の項参照)

和(巻十、もずの草茎、五九二頁)

天ノミニアル「追考」ニマデ及バズ

同三五九頁十八行ノ次(Ⅰ類本とⅡ類本の分類基準19)

和(巻八、さきくさ、五五五頁)

注末ニ、三尊ニアル「又ある人いはく、さきくさのひとつ

のなをばとみくさといふ」ノ一文ナシ、歌巫版天ト一致

同三六〇頁二行―八行(天理本、『袖中抄』、『和歌色葉』の

項参照)

和(巻一、はとふくあき、三八〇―一頁)

奥義抄云、れうしは鹿まつとても、人をよばむとても、又人に

しかありとしらせむとても、てをあはせてはとのなくやうにふ

くなり。しかは秋はつまこふる比なれば、しふふ多とて笛にて

しゝの声をまねびて、我はかくれてゐるなり。

まぶしさしはと吹く秋の山人はおのがすみかをしらせやはする

とも読り。まぶしとは柴ををりて、そのかくれにてまつなり。

歌巫版尊(三校異ナシ)ニヨリテ構文、天井『袖中抄』所

引『奥義抄』ト異ナル、『和歌色葉』ハ天ニヨリ構文

同三六四頁十行―三六五頁三行(『袖中抄』の項参照)

和(卷八、ゆつのつまぐし、五六―一二頁)

奥義抄云、(中略)今右上官にあり。ゆつのつまぐしと云ふは、
潔斎の義なり。湯はいはひきよむる義、つはことばのたすけ
なり。あまつ国と云ふがごとし。くしにとりなし虵にみせじと
し給ひけるにや。つまぐしにはあしきものゝをづることにて侍
るにこそ。日本紀に云、しこめにおはれてにぐる、物ずちなく
てふところよりつまぐしをとり出てうちまくに、しこめおひさ
して帰りぬといへり。しこめとは鬼なり。又尊にながく奉ると
て、くしをさすにや。斎宮のわかれのくしの心か。斎宮伊勢群
行の時は、帝斎宮の御ひたひにくしさいはく、都の方へなが
く返り給ふなとなり。土御門右大臣抄物にみえたり。

『奥義抄』ニ比ベ叙述ノ順序ニ異同アリ、『袖中抄』所引

『奥義抄』ハ本書トヤヤ異ナルモヤハリ叙述ノ順序ニ異同

ガアル、コレハ『奥義抄』本文ガ記述ノ流レガ不自然ナタ

メ入レ替エタモノデアロウ、『和歌色葉』ハ『奥義抄』ノ

叙述ニ從ッテイル

同三六五頁七行―十三行(尊經閣本、天理本の項参照)

和(卷一、誹諧歌事、三九―一頁)

奥義抄云、漢書云、誹諧の字をばわざごとく読也。是によりて
人みな偏たはぶれごとく思へり。かならずしもしからず。今案
ずるに、滑稽の輩は非道してしかも成道ものなり。又誹諧も
非正道、しかも述妙義たる歌也。故に是を准滑稽、其趣
弁説、利口有るものゝ、火をも水にいひなすが如くなり。或は
狂言にして、しかも妙なる義をあらはす力あり。此中にまた心
をこめ、詞にあらはしたるも有るべし。口伝可有之。

歌巫版(三校異ナシ)ニホボ一致、尊ハ「非道してしかも成

道ものなり。」ヲ「為_レ哭言_ニて大道_ニに叶、又多_レ弁物_{ナリ}」

ニ作り、天ハ「又誹諧も非正道、しかも述妙義たる歌

也。故に」ヲ欠ク

以上、『色葉和難集』において『奥義抄』本文との関わりが
問題となる箇所を列挙したが、その引用過程の複雑さにより、

明確な見通しは立てえない。しかし、一見現行の『奥義抄』と異なる場合も、『奥義抄』諸本の異文や、『袖中抄』所引『奥義抄』に一致するものが見出せる場合もある等、『奥義抄』本文の複雑さを改めて伺わせるものがある。⁽³⁹⁾

『奥義抄』の研究は、未見の伝本の調査を含めて更に伝本の博搜が要求されるかと思われ、その点は今後の課題としたい。

〔注〕

(1) 原田氏はこれらの論文を増訂し、『探求日本文学_{中古世編}』

(昭54刊、風間書房)に収められた。本稿では、原田氏

の論は全てこれによる。

(2) 『奥義抄』の「あまのまてがた」^(まてがた)に言及している歌書を抄出すると左の通りである。なお、本稿での引用は、

私に読点、濁点、返点を付す。但、既に付されているものは原則としてそれに従い、付加しないこととする。

六百番歌合、恋十、十五番寄海人恋、藤原俊成判詞

判云、左歌、あまのまてがたとよめるうへに、恋のそめきもいとなかりけりといへる下句も、いと優にしも聞えざるべし、此とかく難申すべきに不及事なり、但、後撰

英明朝臣歌は、あまのまてがたいとまなみとよめるなり、此事往昔に崇徳院御前に侍りし時に、あるもの歌の難義とおぼしき事共かきたりける物をたまはせて、僻事などあまたあるよし人申すなり、いかがと仰事侍りしかば、物をつくるになれば先賢なほあやまつ所あり、いはんや末学をやとは申し侍りて、その事かの事など申し侍りし中に、後撰難義とおぼしくて、このまてがたの歌をまてかきて、釈もなくただおきて侍りしを、これはまてかたなり、末久とひが事かきたりける本にむかひて不審したるにこそ侍るめれと申して侍りしを、後に人伝て聞きて、かれが門徒の末久と洩して勘持ちて侍りけるにこそ、いとまなみとは、まてがたにてことになへるなり、まてがたも、しほやくも、あまのいとまなき事はいづれにもたがふべからず、万葉集にも伊勢物語にも、あまのいとまなしとはみないへり、まてがたとはみないはず、又浜にしほやくかたにしほをまてがたからず、斎宮女御の歌、又まてとかける本はおほかり、彼集にも後撰にも、まてとかける本はみなあやまちなり、(後略)(『新編国歌大観』第五卷、三三二頁)

三代集之間事

庭訓、先年参崇徳院之時、以女房内々仰云、清輔所
献之和哥雜抄、此物得失如何、一見可申但秘抄也、賜
之、大略許引見之、返上奏云、強不違所存、但あ
まのまくかたと書て、未勘と注作事、所習之説、まて
かた也、海人海辺沙中見蛤跡、念搜取之、尤無いふ返
事也、仍詠之と承、清輔後日伝聞此事、結意趣云々、
歴数年之後、同抄書加数ヶ事進上二条院之時、
書出時瀉之証拠、依重代之家為相伝之説者、先
年不可注未勘由頗無其謂事歟、(細川家永青文庫叢
刊第九卷入昭59刊所收影印による)

僻案抄

此哥先人命云、往年参崇徳院之次、以女房給草
子一帖、被仰云、此抄物或好士称秘藏物所持也、
乍坐加一見即可返上、物躰可然哉、所存如何、
依仰於御簾前披見之間、不及委細即返上申云、古
来書出如此物之時、先賢皆少々事誤難遁事候歟、此
抄物大概優候、但此中伊勢のうみのあまのまてがたいと
まなみと書て、不勘付、此哥子細候、此哥あまのまて

がたと存候、海辺ニ蛤と申物沙中に候、其かたの候なる
を見付て海人等いそぎてこれをさし取候なるをいふまじ仮なしと
詠ずる由、基俊申候きと申、件抄物其時不知誰人所
進、清輔朝臣初出仕不経幾程手跡未見知、即返上
訖、後経多年此抄号奥義集進二条院之時、まくか
たのみ所書加也、彼時申旨和讒者相語作者之間、
結意趣書此事云々、其始書此抄物之時、物字誤多
き後撰ヲ見テ書僻事也、清輔朝臣於和哥勤字博覧異
他、哥躰又尤優也、然而父卿疎遠、若伝父祖之説者、
最初可書時沙子細、以後年追勘加犯非伝授之由分明
歟、庭訓如此、(後略)(天理圖書館善本叢書『平安時代歌論
集』影印による)

『袖中抄』第六、アマノマテガタは『奥義抄』を引用するが、
この出来事には言及しない。

以上の俊成の発言は、それぞれ多少の違いはあるが、
大体以下のようならう。

俊成が崇徳院に参ったところ、ある人物の書いた抄物
と言って意見を求められた。秘藏のものゆえ、その場で
一見してすぐ返すようにとのことであった。俊成は早卒

に見て、結構なものだと思いが、「あまのまくかた」について「未_レ勘」とあるのは、「あまのまてがた」とあるべきを誤写した本によつたため不明となつたのであると申し上げた。俊成はその当時、出仕後まもない清輔の筆跡を知らなかつたという(『三代集之間事』では初めから清輔の和歌雑抄として見せられたことになつてゐる)。ところが、清輔はそのことを伝え聞き、意趣を結び、「あまのまくかた」で正しいと強弁して注を加え、相伝の説と称したのは笑止である(『六百番歌合』判詞では、「門徒」が「あまのまくかた」説を付け加えたと述べ、顯昭はこの点に反論している)。

(3) 小西甚一氏編『新校六百番歌合』(昭51刊)による。表記を多少改めた。

(4) 歌以外の諸本「体」を全て「躰」に作るが以下ことわらない。

(5) 巫は標目の通し番号「三」脱落。

(6) 東等が「四十七首」と二首少ないのは、「まさぎの綱_{付思の}」「わか紫_{付とび立}ぬべし」と項目を合併したため、二項目減少したものである(書は「付」以下を欠き、二項標目

省略)。また、三は、「四十九首」のままであるが、「まさぎのつな」の下に「_{付思ひの}つな」と朱書して抹消している。これは、版本に、すぐ次に「おもひのつな」が項目として立てられているのに気づいたためと思われる。次の「わかむらさき」には何も書入れもないが、今度はあらかじめ留意したためかもしれない。以上、三はⅡ類本に一致する点がある。

(7) この通し番号が日本歌学大系本(巫内京も)では「十六」になつてずれているのは、版本が「十 相聞歌・挽歌」を「十相聞_{きょう}歌」「十一 挽_{ばん}歌」と分けたためである(冒頭のⅠ類本とⅡ類本の分類基準3参照)。なおⅠ類本中、二項目に分けるのは版本のみで、Ⅱ類本は二項目に分けるも、通し番号を付さない(分類基準2参照)。

(8) 『和歌色葉』はこの歌に、引用と断らずに版本系の注を付し(日本歌学大系第参卷、二二六頁)、『色葉和難集』は「清輔云」として諸本の注を、続いて「祐盛云」として版本系の注を掲げる(日本歌学大系別卷二、三八三頁)。他の歌学書との影響・引用関係については後述することとし、ここでは指摘にとどめる。

(9) 『袖中抄』第六、アマノマテガタ(橋本不美男・後藤

祥子氏編『袖中抄の校本と研究』昭60刊、一四一頁)はこの注を「奥義抄云」として引用するが、「追考」以下はなく、単に斎宮女御の歌を掲げるのみである。

『和歌色葉』(二三六―七頁)は引用と注せずやや略抄して掲げ、「追考」はない。

『色葉和難集』(五三三頁)は「祐盛云」とし、『奥義抄』を「追考」を含めて引用する。

(10) 『袖中抄』第五、アサモヨヒツサヤムサヤ(一〇〇頁)

は「奥義抄」^(云)として引用するが、「裏書」には及ばない。

但、やや前の箇所(九八頁)に「顯昭考万葉五巻抄序」云」とした引用中に、「裏書」とほぼ同じものが見える。

『和歌色葉』(一九四頁)は略抄し、文の順序も換るが、「裏書」とほぼ同じものを「人丸が集云」として引く。

『色葉和難集』(五三六―七頁)は「奥義抄云」として全文引用するが、「裏書」に及ばない。

(11) 『袖中抄』第九、カゾイロハヒルコ(一九〇頁)はご

く一部の引用、『和歌色葉』(二二〇頁)、『色葉和難集』

(四三二頁)も略抄されていて比較の対象とならない。

(12) 『袖中抄』第六、キモリノシルシ(二三九頁)は『奥

義抄』の書名を出すも引用なく、『色葉和難集』(四一四、四六二、四九七頁)は「奥義抄云」と三箇所引用するが、全て諸本共通部分である。

『和歌色葉』(二二三頁)は引用の明示なく略抄するが、「追考」の知識を念頭に置いた記述かと疑われる点が存する。

(13) 『色葉和難集』(三九二頁)は「奥義抄云」としてこ

の前の部分を引用するがこの箇所には及ばない。

(14) 俊成は『六百番歌合』判詞では、「あまのまくかた」説に執着し『奥義抄』に書入れたのは清輔ではなく「門徒」のしわざとしており、清輔の所為とは認めていない如くであるが、顯昭は『顯昭陳状』で清輔の「自筆押紙」があると反論している。また、『僻案抄』『三代集之間事』における俊成説の引用では「あまのまくかた」説について「門徒」の所為とは言わず、清輔の説と認めている。

(15) 版本では、巻中、下において、歌頭に付された番号が、

九条家旧蔵本と異っている箇所があるので、参考までに注記しておく。

後拾遺、拾遺抄、後撰集には異同なし。

「万葉集歌」は「二かつしかの」「三あかねさす」の二首が加わるので、以下番号が二つずつくり下るが、九条家旧蔵本で「四十四」とする「世中に」を数に入れぬため、「しらかしの」以下は番号のくり下りは一つとなり、「卅九ぬくくつの」で終る。

「古今歌」は九条家旧蔵本の「四十七まゆねかき」を数に入れぬため「卅七いてわれを」以下番号が一つずつくり上るが、末尾「かひかねをねこしやまこし」を数に入れるので、結局同じ「百十六」で終る（御巫本は版本と同じく「まゆねかき」を数に入れぬため、以後も版本と同番号であるが「かひかねをねこし山こし」に番号を付さぬため「百十五」で終っている）。

下巻余、問答には番号の違いはない。

なお、Ⅱ類本は歌に通し番号を付さない本が多い（東書内灌初灌。抄は「後撰集」と「古詞」にのみ番号を付す）。

(16) なお、本書のみ、「万葉集」歌注の項では、歌頭に

『万葉集』の巻数を小字で書き入れている。

(17) 「たのむよか」の歌は『高光集』(三四)に

世中はかなくて法しにならんとおもふころ

たのむよか月のねずみのさわぐまのくさばにかかるつゆ

のいのちは(新編国歌大観第三卷)

と見えており、藤原高光の歌であることは明らかであるが、「草のねに」の歌は、『俊頼髓脳』(国会図書館蔵

本)に

露のいのち草のはにこそかくれるを

月のねずみのありたしきかな

草のねに露のいのちのかよるまを

月のねずみのさはぐなるかな

これは世のはかなきたとひにてまじりもん経文にある事とぞうけ給

はる、(後略)

と見えているが、何人の詠か明らかでなく、従って、

「草のねに」歌が高光少将の歌となっている九条家旧蔵

本系は正しくない。

なお、国会図書館蔵本を底本としたとする日本歌学大

系本は、「露のいのち」歌の前に「花山院御製」とある
(第巻一五八頁)が、他本により補ったものらしく底
本にはない。

(18) I類本は全て日本歌学大系と同じであり、II類本は三
手文庫蔵本には校異なく、内閣文庫蔵抄本は省略部分
に当り、書陵部蔵零本は「又源氏哥云」として諸本と同
じ歌を掲げている。

(19) 『奥義抄』によって構文している『和歌色葉』(二〇
〇頁)は諸本と同じ歌を「源氏歌」として掲げ、『奥義
抄』を引用している『色葉和難集』(四四六頁)は、『源
氏物語』とは言わず同じ歌を挙げている。

(20) 日本歌学大系本「高峯」とあるが、御巫本以下諸本
「高岸」である。

(21) 片桐洋一氏『中世古今集注釈書解題』第四卷(昭59刊)
一一九頁等参照。

『延五記』には次のようにある。

此哥ハ一年中ノ心ヲヨメリ、前ニハ年内ニ早キ心ヲヨメ
リ、次ニハ此哥又早キ心也、袖ヒチテト云ハ夏ノ心過去
ノシニ秋ヲ思ヘリ、水レルハ即冬ナリ、春立今日トヨミ

テ一首ノ中ニ四季ヲツカサドル也(秋永一枝・田辺佳代
両氏編『古今集延五記天理図書館蔵』(昭53刊)による)

一方、『古今和歌集両度聞書』には次のようにある。

此哥よく時の巻頭くはんとうにはあたる也、実じつに朔日つひたちの心有こころ之、
心は夏なつのほどたづさはりつる水の氷こほりるさまも其興けいたる
事にて侍りつるを春来りて東風とうふうの吹ふとくさまなど立かへ
り心もめづらかなる心なり、又袖ひちてとは大かたはひ
たす也、但たゞしむつましく也、四季きをよめるなどいふ事は
不用、只光陰ただくはういんのうつる由也、むつましき人のおもはず
へだよりぬるもむつましくなる世のことはりをそへたり
(寛永十五年版本による)

なお、これらとほぼ同時期の一条兼良『古今集童蒙
抄』や成立時期が遡ると見られる昆沙門堂本『古今集
註』には、春夏冬の「三季」とする解釈が見える。

また、内閣文庫本が、「津守国夏作」としている根拠
は不明であるが、国夏の生存年代(正応一一正平八八一
二八九一一三五三)にすでにこの「四季」とする説が
あったか否か微妙である。今のところ『奥義抄』巻下が
本書のような形に改変されるに当って、国夏が関与した

という何らかの明徴は存在しない。

(22)

なお、半田氏は「因に京都図書館に内閣文庫本と全く同一本であつて」^(ガカ、稿者注)「古今和歌灌頂部」と外題のあるものがあり、此には「津守国夏作」の小書はない。」と書かれているが、現京都府立総合資料館では検索しえず、未見である。

(23)

この「或物云」以下は『袖中抄』第廿、トナリニハナヒルの項(四七九頁)に見えている。

(24)

仏眼院の豪春については未詳であるが、『顯伝明名録』(日本古典全集本)巻六に「豪春 本満寺仏眼院」と見えている。本満寺は京都市の日蓮宗寺院であろうか。後考を俟つ。

(25)

朱の書入れと振仮名は本文的に重要性に乏しいので、以下参考のため一括して掲げるに留める。

日本歌学大系本二二三頁十行目「イヅクトモ」の歌に

「御吉野(朱)」と頭書書入れ。

同二二三頁十四行目「ヲイハテ、」の歌に「老人(朱)」

と頭書書入れ。

同二二三頁十六行目「ヒトタビモ」の歌に「神勅(朱)」

と頭書書入れ。

同二二四頁十五行目「六躰」^(リク、朱)と振仮名。

同二二四頁十七行目「無心、所着」^(ツク)に「草木无心

(朱)」と頭書書入れ。

同二二五頁二行目「十躰」^(テイ、朱)と振仮名。

同二二五頁三行目「一和調六義」^(ノリク、朱)の「リク」振仮名朱書。

同二二五頁六行目「ナニハヅニ」の歌に「難波(朱)」

と頭書書入れ。

同二二五頁七行目「毛詩云、上ハ以風化下、下ハ以風判上」^(モテノスカタ)の次に「毛詩三百篇思无邪三字」と朱書書入れ。

同二二六頁二行目「調」^(云)の次に「上品ノ恋」と朱書書入れ。

書書入れ。

同二二六頁六行目「イッハリノ」の歌に「実者必虚

(朱)」と傍書書入れ。

同二二六頁十二行目「ユノトノハ」の歌に「古今(朱)」

と頭書書入れ。

同二二六頁十六行目「一和調六躰」^(ノリク、朱)云ハ」の「リク」

振仮名朱書。

(26) 極札は次のようである。

「頭昭法橋真跡 発端
このまきに 一冊(琴山墨印)」(表)

「和哥秘抄一冊戊午霜(栄墨印)」(裏)

更に次のような「代付札」がある。

「和哥問答 (付箋)」「小判式拾五兩」

墨付四十七枚

外白紙二枚

墨付丁数は現存丁数と同じであるから、二丁の切取はすでにされていたことが判る。また「白紙二枚」は現在の共紙表紙をさすと見られる。

また「覚」は読み難い所もあるが次のようになってい
る(湯浅吉美氏の教示を得た)。なお文中、*印を右肩
に付したものは、その箇所の間もしくは余白に同筆の
細字注記がある符号で、末尾に*を付し一字下げで掲げ
たものがそれである。この覚は次のものと併せいずれも
報告書の形をとっているが、あるいは前田松雲公への報
告書の写しであろうか。

覚

一和歌問答 一冊

閉直シ少計ふつくり、奥之明德、伝領、此分并白紙

ニ墨付有レ之所おとし可レ申候

閉直シ申儀最前之閉あなひろく成有レ之候間その儘と

ぢ申候は又紙すりくるひ可レ申候間最前之あな少目

だち不レ申候様ニつくりひ閉候は宜可レ有御座と

奉存由七左衛門申候

奥之墨取申候跡古キすみニ御座候間少あかみ残り申が

しゞけ申儀も可レ有候と奉存由申候、口二枚奥一枚や

れ申所御座候、白キ紙ニ而繼申様可レ仕候哉

小口三方少計けづり可レ申候

*最前のとぢあな目に立候処ニふさぎ候ても不レ苦候、

ともふさぎ候てあけ直シ可レ申候

*結句つくりひはあしく候、下一字ハ此方にてけづ

り候、此位にてさへ不レ苦候、古写ノ八雲御抄ノ奥

などは右けづり候よりも不手際ニ候へども結句つくり

ろひふはよく候、必つくりひ申まじく候

***ケヅリ可レ申候

一東撰六帖 一冊

裏打仕ふつくり可レ申候、右相濟御表紙可レ被レ仰付

候

裏打申時分虫くひ并やれ之所々随分入、足ヲ切不レ申候様ニ取あつかひうら打可レ仕候、裏打之紙ハ御書物紙之うすきニ而仕可レ申候、うら打申候はゞ裏書之墨色只上***か少おもてへみへ可レ申由申候

*有合だてヲ不レ仕、七左衛門存分ノまゝ成紙にて可レ申付ニ也

*ウラ書は態とも見へ申が殊勝にて尚よく候

一新葉集 二冊

大冊ヲ小冊同事ニ御本柄可レ仕候、大冊***ヲ小冊ニ可レ仕候、上下ニ而式部五厘取合切すへ申候へば、小冊同本ニ成申候、横巻部程ひろく御座候間切すへ可レ申候、字頭も大形揃申由申候

*取合と申事難ニ心得ニ候、小本ノ字頭ヲ合せ又くつヲも合せ見申候而其恰合次第ニ切り可レ申候、兩冊ノくつかむり揃候はでは成まじく候

右御書物三部修覆之儀被ニ仰出ニ之趣、経師七左衛門ニ為ニ申聞、御書物も為ニ致ニ拜見ニ候、七左衛門奉レ畏存寄之段覚書ニ仕奉レ親候、以上

十月廿八日

大河原八郎左衛門

松江 左 七

山下 吉左衛門

沢崎 清助

寺西 又 八

更にもう一通ある。

和歌問答 一冊

右経師七左衛門ニ申ニ付奥之墨取修覆ニ仕廻申候間奉レ入ニ御覽ニ候、御表紙可レ被ニ仰付ニ之旨先達而被ニ仰出ニ候、七左衛門申候者きれニ而御表紙被ニ仰付ニ候はゞ其節下閉も仕申度奉レ存候、只今下閉仕置追而きれ御表紙被ニ仰付ニ候へば其時分開放申儀御座候、最前之閉あな繕り置申候故重而閉直シ申儀くるひ可レ申かと奉レ存候、紙御表紙ニ而被ニ仰付ニ候へば開放申儀も無ニ御座ニ候由申候以上

十二月十二日

大河原八郎左衛門

松江 左 七

山下 吉左衛門

紙表紙可レ被ニ仰付ニ候、色あい等七左衛門相談仕親

可_レ申候、其上にて養朴調雲内へ泥にて上絵可_レ被_二 仰付_一也

(27) この事既に『袖中抄の校本と研究』の頭注(八七頁)に指摘されている。

(28) 『史記』卷二二六滑稽列伝と三六五―七頁の引用文とを比較すると、天理本が際立って『史記』に忠実であり、歌巫尊に省略が多いのと対照的である。一方、版は基本的には歌巫尊と同様であるが、『史記』を参照した形跡があり、字句の異っている箇所は傍書を施し、また、三六五頁十四行―十五行の「操_二一豚蹄酒一孟_一而祝曰、甌窶_レ滿_レ籩。汗邪_レ滿_レ車。五穀蕃熟、穰々_レ滿_レ家。臣」は『史記』により補ったと覚しく、天理本でも補われていない。

以下参考までに、日本歌学大系本三六七頁七行―十行の箇所を、日本歌学大系本、天理本、『史記』(中華書局本)を対照し、その一斑を示すこととする。

歌

優旃者秦倡朱儒也。秦始皇之時、置_レ酒而天雨。陛楯者沾寒。旃哀_レ之曰、汝欲_レ休乎。皆曰幸甚也。旃曰、我呼

汝、応曰、諾。有_レ頃殿上上_レ寿。旃臨_レ檻大呼曰、陛楯郎。々曰諾。旃曰、汝雖_レ長何益幸雨立、我雖_レ短固幸休居。於是始皇使_レ陛楯者得_二半相代_一。

天(訓点省略)

優旃者秦倡朱儒也、善為_二笑言_一、然合_二於大道_一、始皇時置_レ酒而天雨、陛楯者皆沾寒、優旃見而哀_レ之、謂_レ之曰、汝欲_レ休乎、陛楯者皆曰、幸甚、旃曰我即呼_レ汝、疾応曰、諾、居有_レ頃、殿上_レ寿呼_二萬歲_一、旃臨_レ檻大呼曰、陛楯郎、々曰、諾、旃曰、汝雖_レ長何益、幸雨立、我雖_レ短固也、幸休居、於是始皇使_レ陛楯者得_二半相代_一。

史記(中華書局本三三〇二頁)

優旃者、秦倡朱儒也。善為_二笑言_一、然合_二於大道_一。秦始皇時、置酒而天雨、陛楯者皆沾寒。優旃見而哀之、謂之曰、汝欲休乎。陛楯者皆曰、幸甚。優旃曰、我即呼、汝疾応曰諾。居有頃、殿上上寿呼万歳、優旃臨檻大呼曰、陛楯郎曰、諾。優旃曰、汝雖長、何益、幸雨立。我雖短也、幸休居。於是始皇使陛楯者得半相代。

他の箇所も天理本は省略せず引用しており、字句の異同も極めて少ない。一方が鎌倉期の写本で引用文であり、

一方が現行の通行本であることを考えると、極めてよく一致していると言つてよいであらう。

- (29) 橋本不美男、後藤祥子氏編『袖中抄の校本と研究』による。多少表記を統一した所がある。

- (30) 『袖中抄』は「後撰哥、貫之哥」と、二首の歌を掲げるのを略しているが、これは、その前に既に挙げてゐるためである。

- (31) この事、橋本、後藤両氏著書の頭注に指摘されている。

- (32) この本の書写者については、拙稿「清輔本古今集を披見した人々―江戸後期伝来覚書―」(『三田国文』10昭63・12) 参照。

- (33) 川瀬一馬氏「中世における辞書の二三について―附、大永四年鈔本金句集―」(青山学院女子短期大学「紀要」10昭33・11、『増古辞書の研究』昭61刊所収) 参照。猪熊信男氏恩頼堂文庫に鎌倉中期を降らぬ断簡三葉(片仮名本)が蔵されているという。

- (34) 中村啓信氏「信西日本紀鈔」(『季刊文学・語学』28昭38・6)、同氏「信西『日本紀鈔』の性格」(岩橋小弥太博士頌寿記念会編『日本史籍論集』上巻、昭44刊所収)、同

氏「信西日本紀鈔」(国学院大学「日本文化研究所紀要」40昭52・9) 参照。

- (35) 川瀬一馬氏『古辞書の研究』(昭30刊)、辻勝美氏『長明文字鑑』考―『色葉和難集』との関係を中心に―(日本大学「語文」69昭62・12) 参照。

- (36) 本書には「解難集云」というのも見えているが(四四四、四九一、四九三、五一七、五九四頁)、これは「三代難義集」とは別書で、清輔の著作でもないと思われる。なぜなら四九一頁「一、うつぶしぞめ」の項に「清云、ふしぞめとは衣のくろくそめたるをいふなるべし。うつぶしぞめとは人のうつすによそへてよめるにや。解難集云、ふしぞめのきぬとは、くろききぬなり。」とあり、「清云」は『奥義抄』を初め現行の清輔著作に見えないことから、恐らく「三代難義集」よりの引用かと思われる。従つて、続いて引用される「解難集」とは別書と考えられるからである。更に、四九三頁「一、うなるご」の項に「解難集云、うなるごとはほととぎすなり。初学抄云、うなるごとはわらはなり。」とあつて、「初学抄」は『和歌初学抄』(日本歌学大系第貳卷、二二二頁)に確かに

見えており、それと説を全く異にする「解難集」が清輔の著作でないことは明らかと考えるからである。

(37) 早稲田大学図書館蔵。早稲田大学蔵資料影印叢書『中世歌書集』所収。

(38) 日本歌学大系別巻二の解題によれば、『色葉和難集』には草稿本(仮名寄和歌)と精撰本とがあり、この項は草稿本のみに残る項目であるという。

(39) 『奥義抄』の受容、引用が、諸本の本文異同にかかわる例はその他にも存在し、川平ひとし氏「『三代集之間事』読解」(『跡見学園女子大学国文学科報』11昭58・3)に指摘されている『三代集之間事』における後撰集巻四、二二四「こよひかく」歌の注もその一例である。

『三代集之間事』には次のようにある。
夏、和歌事夏夜月おもしろく侍けるに
よみ人しらす

こよひかくながむる袖のかはかぬは月の霜をや

秋と見つらむ

積云、月のしも、このゐねる所也如本(たか)

家説、聊も深心なし、只月を霜と見て霜のをきたるは秋にやと思よし也

右の注において「積云」を川平氏は『三代集之間事』の他の部分の例からして『奥義抄』説の引用とされ、更にそれが「裏書追勘」(版本の項10、本稿一七三頁)に見える説であることを指摘されている。既述のように当該「裏書追勘」は版本のみに見える記事である。

また、注(2)に引用した「あまのまくかた」歌の注も版本(及び大東急本の別本書入)のみに見えるものである。

従って以上二点においては『三代集之間事』の拠った『奥義抄』は版本のような形態を持っていたことになる。しかしその一方、これも川平氏が指摘されているが、後撰集巻十八、二二五九「今こむと」歌の「さくさめのとじ」に関して、『三代集之間事』は、「但、清輔朝臣所注追考と書之如本中丁年にて死由歟ト疑」として、「追考」がある旨を言うが、管見の『奥義抄』諸本に「追考」を有するものはない。更に、後撰集巻十三、九〇三「はすなはの」歌(通行本并『三代集之間事』では「はちすばの」)に関して『三代集之間事』が「はすなはは海云々」という説を掲げているのは、『奥義抄』の一部ら

しく思われ、版本とは一致せず、それ以外の諸本の形に拠っているかと思われる（版本の項12参照）。

従って、僅かこれだけの箇所と比較からでも、『三代集之間事』の拠った『奥義抄』が現行のいずれの伝本とも一致していないらしいことが見てとれる。

このような情況は、既述の『袖中抄』『和歌色葉』『色葉和難集』の場合と同じであると考えられる。従って、他の歌学書等についても、一、二箇所引用の一致、不一致により、その書の拠った『奥義抄』の系統を推定することは今のところ出来ないと考えるべきである。

ただ、版本のみに見える「こよひかく」歌の「裏書追勘」の淵源の古さが確認されたことにより、版本のみに見える記事が、『奥義抄』本文として無視しえないとする根拠を一つ加えうることになる。

〔付記〕本調査に際し、御所蔵の図書の閲覧・複写を許された諸文庫・機関に深く感謝の意を表す。

〔追記〕本稿入稿後、浅田徹氏「祐盛抄について―奥義抄・和歌色葉との関係から―」（『国文学研究』99平1・10）が発表さ

れ、本稿の余説中『和歌色葉』『色葉和難集』の項と関連する所がある。殊に、『色葉和難集』の「祐盛云」が『奥義抄』の影響を受けたものであり、その逆ではないことを完全に立証された点と、同じく「祐盛云」が『奥義抄』から直接のみならず、『和歌色葉』を通して影響を受けていることの指摘は本稿では思い至らなかった点で、後者に関しては、本稿二五七頁上段の箇所等多少の修正を要する点もあるが、論旨には影響なく、また、浅田氏の論とも齟齬しないと考えるので、今そのままとする。なお、問題点があれば、機を得て再考したい。

本稿校正中に久曾神昇博士の御好意により九条家旧蔵本の調査と撮影を許された。当該箇所補訂を要する点若干が生じたが、併せて今後の課題としたい。久曾神博士に深く感謝の意を表す次第であります。